

串間市公共施設等総合管理計画 目次

序章 串間市公共施設等総合管理計画作成の背景と目的	1
第1章 串間市の概要	8
1. 串間市の人口	8
2. 串間市の財政状況	11
第2章 公共施設の状況及び将来の見通し	18
1. 公共施設（建築物）の現状と課題等	18
2. 公共施設の将来更新費用の推計	56
3. 土木インフラの現状と課題及び将来更新費用の推計	58
4. 公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の推計	65
第3章 計画における基本方針	67
1. 公共施設マネジメントのあり方	67
2. 串間市公共施設等総合管理計画の基本方針	71
3. 公共施設縮減目標の設定とその効果	73
4. 計画期間	73
5. 公共施設等の維持管理方針	75
6. インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針	78
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	81
1. 保有施設の再分類	81
2. 保有施設の簡易評価	85
3. 簡易評価を用いた整備方針	87
4. 整備方針から見た配置状況	89
5. 類型ごとの整備方針	92
6. 地区別の整備方針評価結果	122
第5章 施設整備の方向性	124
1. 「用途廃止」及び「要早急対応」と評価された公共施設について	124
2. 「更新検討」及び「利用検討」と評価された公共施設について	126
3. 「維持保全」と評価された公共施設について	129
4. 工事費用平準化の目安	131
5. 個別施設計画に基づく保全業務の推進	134

第 6 章 計画の推進	139
1. 庁内推進体制	139
2. 計画の進行管理	140

序章 串間市公共施設等総合管理計画作成の背景と目的

【背景と目的】

我が国の公共施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、すでに更新時期を迎えたものや、早急な老朽化対策、耐震化が求められているものなどがあり、その施設は今後も増加し続ける見込みである。

日本全国における総人口の減少、少子化・超高齢化社会の到来、行政における財政状況のひっ迫、公共施設の老朽化、大規模自然災害の発生など地球規模での環境の変化、ICT（情報通信技術）の発展、住民ニーズの多様化、さらには防災意識の高揚など、これまで以上に地方自治体の施設管理、そして行政サービスの在り方に対する認識と仕組みの変化が求められている。

一方、インフラ系の公共施設においても経年変化等による損傷・劣化が進んでおり、将来的な修繕予測を想定した維持管理計画や予防保全型の維持管理による長寿命化対策が求められている。

また、少子高齢化、核家族化などの一般的な社会情勢の大きな変化に伴って、公共施設に対するニーズの変化への対応も、重要な課題となっている。

このような喫緊の状況を受け、国は本格的かつ持続可能な施設管理に取り組むべく、2013年11月29日付けで国土交通省から「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が示され、また2014年4月22日には総務省から「公共施設等総合管理計画の策定要請」が各都道府県知事と各市町村長に通達されている。

串間市（以下文中では「本市」という。）も全国と同様に、人口の変化や高齢化社会の進行により、公共施設の在り方やニーズが変化してくることが予測される。

その中で、本市の財政は、地方交付税の削減等に加え、インフラをはじめ多くの施設が更新費用に多額の経費を必要とするほか、社会保障関連経費の増大により非常に厳しい状況にある。その一方で、市民ニーズは、高度化、多様化していく傾向にあり、地方行政が担う役割は大きくなっていくことが予想される。

また地方が主体的に継続性のある行政運営を図るための施策の一つとして、本市が保有するすべての行政資源について効率的かつ効果的に活用していくことが求められる。よって、公共施設等の各用途の具体的な計画を作成し、着実に実行していく方向性を示すことにより、本市全体の調和のとれた、持続可能なまちづくりに必要な公共施設等を維持していくこと、併せて、本市における未利用財産の売却や利活用を具体化することを目的として本計画を策定する。

【串間市の状況】

本市では、長期総合計画をはじめ様々な計画を策定し、公共施設等に関する取組を行ってきた。公営住宅、橋梁及び運動公園施設に関しては、長寿命化計画が策定されており、計画的な修繕・改修等による施設の長寿命化が図られてきた。

また、公共施設や学校施設に関しては、令和2年度に個別施設計画を策定し、将来負担の軽減を図ることとしている。

【串間市公共施設等総合管理計画の位置づけ】

本計画は、本市の上位計画である「第六次串間市長期総合計画基本計画」を下支えする計画であり、「串間市自立推進行政改革プラン」と連動して、各政策分野の中で公共施設面の取組に対して横断的な指針を提示するものである。また、個別の施設を対象として策定されている「串間市公営住宅長寿命化計画」「串間市橋梁長寿命化修繕計画」「串間市総合運動公園施設長寿命化計画」などの公共施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとする。

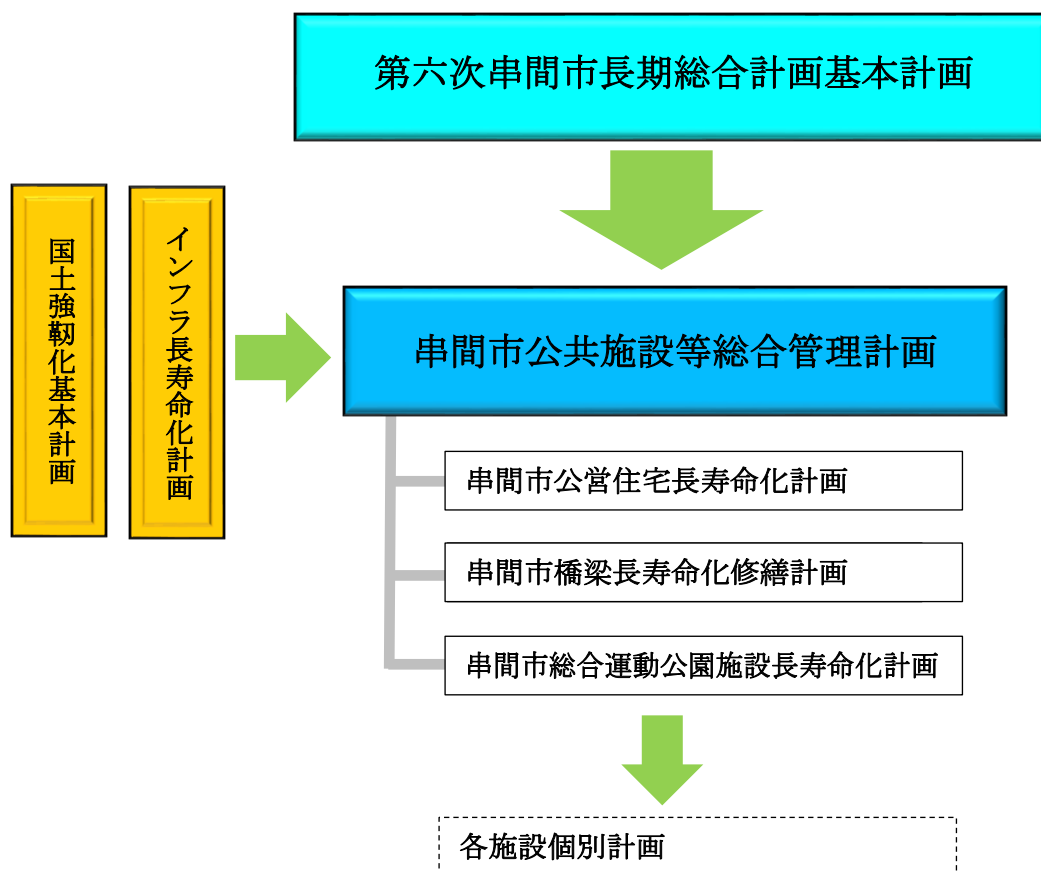


図 計画の位置づけ

「第六次串間市長期総合計画基本計画」の中で、公共施設に関して下表のとおり施策を掲げている。

■第六次串間市長期総合計画基本計画

策 定 機 関	串間市		
策 定 年	2021 年（令和 3 年）3 月		
計 画 期 間	前期：2021 年度（令和 3 年度）～2025 年度（令和 7 年度） 後期：2026 年度（令和 8 年度）～2030 年度（令和 12 年度）		
将 来 都 市 像	豊かな自然と共存しみんなで創り育てる多様性と持続性のまちくしま		
基 本 目 標	1. 多様なひと考え方が尊重され思いをかたちにするくしま 2. とともに寄り添い支え合い自分らしく活躍するくしま 3. まなび育み夢叶え未来へ翔びたつくしま 4. つくりそだてる交流と魅力あふれるまちくしま 5. みんながつながり安心と安全スマートなまちくしま 6. 豊かな自然の恵みと共存し持続するまちくしま		
公 共 施 設 に 関 する 記 述	◆基本目標 1 基本施策 1：市民主体のまちづくりの推進		
	施策概要	主な事業	事業概要
	地域協働のあり方の模索と確立	集落支援員の配置	集落支援員を配置し、集落点検を行うとともに、多世代間の交流や居場所づくりをはじめとした、一人ひとりが大切にされる地域づくりを目指します。
	コミュニティ施設の整備・充実	コミュニティ施設の建替え、有効活用、自主管理・運営	老朽化した施設の建替えなどコミュニティ施設の整備・充実に努めます。また教育施設の開放など既存施設のコミュニティ施設としての有効活用を検討します。さらに、地域によるコミュニティ施設の自主管理・運営を促進するとともに、施設のバリアフリー化を進めます。
	◆基本目標 2 基本施策 1：保健・医療の充実		
	施策概要	主な事業	事業概要
	市民の医療ニーズへの対応	市民病院と関係医療機関との連携	医療については、市民病院と関係医療機関との連携のもと高度化・多様化する市民の医療ニーズに対応しています。
	地域医療体制の充実	新しい技術の導入	市民病院、市内医療機関や近隣自治体との機能分担と広域的連携のもと、病病連携・病診連携体制の整備・充実を進めるとともに、地域包括ケアシステムの深化と、宮崎大学との連携のもと、地域医療を推進していきます。 また、遠隔診療などの新しい技術の導入を進めます。

公 共 施 設 に 関 する 記 述	基本施策 2：地域福祉の充実		
	施策概要	主な事業	事業概要
	社会福祉協議会、関係団体等の活動支援	各種福祉活動の活発化を支援する	ボランティアセンターの強化、福祉ボランティアやNPOの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。
	ユニバーサル・デザインのまちづくり	公共施設のバリアフリーの実現	ユニバーサル・デザインの視点に立って、視覚障がい者誘導ブロック等の設置など道路や公共施設のバリアフリーの実現や生活環境の整備を進めます。
	基本施策 5：子育て支援の充実		
	施策概要	主な事業	事業概要
	保育サービスの充実	保育環境の改善	特別保育など多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実や施設等保育環境の改善とともに、地域での子育て支援の拠点となる教育・保育施設において、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。
	◆基本目標 3		
	基本施策 1：学校教育の充実		
	施策概要	主な事業	事業概要
	特別支援教育の推進	各学校の施設整備	関係機関との連携のもと、各学校の施設整備や教員配置のほか、特別支援教育支援員の配置に努めるなど、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・支援に努めます。
	学校教育施設・設備の整備・充実	学校教育施設・設備の整備	緊急性・優先度を考慮して学校教育施設・設備の整備・充実を図ることで、安全で安心な学校づくりに取り組みます。
	基本施策 2：生涯学習・生涯スポーツ社会の確立		
	施策概要	主な事業	事業概要
	社会教育関連施設の充実	施設の有効活用と老朽化対策	社会教育活動の拠点となる文化会館、公民館などの施設の充実とともに、利用者ニーズに応じた運用の検討、他の市有施設の有効活用に努めます。また、社会教育施設は、老朽化対策が必要となっており、施設の効率的な使い方や、廃止等についても検討していきます。

公共施設に関する記述	図書館の充実	利用しやすい図書館づくり	利用者のニーズや社会情勢に沿った計画的な蔵書整備と利用しやすい図書館づくりを行うとともに、学校教育支援（子育て支援含む）など新しいサービスの提供を推進します。
	スポーツ施設の整備充実・有効活用	スポーツ施設の整備・充実と指定管理者制度の活用	総合体育館、総合運動公園などの各種スポーツ施設について、利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、指定管理者制度により、民間的ノウハウを活用することで、より柔軟な施設管理運営を行い、利用者の利便性の向上と施設の有効活用にも努めます。

基本施策 4：地域文化の継承・創造

施策概要	主な事業	事業概要
芸術・文化団体、指導者の育成	市民の芸術・文化活動の活発化	文化会館を拠点にして、各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。
文化イベント等の充実	既存施設の活用	既存施設を活用した多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。
文化財の活用	情報発信と交流活動	旧吉松家住宅など文化財を通じた情報発信と交流活動を推進するとともに、文化財の効果的な活用を図ります。

◆基本目標 4

基本施策 1：農林水産業の振興

施策概要	主な事業	事業概要
農業生産基盤の充実とスマート農業の推進	農業生産基盤の充実	生産者並びに関係機関との連携のもと、ほ場の区画拡大等による農業生産基盤の一層の充実に努めます。
漁業基盤の整備と水産資源の確保	漁港施設の整備	漁港施設においては、漁船の保全を目的としたものだけではなく、背後の集落を津波等の自然災害より守る施設として、整備を進めるとともに、漁礁の設置等により漁場の整備に努めます。

基本施策 2：商工業・地場産業等の振興

施策概要	主な事業	事業概要
商業拠点の活用	中心市街地再開発の拡充	重点道の駅に選定された機能の整備を進め、道の駅周辺空き地を含めた区域の利活用など、今後の市街地整備の具体的施策の調査研究に努め、国道歩道整備等の都市基盤整備の実現と中心市街地の再開発の拡充を図ります。

図書館の充実	利用しやすい図書館づくり	利用者のニーズや社会情勢に沿った計画的な蔵書整備と利用しやすい図書館づくりを行うとともに、学校教育支援（子育て支援含む）など新しいサービスの提供を推進します。
スポーツ施設の整備充実・有効活用	スポーツ施設の整備・充実と指定管理者制度の活用	総合体育館、総合運動公園などの各種スポーツ施設について、利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、指定管理者制度により、民間的ノウハウを活用することで、より柔軟な施設管理運営を行い、利用者の利便性の向上と施設の有効活用にも努めます。

基本施策 4：地域文化の継承・創造

施策概要	主な事業	事業概要
芸術・文化団体、指導者の育成	市民の芸術・文化活動の活発化	文化会館を拠点にして、各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。
文化イベント等の充実	既存施設の活用	既存施設を活用した多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。
文化財の活用	情報発信と交流活動	旧吉松家住宅など文化財を通じた情報発信と交流活動を推進するとともに、文化財の効果的な活用を図ります。

◆基本目標 4

基本施策 1：農林水産業の振興

施策概要	主な事業	事業概要
農業生産基盤の充実とスマート農業の推進	農業生産基盤の充実	生産者並びに関係機関との連携のもと、ほ場の区画拡大等による農業生産基盤の一層の充実に努めます。
漁業基盤の整備と水産資源の確保	漁港施設の整備	漁港施設においては、漁船の保全を目的としたものだけではなく、背後の集落を津波等の自然災害より守る施設として、整備を進めるとともに、漁礁の設置等により漁場の整備に努めます。

基本施策 2：商工業・地場産業等の振興

施策概要	主な事業	事業概要
商業拠点の活用	中心市街地再開発の拡充	重点道の駅に選定された機能の整備を進め、道の駅周辺空き地を含めた区域の利活用など、今後の市街地整備の具体的施策の調査研究に努め、国道歩道整備等の都市基盤整備の実現と中心市街地の再開発の拡充を図ります。

公共施設に関する記述	基本施策3：観光・交流活動の振興		
	施策概要	主な事業	事業概要
	今後の課題	施設間のネットワーク化	都井岬をはじめ、温泉、高松海水浴場、幸島、赤池溪谷、恋ヶ浦のサーフィン、ゴルフ場といった既存観光資源の整備・充実・ネットワーク化を図るとともに、観光地のインフラ整備により、安全・安心に楽しめる観光地づくりも求められています。
	◆基本目標5		
	基本施策1：道路・交通ネットワークの整備		
	施策概要	主な事業	事業概要
	市道の整備	市道の整備と橋梁の長寿命化	総合的な道路整備方針により、市道の整備と橋梁の長寿命化を計画的・効率的に進めます。
	安全で快適な道づくりの推進	安全で快適な道づくり	道路（橋梁）整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。
	福島港の活用	必要な整備の要請	港湾の機能が十分に発揮できるよう所要の港湾施設の整備を要請します。
	基本施策3：住宅・市街地の整備		
	施策概要	主な事業	事業概要
	今後の課題	市営住宅の経年化	市営住宅については経年化が進み、これらへの対応が課題となっています。入居者の安全で快適な居住環境を保つため、耐用年数を勘案した長寿命化改修、個別改善を実施する等、質の向上を図っていく必要があります。また、老朽化した市営住宅については住宅の集約化を図る等、建替事業において、良好な居住環境を提供するため、制度事業等を活用した整備に取り組んでいく必要があります。
	公共施設やインフラ等の適正な維持管理と更新等の推進	公共施設等総合管理計画	公共施設等総合管理計画により、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を図るとともに、市内道路網等の整備によるネットワーク化を推進します。
	基本施策4：交通安全・防犯体制の充実		
	施策概要	主な事業	事業概要
	今後の課題	交通安全施設や歩道等の整備	通学路、生活道路等の実情を再点検・再確認し、必要に応じた交通安全施設の整備や歩道等の整備を進める必要があります。

公 共 施 設 に 関 する 記 述	基本施策 5：消防・防災・救急体制の充実		
	施策概要	主な事業	事業概要
	総合的な防災体制の確立	防災施設の整備充実、公共施設の耐震化	避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実、地域の商工業者の協力を得て食糧・飲料水・生活必需品等を備蓄するなど、地域防災計画にもとづき、総合的な防災体制の確立を進めます。
	常備消防・救急体制の充実	常備車両等整備計画	消防体制の基盤強化を図るため、常備車両等整備計画にもとづき、消防施設や資機材、消防車・救急車等の整備を図ります。
	◆基本目標 6		
	基本施策 2：生活環境の整備		
	施策概要	主な事業	事業概要
	墓地・火葬場の充実	施設の維持管理	火葬場については、良好な環境を保つため、施設の維持管理に努めます。
	し尿等処理体制の充実	長寿命化計画	し尿処理施設については、適正な維持管理に努めます。
	基本施策 3：上下水道の整備		
	施策概要	主な事業	事業概要
	計画的な水道施設の整備	水道施設の計画的な整備	老朽化施設の更新と耐震化を進め計画的な水道施設の整備と長寿命化を図ります。
	基本施策 4：公園・緑地の整備及び水辺の保全		
	施策概要	主な事業	事業概要
	地域の公園・広場の整備	公共空間の環境整備	公園・広場の整備を図るとともに、適正な維持管理、利用者の安全確保、公共空間の環境整備に努めます。
	総合運動公園の整備・活用	施設の整備・改修	施設の整備・改修により、市民のスポーツ・レクリエーション、いこいの場としての利用増進、またスポーツイベント・キャンプの誘致活動に努めます。
	基本施策 5：景観の保全・形成及び土地利用		
	施策概要	主な事業	事業概要
	市街地景観づくり	景観に配慮した整備	市の玄関となる JR 各駅周辺、中心市街地、沿道周辺などは、市街地としての整備を図るとともに、公共サインの統一など、景観に配慮した整備に努めます。

第1章 串間市の概要

1. 串間市の人口

本市の総人口は、一貫して減少傾向で推移している。2015年(平成27年)の国勢調査による総人口は18,779人であり、1980年(昭和55年)の総人口29,420人と比較すると、35年間で10,641人減少しており減少率は約36%である。

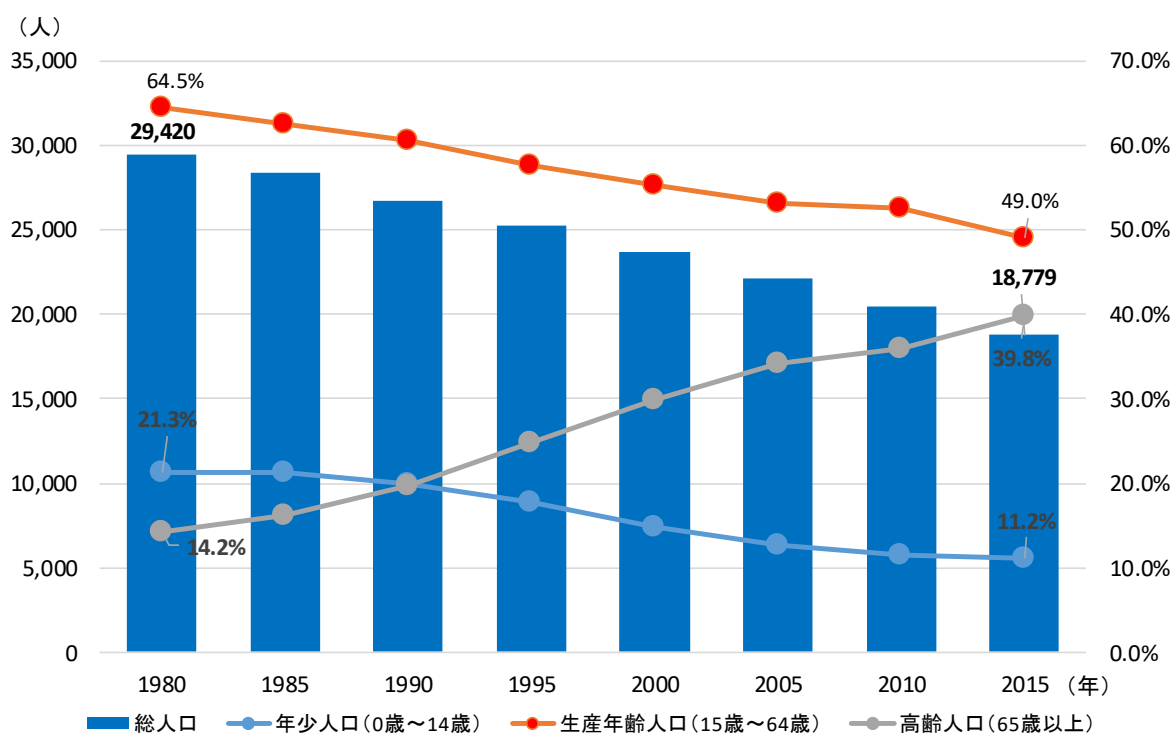


図 串間市の人口推移

出典：各年国勢調査

本市では「串間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において長期的な視点による人口推計を行っている。20 年後の 2040 年(令和 22 年)には 12,297 人まで減少し、2060 年(令和 42 年)には 9,108 人まで減少すると推定している。生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 2060 年(令和 42 年)には 4,515 人と現在の約半数になる一方、高齢化率は 2030 年（令和 12 年）に 46.5%のピークとなり、2060 年(令和 42 年)には 35.8%となる。

少子高齢化が進むと納税者が減少する一方で社会保障費が増加となる。そこには現在ある施設とは違うニーズが発生することが予測される。

表 市人口推計

	年代	総人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	高齢比率
過去実績	1980	29,420	6,262	18,970	4,188	14.2%
	1985	28,328	6,029	17,715	4,584	16.2%
	1990	26,734	5,308	16,166	5,260	19.7%
	1995	25,243	4,472	14,535	6,236	24.7%
	2000	23,647	3,498	13,091	7,058	29.8%
	2005	22,118	2,795	11,752	7,571	34.2%
	2010	20,452	2,356	10,766	7,330	35.9%
	2015	18,779	2,104	9,562	7,113	37.8%
将来推計	2020	16,959	1,892	7,678	7,388	43.6%
	2025	15,657	1,749	6,654	7,254	46.3%
	2030	14,475	1,575	6,169	6,736	46.5%
	2035	13,372	1,523	5,801	6,047	45.2%
	2040	12,297	1,461	5,481	5,355	43.5%
	2045	11,278	1,390	5,180	4,708	41.7%
	2050	10,386	1,369	4,800	4,216	40.6%
	2055	9,672	1,358	4,582	3,732	38.6%
	2060	9,108	1,330	4,515	3,263	35.8%

出展：「串間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」よりデータ抜粋

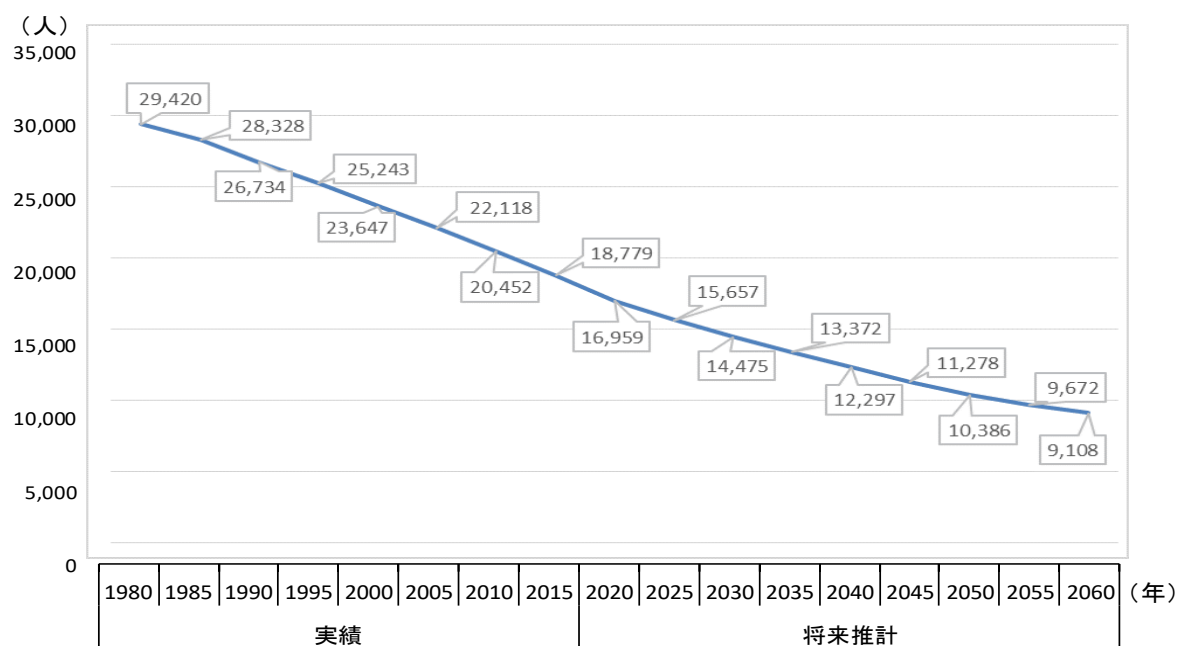


図 人口推移実績及び将来推計

出展：「串間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」

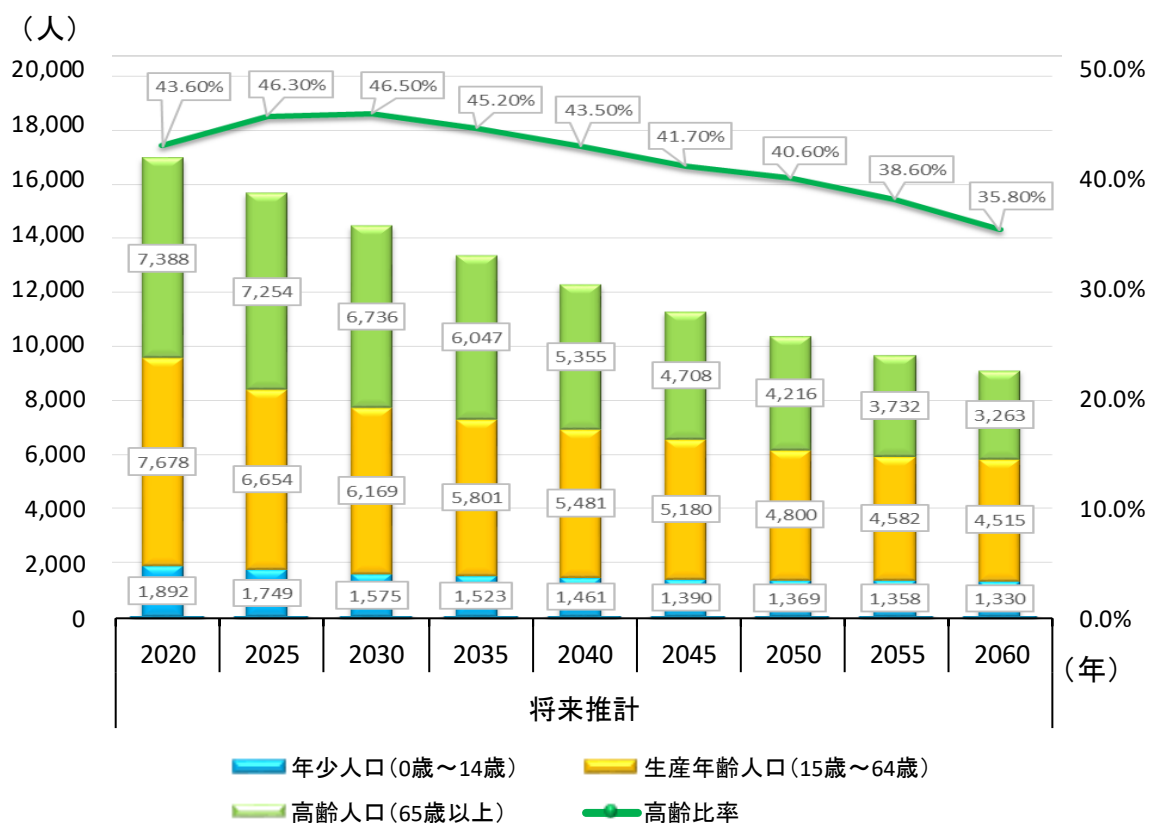


図 年齢3区分人口 将来推計

出展：「串間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」

2. 串間市の財政状況

本市の過去 10 年間の歳入・歳出について示す。財政規模は拡大傾向が見られるが、人口減少の程度を踏まえると、今後もこの傾向が継続するとは考えにくく、将来的な財政状況は現状よりも厳しくなると予測される。

(1) 歳入（普通会計）の内訳

2020 年度（令和 2 年度）決算の歳入額は 163 億 883 万円であり、前年度と比較すると 24 億 1,809 万円増加している。

自主財源では「市税」が 10.6%、依存財源では「地方交付税」が 29.6%と最も割合が大きい。

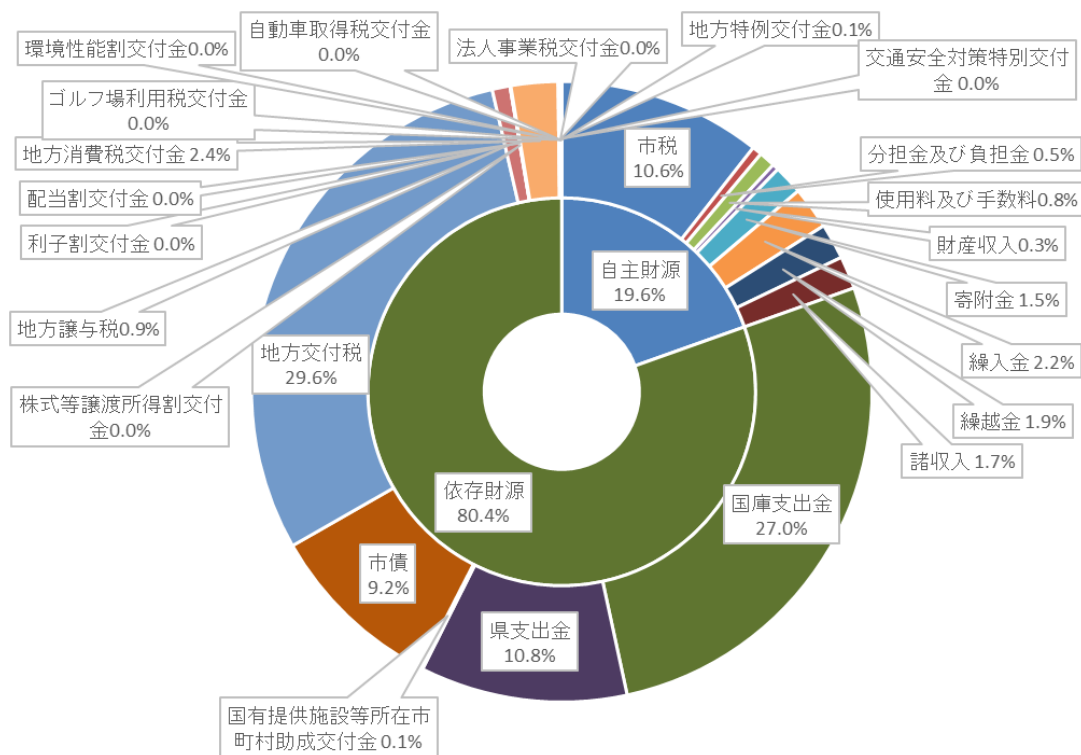


図 2020 年度(令和 2 年度)歳入（普通会計）の内訳

※割合は端数処理により合計が 100%とならない。

出典：「総務省普通会計決算の概要」

表 歳入（普通会計）の内訳

(単位：千円)

区分	款	2019年度(令和元年度)		2020年度(令和2年度)		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
自主財源	市税	1,719,518	24.9%	1,727,306	19.6%	7,788
	分担金及び負担金	134,277		82,689		-51,588
	使用料及び手数料	149,251		137,380		-11,871
	財産収入	29,214		53,618		24,404
	寄附金	76,301		248,986		172,685
	繰入金	669,879		360,867		-309,012
	繰越金	381,356		303,727		-77,629
	諸収入	304,251		277,435		-26,816
依存財源	国庫支出金	2,421,266	75.1%	4,411,194	80.4%	1,989,928
	県支出金	1,155,086		1,759,379		604,293
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	19,799		21,658		1,859
	市債	1,536,508		1,500,594		-35,914
	地方交付税	4,786,670		4,835,469		48,799
	地方譲与税	133,032		152,204		19,172
	利子割交付金	712		755		43
	配当割交付金	3,786		2,963		-823
	株式等譲渡所得割交付金	2,032		3,564		1,532
	地方消費税交付金	322,517		398,310		75,793
	ゴルフ場利用税交付金	5,782		5,524		-258
	環境性能割交付金	3,029		6,237		3,208
	自動車取得税交付金	11,313		0		-11,313
	法人事業税交付金	0		6,601		6,601
	地方特例交付金	23,052		10,357		-12,695
	交通安全対策特別交付金	2,113		2,010		-103
合計		13,890,744	100%	16,308,827	100%	2,418,083

2011 年度(平成 23 年度)以降の歳入の推移をみると、市税の平均は 16 億円程度で推移しているが、将来的には、人口が減少していくと推計されているため、生産年齢人口の割合も同時に減少すると見込まれ、市税が減少していくことは避けられないと考えられる。

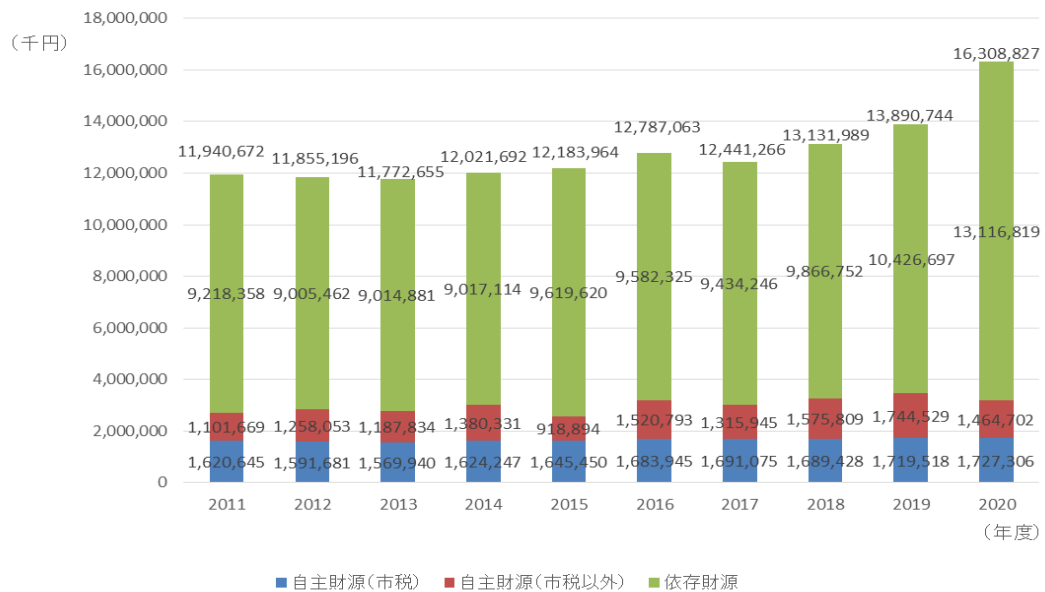


図 歳入（普通会計）の推移

出典：「総務省普通会計決算の概要」

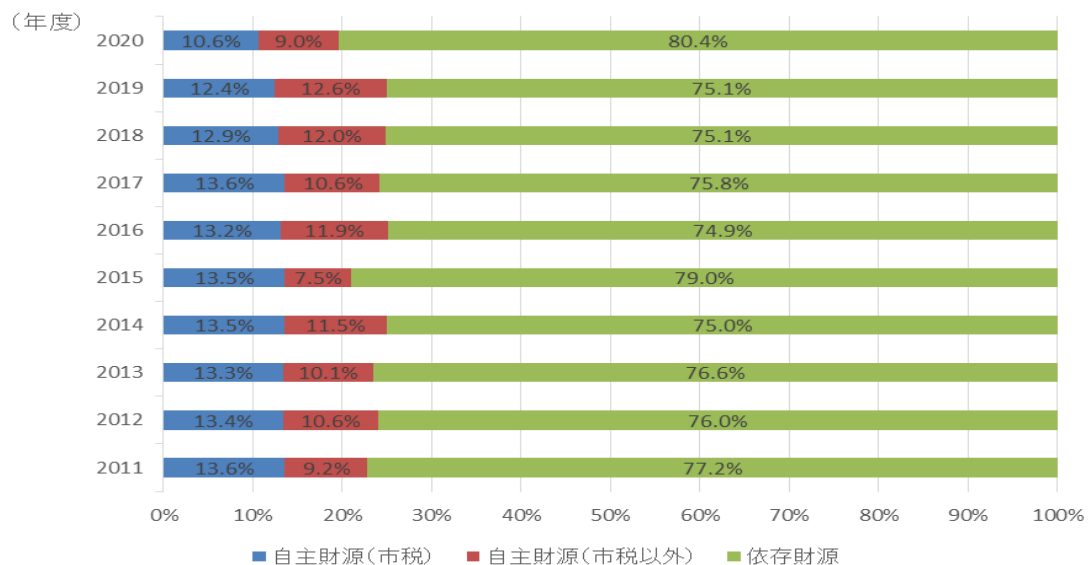


図 歳入（普通会計）の割合 出典：「総務省普通会計決算の概要」

(2) 歳出（普通会計）の内訳

2020 年度(令和 2 年度)決算の歳出額は、159 億 8,655 万円で、前年度と比較すると 23 億 9,954 万円増加している。扶助費、普通建設事業費等は減少しているものの、補助費等が増加しており、歳出の増加要因となっている。

義務的経費では「扶助費」(18.2%)、投資的経費では「普通建設事業費」(13.9%)、一般行政経費では「補助費等」(22.3%)、その他経費では「繰出金」(8.2%)の割合が大きい。

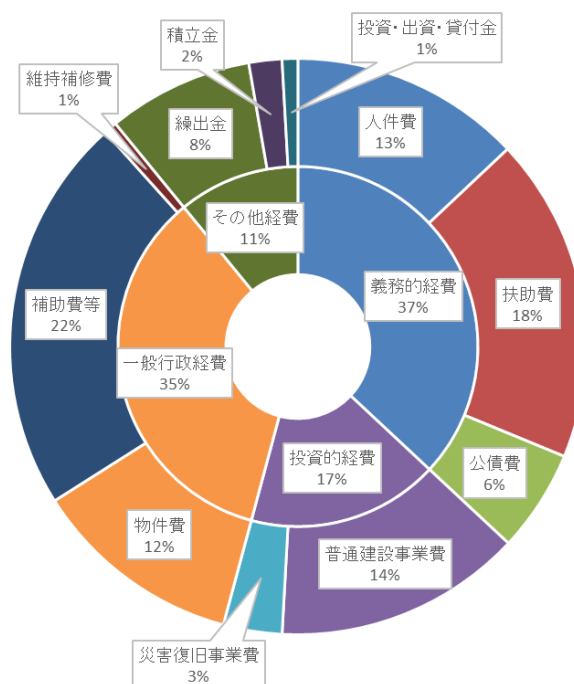


図 2020 年度(令和 2 年度)歳出（普通会計）の内訳 出典：「総務省普通会計決算の概要」

表 歳出（普通会計）の内訳

(単位：千円)

区分	款	2019年度(令和元年度)		2020年度(令和2年度)		増減額
		決算額	構成比	決算額	構成比	
義務的経費	人件費	1,883,196	42.2%	2,074,551	37.0%	191,355
	扶助費	2,940,380		2,916,969		-23,411
	公債費	903,951		917,041		13,090
投資的経費	普通建設事業費	2,622,818	22.1%	2,225,286	17.2%	-397,532
	災害復旧事業費	384,976		526,485		141,509
一般行政経費	物件費	1,775,340	23.1%	1,892,322	34.9%	116,982
	補助費等	1,291,366		3,572,144		2,280,778
	維持補修費	77,499		116,498		38,999
その他経費	繰出金	1,322,962	12.6%	1,307,939	10.9%	-15,023
	積立金	260,529		296,477		35,948
	投資・出資・貸付金	124,000		140,842		16,842
合計		13,587,017	100.0%	15,986,554	100.0%	2,399,537

2011年度(平成23年度)以降の歳出の推移をみると、人件費は各年により多少の増減はあるものの、減少傾向にある。扶助費は年々増加しており、全体の約2割を占めている。投資的経費の割合は12%～22%程度で推移し、年度により多少の上下が出ている。

将来的に人口減少、高齢化の進展に伴い、扶助費等の増加に加え、後期高齢者医療費や介護保険等の負担が増大していくことが考えられる。

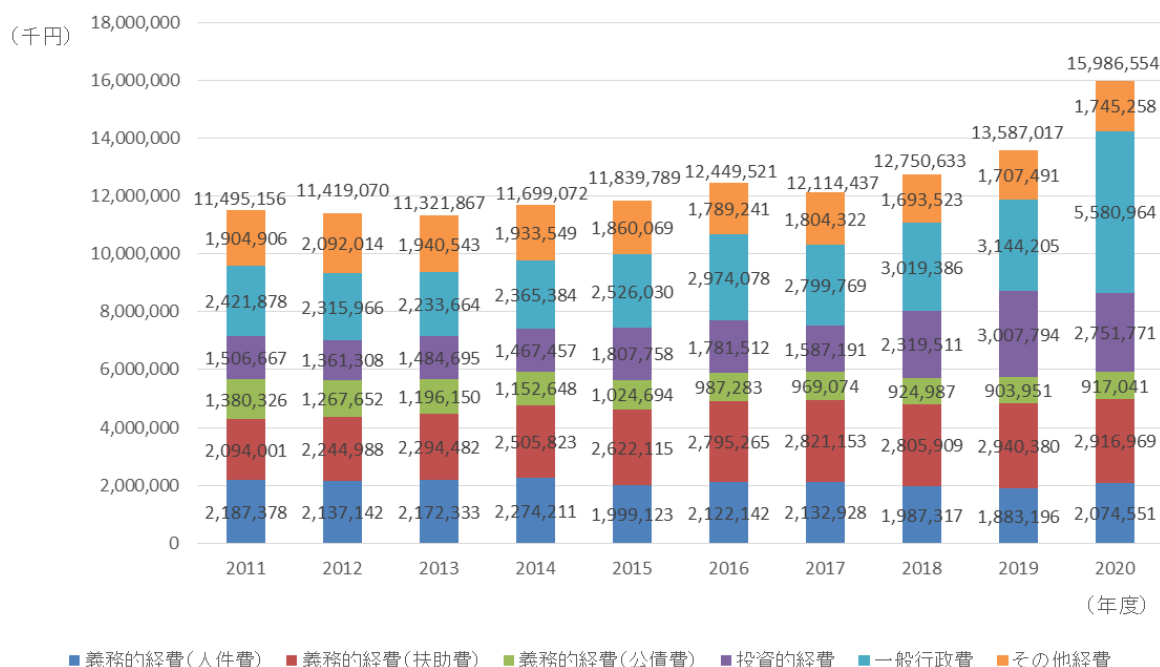


図 歳出（普通会計）の推移

出典：「総務省普通会計決算の概要」

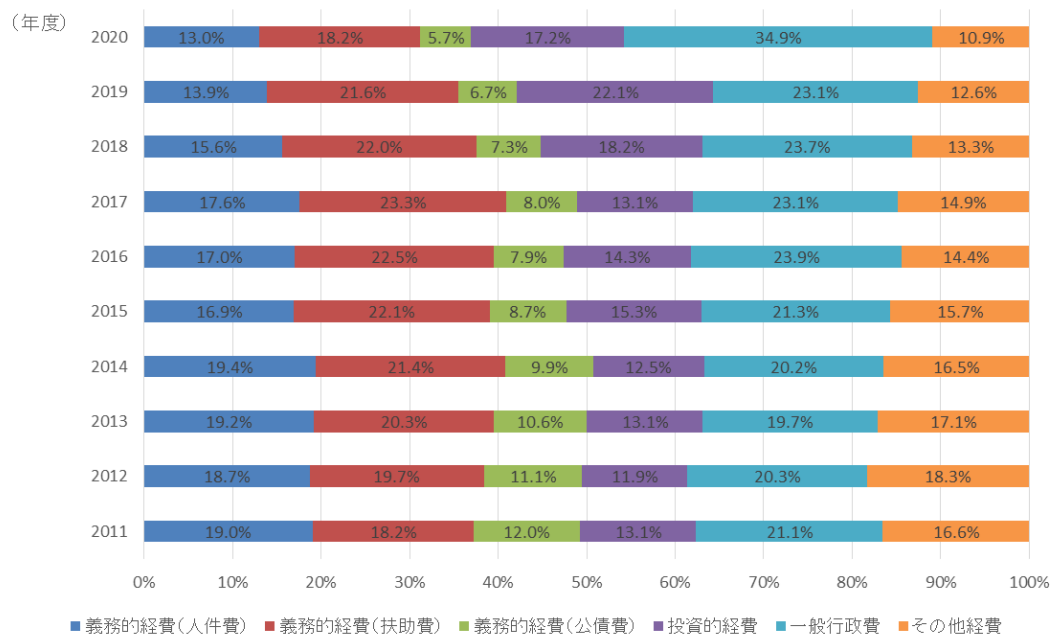


図 歳出（普通会計）の割合

出典：「総務省普通会計決算の概要」

(3) 公共施設の整備や管理運営に関する経費

公共施設の整備や管理運営に関する経費として、投資的経費、維持補修費、公債費がある。

各経費の推移をみると、投資的経費は 2019 年度(令和元年度)が最も高く、災害復旧事業費を除いた普通建設事業費で比べても 2019 年度(令和元年度)が最も高い。過去 10 年間の普通建設事業費の平均は約 17.1 億円となっている。

維持補修費は 2016 年度（平成 28 年度）以降減少傾向にあったが、2020 年度に急増した。公債費は 2011 年度(平成 23 年度)以降減少傾向にある。

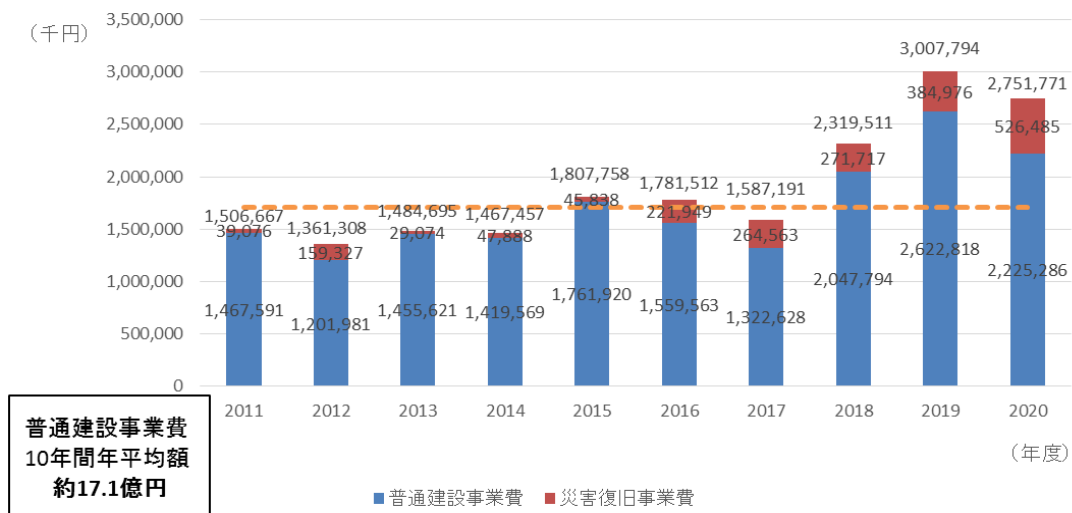


図 投資的経費の推移

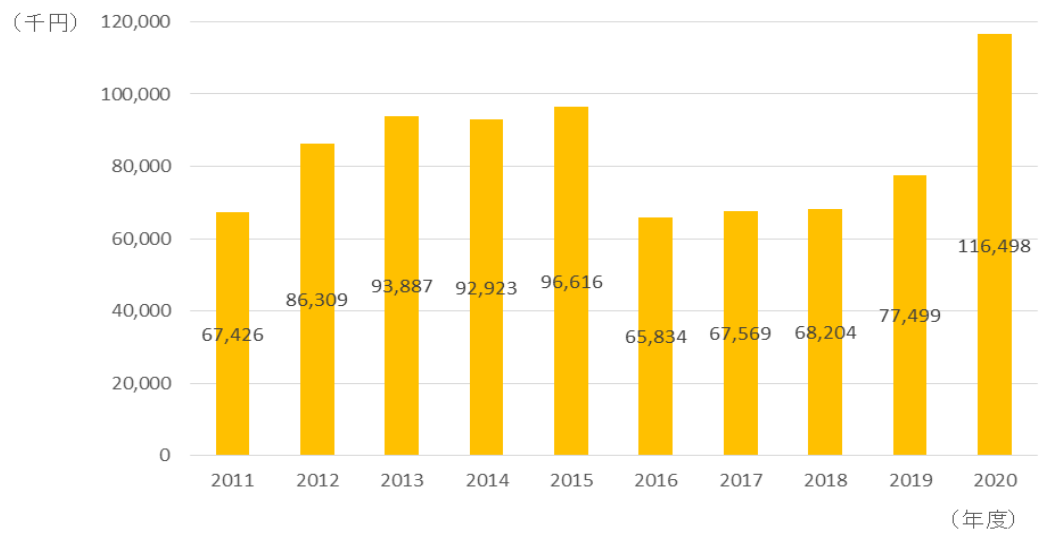


図 維持補修費の推移

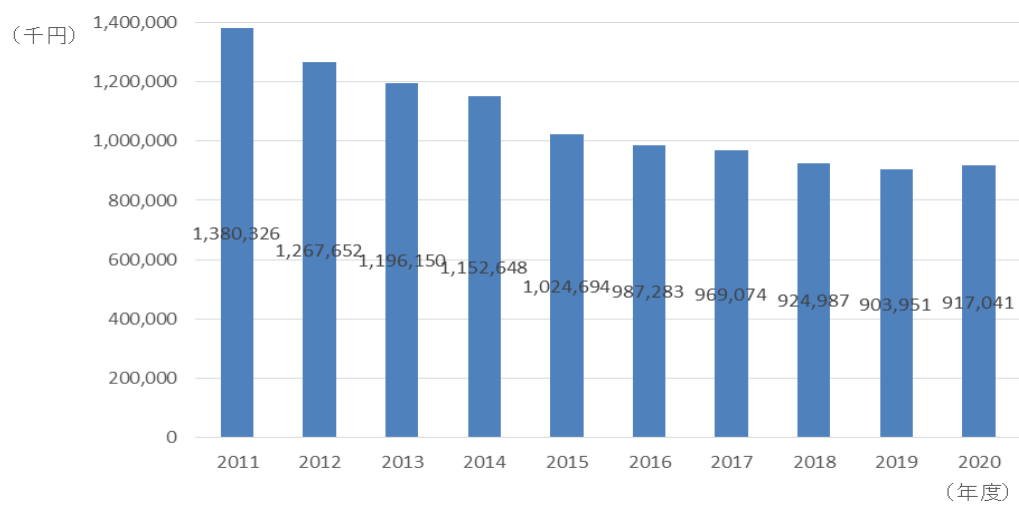


図 公債費の推移

出典：「総務省普通会計決算の概要」

2020 年度(令和 2 年度)歳出決算額は、約 159 億 8,655 万円で義務的経費が 37.0%を占め、投資的経費は 17.2%となっている。ここ 10 年間で福祉医療費（扶助費）は増加傾向だが、歳出決算額の増加に伴い、全体に占める割合は減少に転じている。公共施設の整備等に充当する投資的経費はほぼ横ばいであったが、近年増加傾向にある。今後予算額の減少が明らかな中、更新に必要な莫大な費用を捻出するのは、道路などのインフラ整備にかかる予算を含めると、現状を維持するのは困難となる。

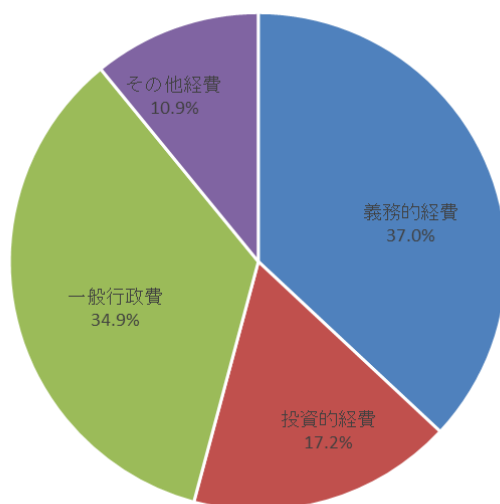


図 2020 年度決算による歳出割合

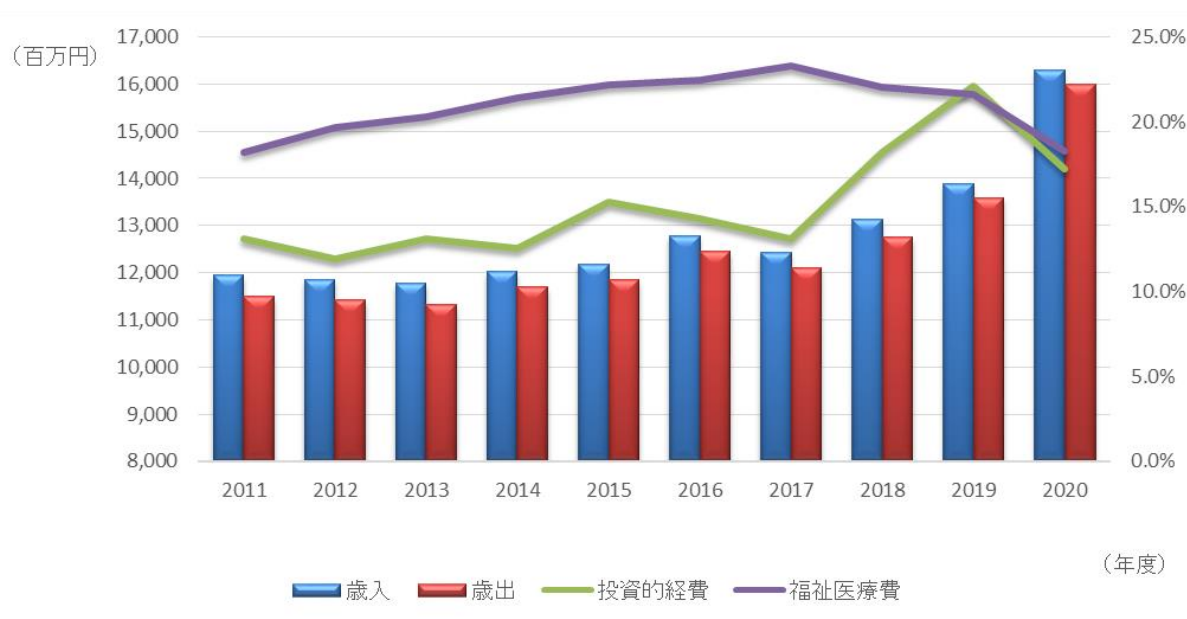


図 財政状況における投資的経費と福祉医療費の割合推移

出典：「総務省普通会計決算の概要」

第2章 公共施設の状況及び将来の見通し

1. 公共施設（建築物）の現状と課題等

(1) 施設総量について

本市が保有する公共施設（建築物）を、総務省公表の更新費用試算ソフト（※）で定義された15項目の大分類に分類した。

表 施設項目一覧表

大分類	中分類	施設名称例
市民文化系施設	集会施設	市民ホール
		コミュニティセンター
		公民館
		市民の家
		青年の家
	文化施設	市民会館 市民文化センター
社会教育系施設	図書館	中央図書館 地域図書館・図書館分室
	博物館等	博物館、郷土資料館
		美術館
		プラネタリウム
		社会教育センター
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	市民体育館
		市民プール
		武道館
		サッカー場
		テニスコート
		野球場
	レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場
		少年自然の家 観光センター
産業系施設	産業系施設	保養施設
		労働会館・勤労会館
		産業文化センター
		産業振興センター
学校教育系施設	学校	小学校
		中学校
		特別支援学校
		高等学校
	その他教育施設	総合教育センター 給食センター
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園
		保育所
		こども園
	幼児・児童施設	児童館・児童センター、こどもの家
		地域子どもの家
		子育て支援センター 放課後児童クラブ、児童会

大分類	中分類	施設名称例
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター
		デイサービスセンター
		生きがい活動センター
		地域包括支援センター
		老人憩いの家
	障害福祉施設	障害者総合支援センター
		デイサービスセンター
	児童福祉施設	児童養護施設
		母子生活支援施設
医療施設	保健施設	保健会館
		保健所
	その他社会保険施設	福祉会館
医療施設	医療施設	市民病院・診療所
行政系施設	庁舎等	市庁舎
		支所
		市政センター・市民の窓口
	消防施設	消防署
		分署・分遣所・出張所
	その他行政系施設	環境センター
		清掃事務所
		備蓄倉庫
公営住宅	公営住宅	公営住宅
公園	公園	管理棟
		倉庫、便所
供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター
		浄化センター
		地域冷暖房施設
その他	その他	駐車場、駐輪場
		斎場、墓苑
		(公衆便所)
		卸売市場、共同販売所
		職員住宅、寮
上水道施設	上水道施設	浄水処理場
		配水場
下水道施設	下水道施設	下水処理施設

※更新費用試算ソフト：財団法人自治総合センターが開催した「2010 年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」において開発されたものを、総務省において一部変更を加え、公共建築物総合管理計画策定のための補助プログラムとして公開しているソフトウェア。

本市が保有する公共施設は、令和元年度末時点において、全 216 施設、544 棟、総延床面積 146,936㎡である。その結果、下表や次頁の図で示すように、棟数及び延床面積では他の自治体と同様に「学校教育系施設」が圧倒的に多いことが分かる。施設数では「行政系施設」が多くなっている。これは消防格納庫が地域に必ず設置されており、このような結果となった。「公営住宅」も棟数でみると「学校教育系施設」に次いで多い状況となっている。

また人口 18,779 人（2015 年国勢調査結果）で換算すると人口一人当たりの延床面積は、7.82 ㎡／人となり、国の平均 3.75 ㎡／人の約 2 倍となっている。

表 分類別公共施設集計表

番号	施設項目	施設数	棟数	延床面積(㎡)	延床割合
1	市民文化系施設	6	6	8,219	5.6%
2	社会教育系施設	3	3	1,151	0.8%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	20	26	11,167	7.6%
4	産業系施設	3	3	1,674	1.1%
5	学校教育系施設	23	196	55,067	37.5%
6	子育て支援施設	2	2	1,012	0.7%
7	保健・福祉施設	5	5	4,009	2.7%
8	医療施設	3	5	10,194	6.9%
9	行政系施設	62	70	9,179	6.2%
10	公営住宅	18	105	26,704	18.2%
11	公園	23	47	5,705	3.9%
12	供給処理施設	3	14	5,897	4.0%
13	その他	4	7	2,421	1.6%
14	上水道施設	38	52	3,781	2.6%
15	下水道施設	3	3	756	0.5%
合 計		216	544	146,936	100%

※各値は小数第 1 位を四捨五入している。

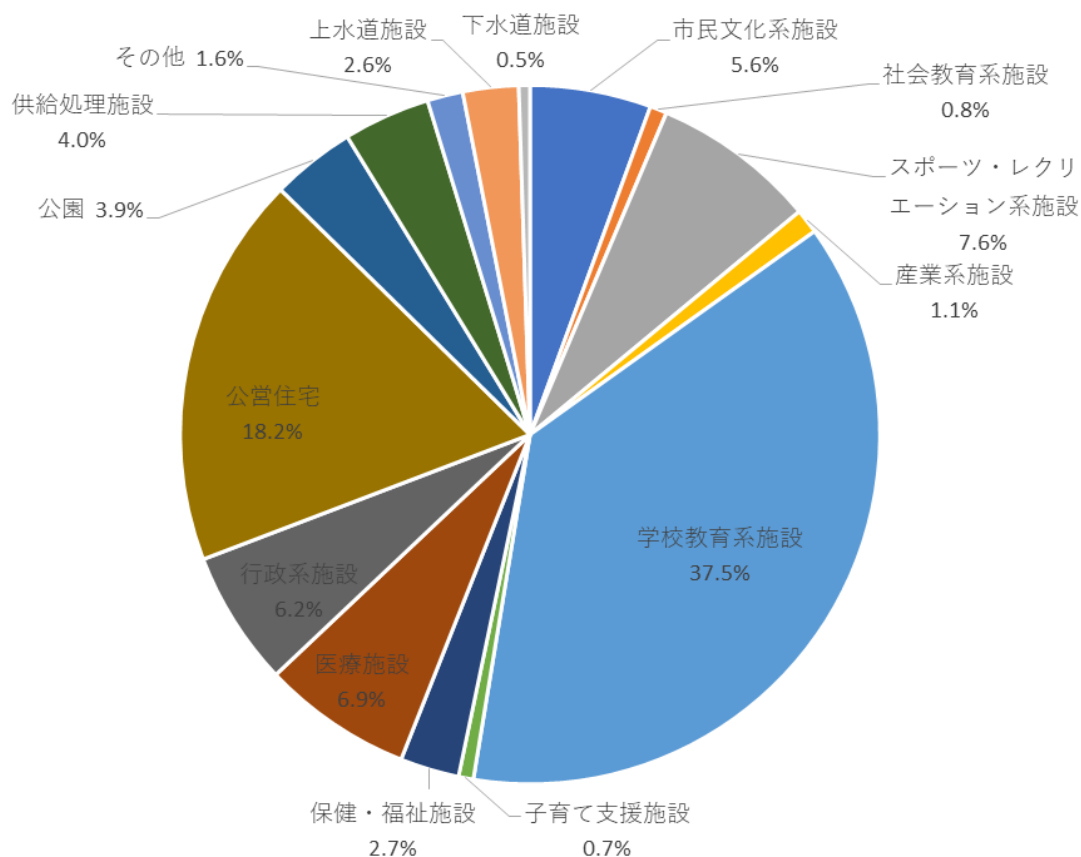


図 分類別公共施設 割合グラフ

次図は、公共施設の建設年別延床面積の推移である。近年建設された施設の延床面積については抑制傾向が見られるが、1981年(昭和56年)以前に建設された旧耐震設計施設が約4割を占める。その中でも、学校教育系施設の割合が高いが、必要な施設の耐震性については対応済みである。

一般的に建築後30年程度を経過すると、施設の劣化が急速に進行すると言われ、大規模改修や建替え等、多額の整備費用が必要になる。建築後30年を経過した建物は、平成28年度末で47.8%だったが、令和元年度末では53.9%となっており、このまま推移すると10年後には80.6%となる。

今後、施設の整備を早急に検討する必要があり、しかもその全てを整備することは数量的にも整備費用的にも多大になるため難しく、適切な施設マネジメントが必要な状況にある。

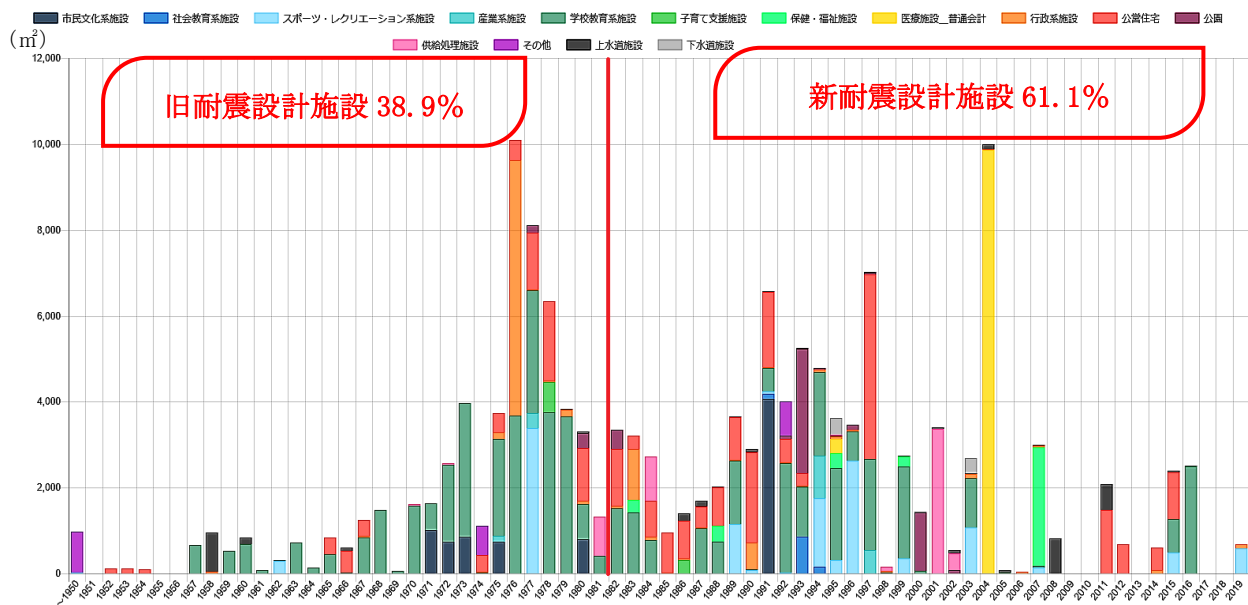


図 公共施設年度別整備延床面積推移

表 分類別公共施設旧耐震設計延床面積集計表

(m²)

大分類	1981 (S56) 以前	1982 (S57) 以降	合計
市民文化系施設	4, 157	4, 062	8, 219
社会教育系施設	0	1, 151	1, 151
スポーツ・レクリエーション系施設	3, 705	7, 462	11, 167
産業系施設	144	1, 530	1, 674
学校教育系施設	30, 192	24, 875	55, 067
子育て支援施設	697	315	1, 012
保健・福祉施設	0	4, 009	4, 009
医療施設	0	10, 194	10, 194
行政系施設	6, 521	2, 658	9, 179
公営住宅	7, 317	19, 387	26, 704
公園	534	5, 171	5, 705
供給処理施設	980	4, 917	5, 897
その他	1, 616	805	2, 421
上水道施設	1, 308	2, 473	3, 781
下水道施設	0	756	756
合 計	57, 171 (38.9%)	89, 765 (61.1%)	146, 936

※各値は小数第 1 位を四捨五入している。

表 大分類別公共施設築 30 年以上未満延床面積集計表 (㎡)

大分類	築 30 年以上	築 30 年未満	合計
市民文化系施設	4,157	4,062	8,219
社会教育系施設		1,151	1,151
スポーツ・レクリエーション系施設	4,947	6,220	11,167
産業系施設	144	1,530	1,674
学校教育系施設	37,195	17,872	55,067
子育て支援施設	1,012		1,012
保健・福祉施設	656	3,353	4,009
医療施設		10,194	10,194
行政系施設	8,597	582	9,179
公営住宅	16,041	10,663	26,704
公園	1,051	4,654	5,705
供給処理施設	2,017	3,880	5,897
その他	1,616	805	2,421
上水道施設	1,730	2,051	3,781
下水道施設		756	756
合 計	79,163 (53.9%)	67,773 (46.1%)	146,936

※各値は小数第 1 位を四捨五入している。

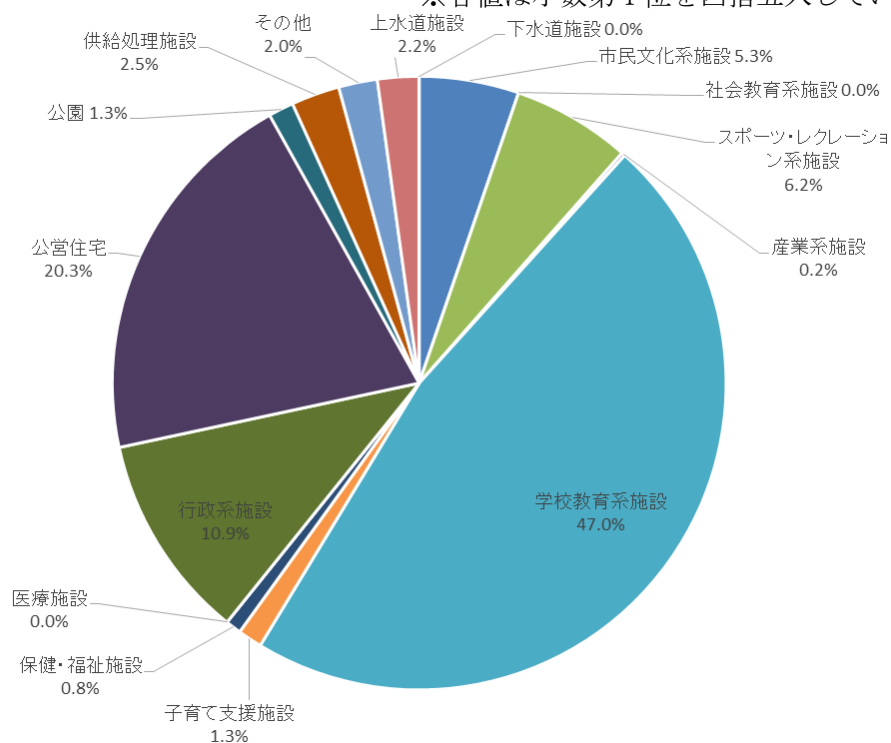


図 築 30 年以上の建築物 大分類別割合グラフ

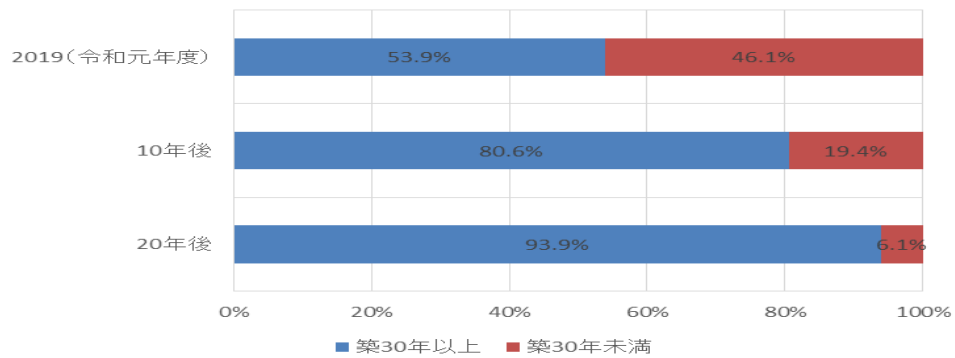


図 延床面積の経過年数別割合の将来見込

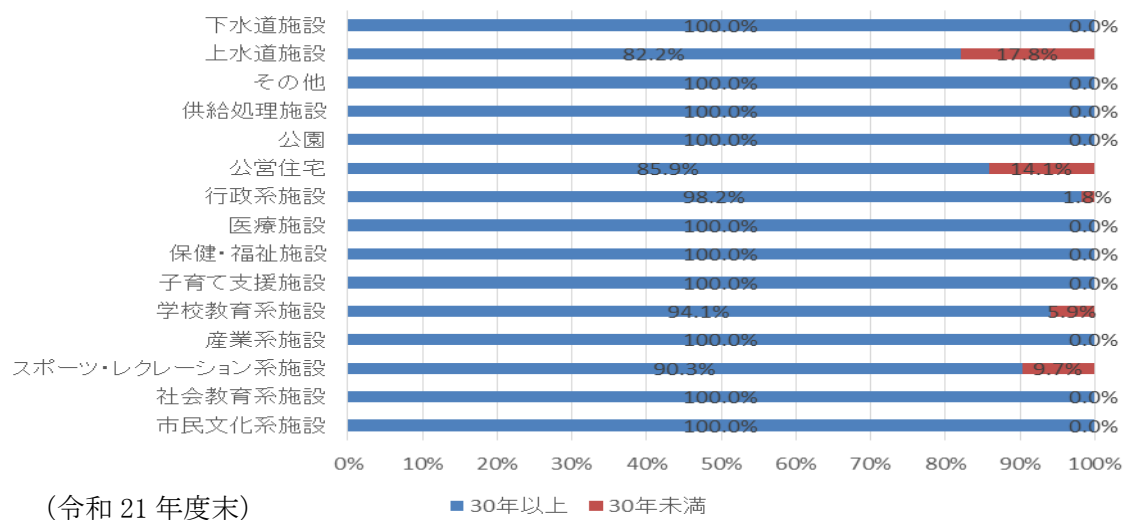
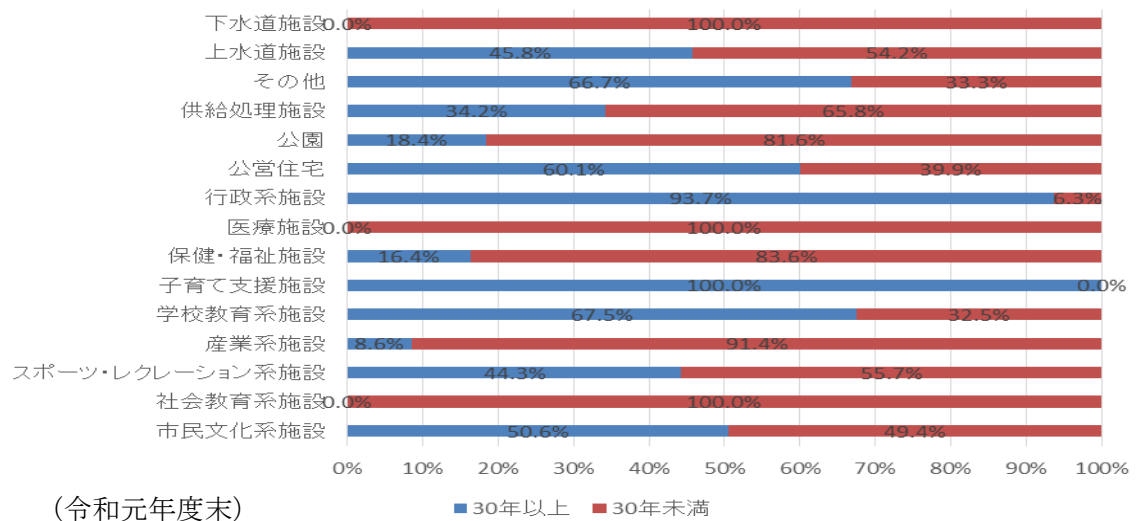


図 建物施設類型ごとの経過年数別割合の将来見込み

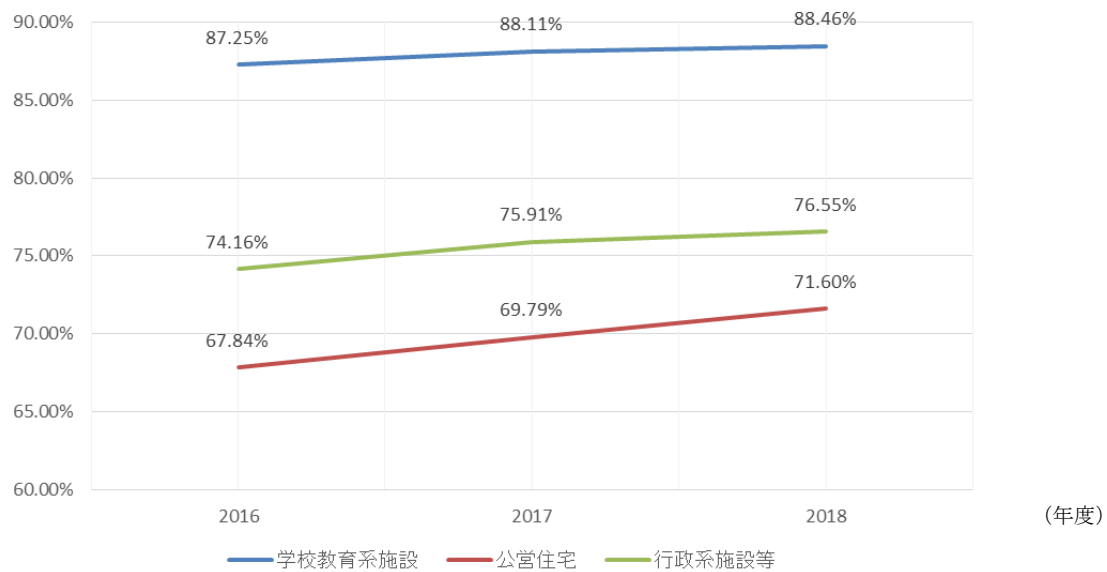


図 建物系施設の有形固定資産減価償却率

(2) 構造別施設状況

本市の公共施設は、鉄筋コンクリート系(RC 等)が最も多く 8 割弱を占め、次いで鉄骨系の 1 割強となっている。

構造別建設年別延床面積の割合をみると、鉄筋コンクリート系(RC 等)には築 30 年以上経過している建物が 5 割程度ある。また公営住宅は木造とコンクリートブロック(CB)も多くあり、これらは鉄筋コンクリート系(RC 等)に比べ耐用年数は短い。

表 構造別延床面積 (㎡)

構造	延床面積(㎡)	割合
鉄筋コンクリート系(RC 等)	116,106	79.0%
鉄骨系	14,837	10.1%
木造系	7,282	5.0%
コンクリートブロック(CB)	8,711	5.9%
合 計	146,936	100.0%

※各値は小数第 1 位を四捨五入している。

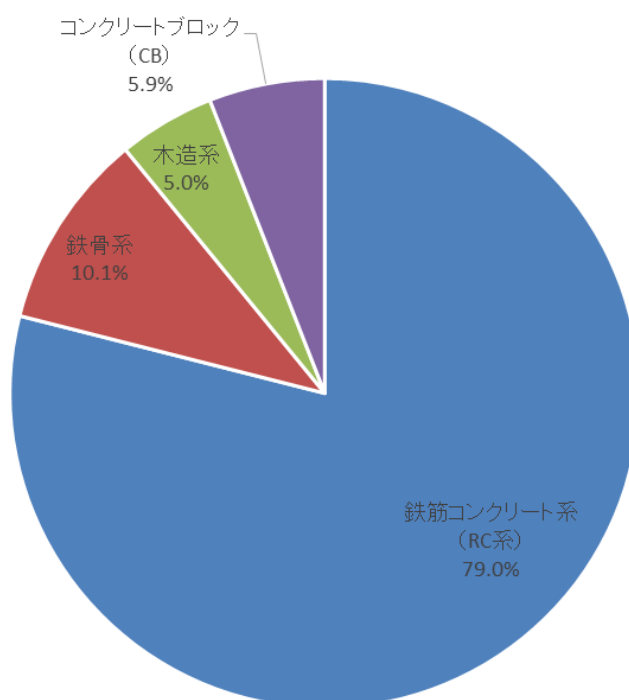


図 構造別延床面積の割合

表 大分類別構造別延床面積 (㎡)

大分類	R C等	鉄骨系	木造系	C B	延床面積
市民文化系施設	8,219				8,219
社会教育系施設	989		162		1,151
スポーツ・レクレーション系施設	9,329	1,042	796		11,167
産業系施設	1,129	545			1,674
学校教育系施設	42,309	10,243	2,105	410	55,067
子育て支援施設	697	315			1,012
保健・福祉施設	3,353	656			4,009
医療施設	9,867	200	127		10,194
行政系施設	7,570	130	389	1,090	9,179
公営住宅	16,731	455	2,807	6,711	26,704
公園	4,613	729	363		5,705
供給処理施設	5,410	487			5,897
その他	1,469		452	500	2,421
上水道施設	3,665	35	81		3,781
下水道施設	756				756
合 計	116,106	14,837	7,282	8,711	146,936

表 構造別築30年以上・未満分類延床面積 (㎡)

建築年	R C等	鉄骨系	木造	C B	延床面積
築30年以上	57,170	10,412	3,068	8,513	79,163
築30年未満	58,936	4,425	4,214	198	67,773
合 計	116,106	14,837	7,282	8,711	146,936

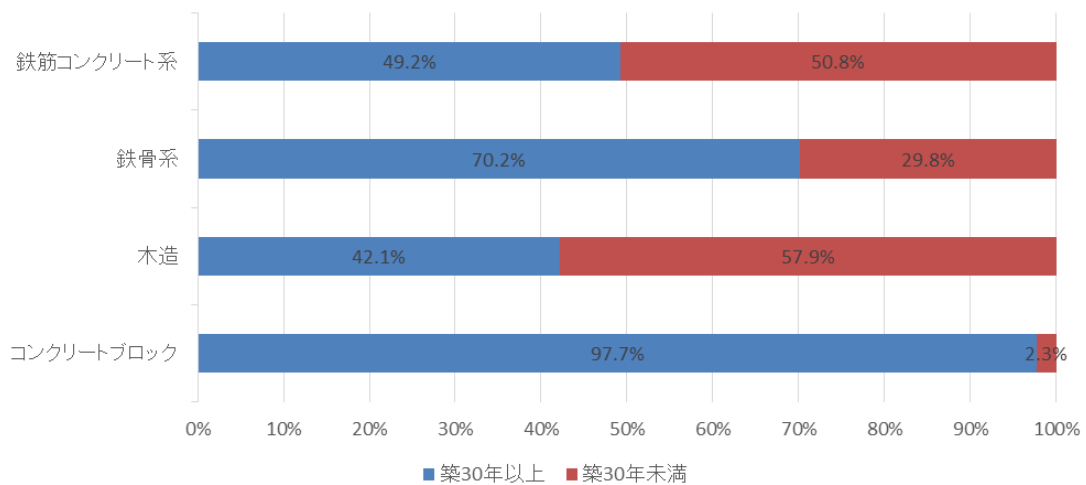


図 構造別築30年以上・30年未満割合

(3) 地域別の公共施設配置状況

市全域を福島地区、北方地区、大東地区、本城地区、都井地区及び市木地区の6つの地区に振り分け公共施設の配備状況を把握する。人口は福島地区が最も多く(2021年3月住民基本台帳値)57%を占めている。延床面積割合で見ると、福島地区が全体の63.5%を占めており、その他の地区は全て10%以下となっている。

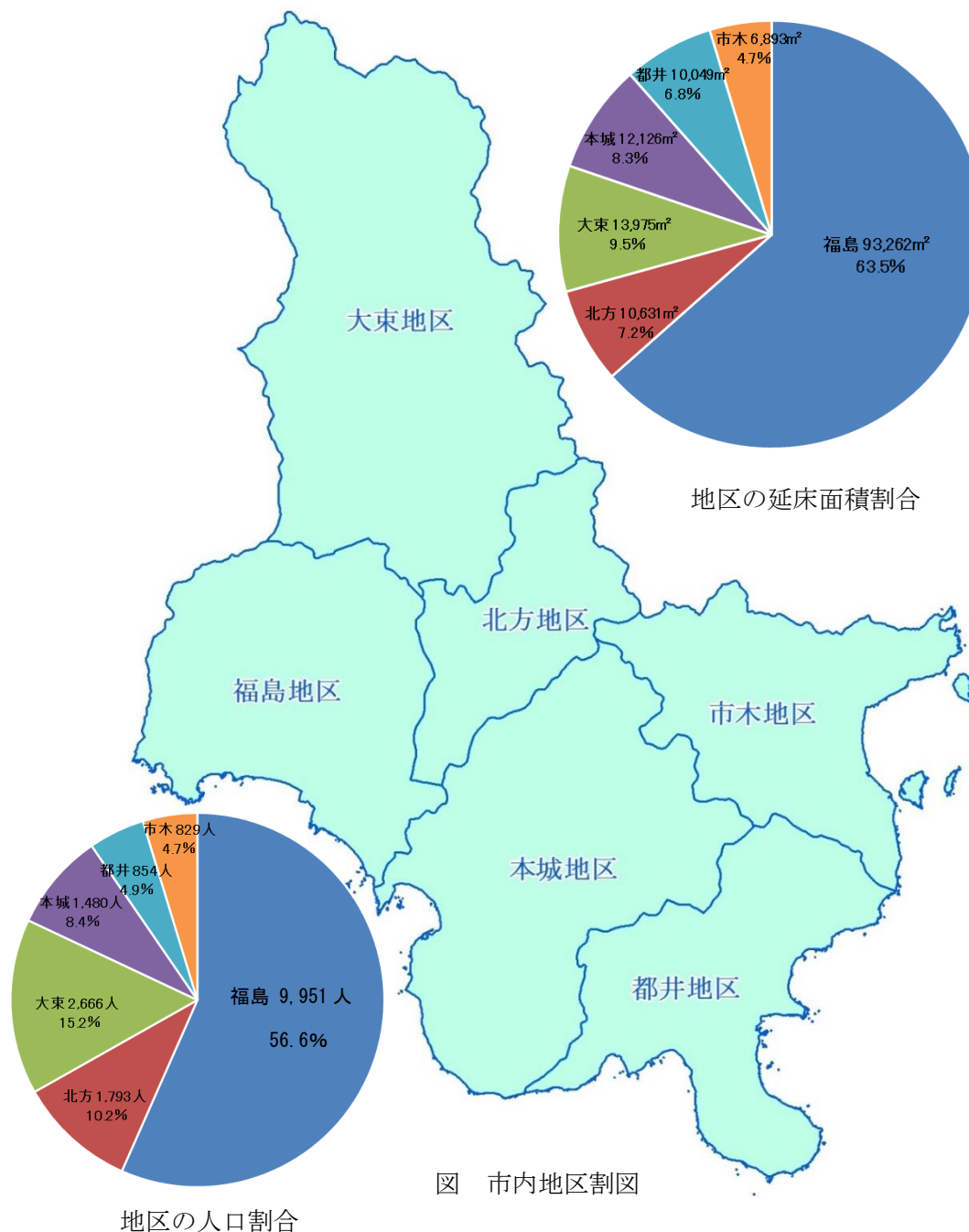


図 市内地区割図

各地区に位置する公共施設は、各地区の中心部で、中でも比較的人口が多い箇所で整備されている。

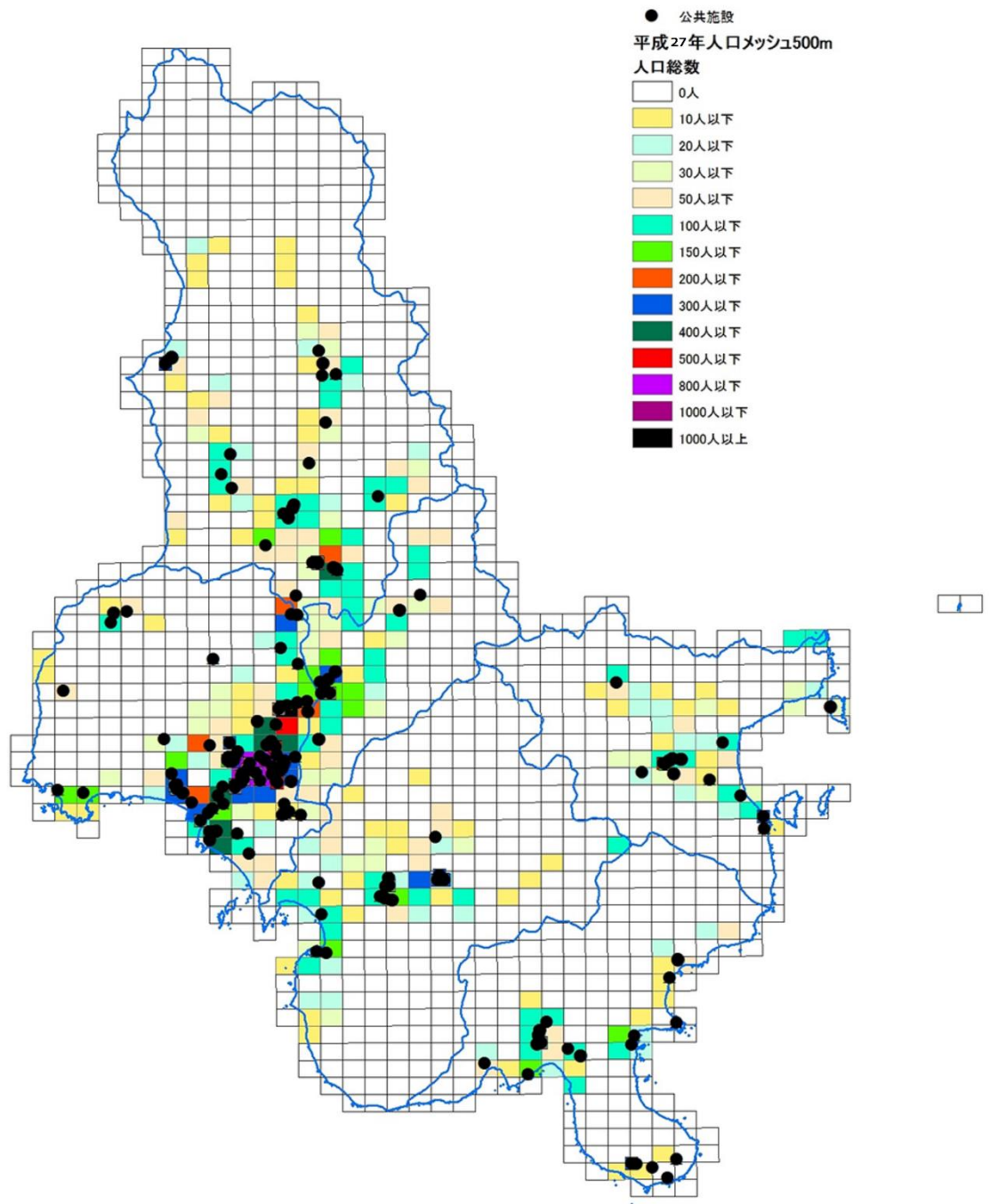


図 公共施設の配備状況と人口分布の関係図

表 地区別公共施設一覧表

(㎡)

No	大分類	施設名	建築年	延床面積
福島地区				
1	市民文化系施設	串間市中央公民館	1971	1,011.9
2	市民文化系施設	串間市文化会館	1991	4,062.0
3	社会教育系施設	埋蔵文化財保管施設	1991	130.0
4	社会教育系施設	串間市立図書館	1993	859.1
5	社会教育系施設	串間市土地改良資料館	1994	161.6
6	スポーツ・レクリエーション系施設	串間市アクティブセンター	1989	1,153.9
7	スポーツ・レクリエーション系施設	串間市民総合体育館	1977	3,394.0
8	スポーツ・レクリエーション系施設	串間市営弓道場	2015	491.1
9	スポーツ・レクリエーション系施設	串間駅の駅	1962	424.6
10	スポーツ・レクリエーション系施設	高松海水浴場	2020	35.9
11	学校教育系施設	金谷小学校	1967	1,859.9
12	学校教育系施設	福島小学校	1957	5,709.6
13	学校教育系施設	有明小学校	1975	3,110.3
14	学校教育系施設	笠祇小学校(休校中)	1983	1,410.4
15	学校教育系施設	串間中学校	1957	9,136.9
16	子育て支援施設	千種保育所	1978	696.7
17	保健・福祉施設	総合保健福祉センター	2007	2,760.9
18	医療施設	串間市民病院	2004	8,862.0
19	医療施設	医師住宅	2004	1,005.1
20	行政系施設	串間市役所庁舎	1976	5,947.4
21	行政系施設	消防庁舎	1983	1,216.8
22	行政系施設	上下水道課庁舎	1990	445.5
23	行政系施設	中央分団第4部消防格納庫	1975	45.0
24	行政系施設	中央分団第1部消防格納庫	1975	22.7
25	行政系施設	中央北分団第8部消防格納庫(古竹)	1975	12.4
26	行政系施設	中央分団第7部消防格納庫	1976	21.0
27	行政系施設	中央分団第9部消防格納庫	1978	21.2
28	行政系施設	中央北分団第5部消防格納庫	1979	24.9
29	行政系施設	中央分団第3部消防格納庫	1979	21.2
30	行政系施設	中央分団第6部消防格納庫	1979	12.4
31	行政系施設	中央分団第8部消防格納庫	1980	27.9
32	行政系施設	中央北分団第8部消防格納庫(奴久見)	1982	12.0
33	行政系施設	中央北分団第4部消防格納庫(桂原)	1983	24.9
34	行政系施設	中央分団第5部消防格納庫	1983	24.9
35	行政系施設	中央北分団第6部消防格納庫	1984	27.9
36	行政系施設	中央分団第2部消防格納庫(木代)	1984	24.9
37	行政系施設	上町水防倉庫	1986	20.4
38	行政系施設	中央北分団第4部消防格納庫(穂佐ヶ原)	1988	15.7
39	行政系施設	土木資材倉庫・作業員詰所	1994	56.9
40	行政系施設	中央北分団第8部消防格納庫(笠祇)	1995	47.9
41	行政系施設	地籍調査係倉庫	2002	6.7
42	行政系施設	中央北分団第7部消防格納庫	2008	2.2

No	大分類	施設名	建築年	延床面積
43	行政系施設	中央分団第2部消防格納庫(鹿谷)	2008	6.6
44	公営住宅	今町住宅	1952	321.8
45	公営住宅	みどりが丘住宅	1965	380.4
46	公営住宅	あさひが丘第1住宅	1966	500.8
47	公営住宅	あさひが丘第2住宅	1967	379.2
48	公営住宅	橋之口第1～第3住宅	2015	1,604.0
49	公営住宅	橋之口第4～第10住宅	1974	3,613.7
50	公営住宅	さくらが丘住宅	1977	3,194.8
51	公営住宅	寺里住宅	1985	1,751.5
52	公営住宅	金谷団地	1986	877.5
53	公営住宅	ふれあい坂団地	1989	5,968.1
54	公営住宅	本町かな住宅	1997	4,291.9
55	公営住宅	寺里さくら	2011	2,156.4
56	公園	串間市総合運動公園	1993	5,385.7
57	公園	第5児童公園(トイレ)※封鎖中	1987	5.8
58	公園	第2児童公園(トイレ)	1987	5.0
59	公園	第7児童公園(休憩所)	1988	21.0
60	公園	第6児童公園(休憩所)	1989	20.8
61	公園	第8児童公園(トイレ)	1991	9.0
62	公園	高松漁村広場(トイレ)	1992	14.4
63	公園	桂原地区親水公園(トイレ)	1992	14.1
64	公園	福島川河川歴史公園(トイレ)	1993	15.8
65	公園	串間農工団地公園(トイレ)	1993	8.8
66	公園	第11街区公園(トイレ)	1993	8.8
67	公園	第9街区公園(トイレ)	1993	8.8
68	公園	第10街区公園(トイレ)	1995	9.0
69	公園	第2高畑山市民いこいの森公園(トイレ)	1995	6.0
70	公園	桜堤和田河原(トイレ)	1999	13.4
71	公園	親水公園(トイレ)	1999	11.8
72	公園	東町街区公園(トイレ)	2004	9.0
73	供給処理施設	し尿処理場(旧し尿処理場)	1981	914.0
74	供給処理施設	串間市じん芥処理場	1984	1,607.1
75	供給処理施設	串間エコクリーンセンター	2001	3,376.0
76	その他	串間市葬斎場	1992	796.0
77	その他	串間市営松尾墓地	2002	9.0
78	上水道施設	穂佐ヶ原配水池	1958	912.9
79	上水道施設	越ヶ谷加圧ポンプ場	1991	6.2
80	上水道施設	笠祇第1配水池	2004	64.2
81	上水道施設	笠祇第1中継ポンプ場	2004	26.4
82	上水道施設	笠祇第2中継ポンプ場	2004	26.0
83	上水道施設	笠祇第2配水池	2005	45.7
84	上水道施設	井牟田中継ポンプ場	2011	151.2
85	下水道施設	串間中央浄化センター	2003	355.5

No	大分類	施設名	建築年	延床面積
北方地区				
1	産業系施設	農村環境改善センター	1994	985.0
2	学校教育系施設	北方小学校	1965	2390.5
3	学校教育系施設	秋山小学校	1976	1487.4
4	学校教育系施設	北方中学校(H29:廃校)	1970	3050.7
5	学校教育系施設	学校給食共同調理場	1995	1008.1
6	行政系施設	中央北分団第2部消防格納庫	1958	42.8
7	行政系施設	中央北分団第3部消防格納庫	1982	24.9
8	行政系施設	中央北分団第1部消防格納庫	2006	28.0
9	公営住宅	しいの木住宅	1993	587.1
10	上水道施設	旧穂佐ヶ原浄水場	1960	158.1
11	上水道施設	秋山配水池	1990	50.4
12	上水道施設	秋山ポンプ場	1990	10.6
13	上水道施設	西区浄水場	2008	807.2
大東地区				
1	市民文化系施設	串間市大東公民館(大東支所)	1973	866.0
2	スポーツ・レクリエーション系施設	赤池キャンプ場	1991	50.6
3	スポーツ・レクリエーション系施設	大東駅トイレ	2010	5.5
4	産業系施設	串間市赤池地区活性化センター	1997	545.0
5	学校教育系施設	大平小学校	1971	1881.1
6	学校教育系施設	大平教職員住宅	1988	58.0
7	学校教育系施設	大東小学校	1977	3924.0
8	学校教育系施設	大東中学校(H29:廃校)	1980	3745.7
9	保健・福祉施設	大東ふれあいセンター	1983	296.2
10	行政系施設	大東分団第6部消防格納庫(三ヶ平)	1972	11.9
11	行政系施設	大東分団第7部消防格納庫(大重野)	1975	21.0
12	行政系施設	大東分団第5部消防格納庫(市ノ瀬)	1980	24.9
13	行政系施設	大東分団第2部消防格納庫	1982	24.9
14	行政系施設	大東分団第6部消防格納庫(一氏)	1985	24.9
15	行政系施設	大東分団第7部消防格納庫(赤池)	1986	12.0
16	行政系施設	大東分団第3部消防格納庫	1987	24.9
17	行政系施設	大東分団第5部消防格納庫(井牟田)	1993	12.4
18	行政系施設	大東分団第4部消防格納庫(広野)	1994	12.4
19	行政系施設	大東分団第4部消防格納庫(田ノ野)	1998	24.9
20	行政系施設	大東分団第3部消防格納庫(胡桃ヶ野)	2009	6.5
21	行政系施設	大東分団第1部消防格納庫	2014	75.1
22	公営住宅	大東原第1住宅	1980	251.0
23	公営住宅	大東原第2住宅	1987	241.8
24	公園	赤池地区農村公園(トイレ)(上)	1997	25.7
25	公園	赤池地区農村公園(トイレ)(下)	1997	8.6
26	公園	大東地区多目的運動公園(トイレ)	2007	24.0
27	その他	旧赤池小学校	1974	664.0
28	上水道施設	旧揚原浄水場	1966	80.8
29	上水道施設	白坂配水池	1986	179.0

No	大分類	施設名	建築年	延床面積
30	上水道施設	旧白坂浄水場	1987	73.6
31	上水道施設	高則配水池	1987	54.4
32	上水道施設	高則中継ポンプ場	1987	32.0
33	上水道施設	大重野配水池	1990	33.0
34	上水道施設	赤池配水池	1993	39.6
35	上水道施設	赤池水源地	1993	5.5
36	上水道施設	古大内調整槽	1997	48.0
37	上水道施設	風野配水池	2001	23.6
38	上水道施設	大平第1水源地	2001	4.0
39	上水道施設	大平浄水場	2002	68.4
40	上水道施設	大平減圧弁室	2003	12.8
41	上水道施設	東区浄水場	2011	457.8
本城地区				
1	市民文化系施設	串間市本城公民館	1972	740.0
2	スポーツ・レクリエーション系施設	串間市簡易温泉(湯ったり館)	1995	279.6
3	スポーツ・レクリエーション系施設	食の健康拠点施設(リフレ館)	1996	2631.2
4	スポーツ・レクリエーション系施設	宿泊施設(コテージ)	1999	256.1
5	スポーツ・レクリエーション系施設	串間温泉農畜産物処理加工施設	1999	99.0
6	スポーツ・レクリエーション系施設	串間温泉いこいの里(多目的広場)	2003	32.7
7	学校教育系施設	本城小学校	1975	2672.4
8	学校教育系施設	本城中学校(H29:廃校)	1963	3170.0
9	保健・福祉施設	本城ふれあいセンター(R元:廃止)	1988	360.0
10	行政系施設	本城分団第4部消防格納庫	1974	22.7
11	行政系施設	本城分団第5部消防格納庫	1975	21.0
12	行政系施設	本城分団第7部消防格納庫	1977	12.9
13	行政系施設	本城分団第2部消防格納庫	1979	24.9
14	行政系施設	本城分団第6部消防格納庫	1979	12.4
15	行政系施設	本城分団第3部消防格納庫	1984	24.9
16	行政系施設	本城分団第1部消防格納庫	1990	28.3
17	行政系施設	水防倉庫(本城)	1993	7.2
18	公営住宅	本城住宅	1987	241.8
19	公園	本城多目的広場(休憩所)	1992	32.0
20	その他	旧崎田小学校	1945	952.0
21	上水道施設	上代田中継ポンプ場	1987	8.9
22	上水道施設	上代田配水池	1987	2.3
23	上水道施設	小田代配水池	1993	53.9
24	上水道施設	本城中継ポンプ場	1993	54.0
25	下水道施設	平地区農業集落排水処理施設	1995	385.6
都井地区				
1	市民文化系施設	都井基幹集落センター(都井支所)	1980	799.6
2	スポーツ・レクリエーション系施設	都井岬ビジターセンター	1994	1589.7
3	スポーツ・レクリエーション系施設	都井岬灯台下(トイレ)	1990	49.9
4	スポーツ・レクリエーション系施設	都井岬神社前(トイレ)	1990	38.2
5	スポーツ・レクリエーション系施設	恋ヶ浦(トイレ)	2014	6.2

No	大分類	施設名	建築年	延床面積
6	スポーツ・レクリエーション系施設	小崎鼻(トイレ)	不明	19.9
7	スポーツ・レクリエーション系施設	串間市都井岬観光交流館	2020	550.1
8	産業系施設	岬馬保護増殖管理センター	1975	144.0
9	学校教育系施設	大納小学校(H28:廃校)	1984	773.0
10	学校教育系施設	都井小学校	1989	2337.5
11	学校教育系施設	都井教職員住宅	1992	66.4
12	学校教育系施設	都井中学校(H29:廃校)	1972	2637.8
13	保健・福祉施設	都井ふれあいセンター	1981	363.0
14	行政系施設	都井分団第1部消防格納庫	1967	32.0
15	行政系施設	都井分団第5部消防格納庫	1978	21.2
16	行政系施設	都井分団第7部消防格納庫	1979	12.4
17	行政系施設	都井分団第2部消防格納庫	1980	24.9
18	行政系施設	都井分団第8部消防格納庫	1991	12.4
19	行政系施設	都井分団第3部消防格納庫	1992	24.9
20	行政系施設	都井分団第4部消防格納庫(名谷)	2006	6.5
21	行政系施設	都井分団第4部消防格納庫(大納)	2007	26.5
22	公営住宅	宮之前第1住宅	1955	28.0
23	公営住宅	宮之前第2住宅	1983	313.7
24	公園	宮之浦漁村広場(トイレ)	1994	30.8
25	上水道施設	都井配水池	1969	52.0
27	上水道施設	宮ノ浦配水池	1991	38.4
28	上水道施設	宮ノ浦水源地	1992	8.0
29	上水道施設	宮ノ浦浄水場	2017	35.0
市木地区				
1	市民文化系施設	串間市市木公民館	1975	740.0
2	スポーツ・レクリエーション系施設	市木幸島休憩所	1992	28.2
3	スポーツ・レクリエーション系施設	フィールドミュージアム(トイレ)	1995	30.2
4	学校教育系施設	市木小学校	1968	2037.5
5	学校教育系施設	市木中学校(H29:廃校)	1964	2197.0
6	学校教育系施設	市木小学校 築島分校(H28:廃校)	1972	342.1
7	学校教育系施設	市木教職員住宅	1996	61.0
8	子育て支援施設	市木保育所	1986	315.0
9	保健・福祉施設	市木デイサービスセンター	1999	228.8
10	医療施設	串間市市木診療所	1995	327.4
11	行政系施設	市木支所	1990	171.0
12	行政系施設	市木分団第3部消防格納庫	1975	22.7
13	行政系施設	市木分団第2部消防格納庫	1975	12.4
14	行政系施設	市木分団第4部消防格納庫	1979	32.6
15	行政系施設	市木分団第5部消防格納庫	1989	37.4
16	行政系施設	市木分団第1部消防格納庫	1996	27.7
17	行政系施設	市木分団第5部消防格納庫(築島)	2004	6.5
18	行政系施設	市木水防倉庫	2006	6.5
19	行政系施設	津波避難施設(下石波地区)	2020	86.4
20	公園	市木多目的運動広場(休憩所)	1990	17.5

No	大分類	施設名	建築年	延床面積
21	上水道施設	子持田水源地	1980	32.0
22	上水道施設	子持田配水池	1981	65.1
23	上水道施設	舩配水池	1997	30.0
24	上水道施設	舩中継ポンプ場	1997	23.1
25	下水道施設	築島地区漁業集落排水処理施設	2000	15.0

【福島地区】

福島地区は本市の中心拠点であり、J R 串間駅を中心として市役所庁舎周辺に比較的規模の大きい施設が集中している。6 地区の中で一番人口は多いが、過去 10 年間の人口は減少傾向にあり、約 1 割の減少となっている。一人当たりの公共施設の延床面積は $9.10 \text{ m}^2/\text{人}$ で、本市の平均である $8.11 \text{ m}^2/\text{人}$ を上回る。

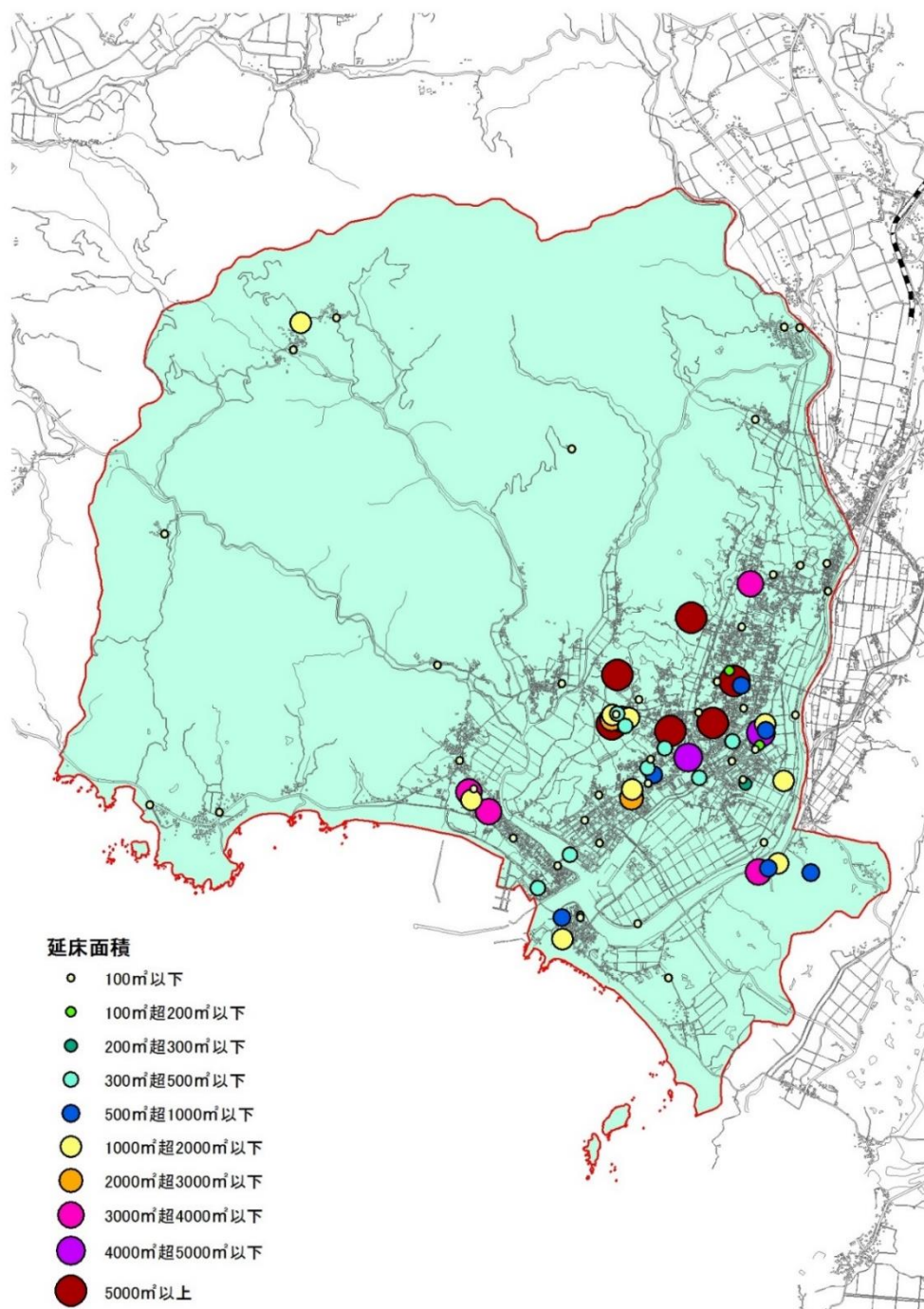


図 福島地区 規模別公共施設分布図

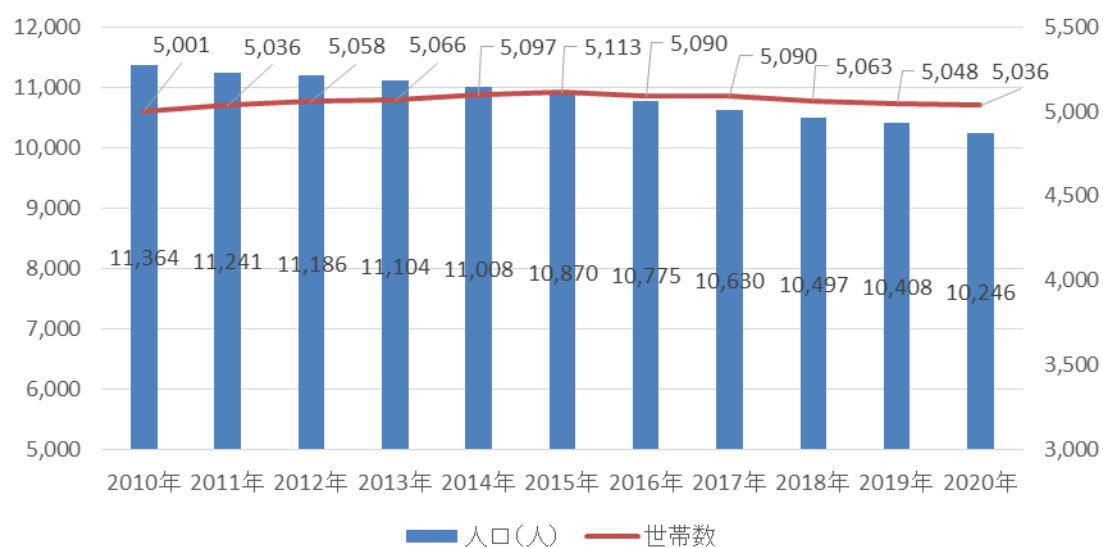


図 福島地区人口・世帯数推移(住民基本台帳・各年3月人口による)

表 大分類別延床面積等

大分類	施設数	延床面積 (㎡)	一人当たり 延床面積 (㎡/人)
市民文化系施設	2	5,073.9	0.50
社会教育系施設	3	1,150.7	0.11
スポーツ・レクリエーション系施設	5	5,499.5	0.54
学校教育系施設	5	21,227.1	2.07
子育て支援施設	1	696.7	0.07
保健・福祉施設	1	2,760.9	0.27
医療施設	2	9,867.1	0.96
行政系施設	24	8,089.4	0.79
公営住宅	12	25,040.1	2.44
公園	17	5,567.2	0.54
供給処理施設	3	5,897.1	0.58
その他	2	805.0	0.08
上水道施設	7	1,232.6	0.12
下水道施設	1	355.5	0.03
合 計	85	93,262.8	9.10

※一人当たり延床面積算出人口は上図2020年(令和2年)3月住民基本台帳人口による

【北方地区】

北方地区は本市中心部の北東部に隣接する地区で、最近 10 年間の人口推移は 2 割弱の減少となっている。人口は 6 地区の中で 3 番目に多いが、あまり規模の大きな施設は無く、また施設数も 6 地区の中で一番少ない 13 施設となっている。これは北方地区が福島地区に近いことから、地域住民が単独で利用する学校等以外の施設は、整備の必要性が低かったと予測できる。一人当たり延床面積は 5.75 m²/人で、本市の平均である 8.11 m²/人を下回る。

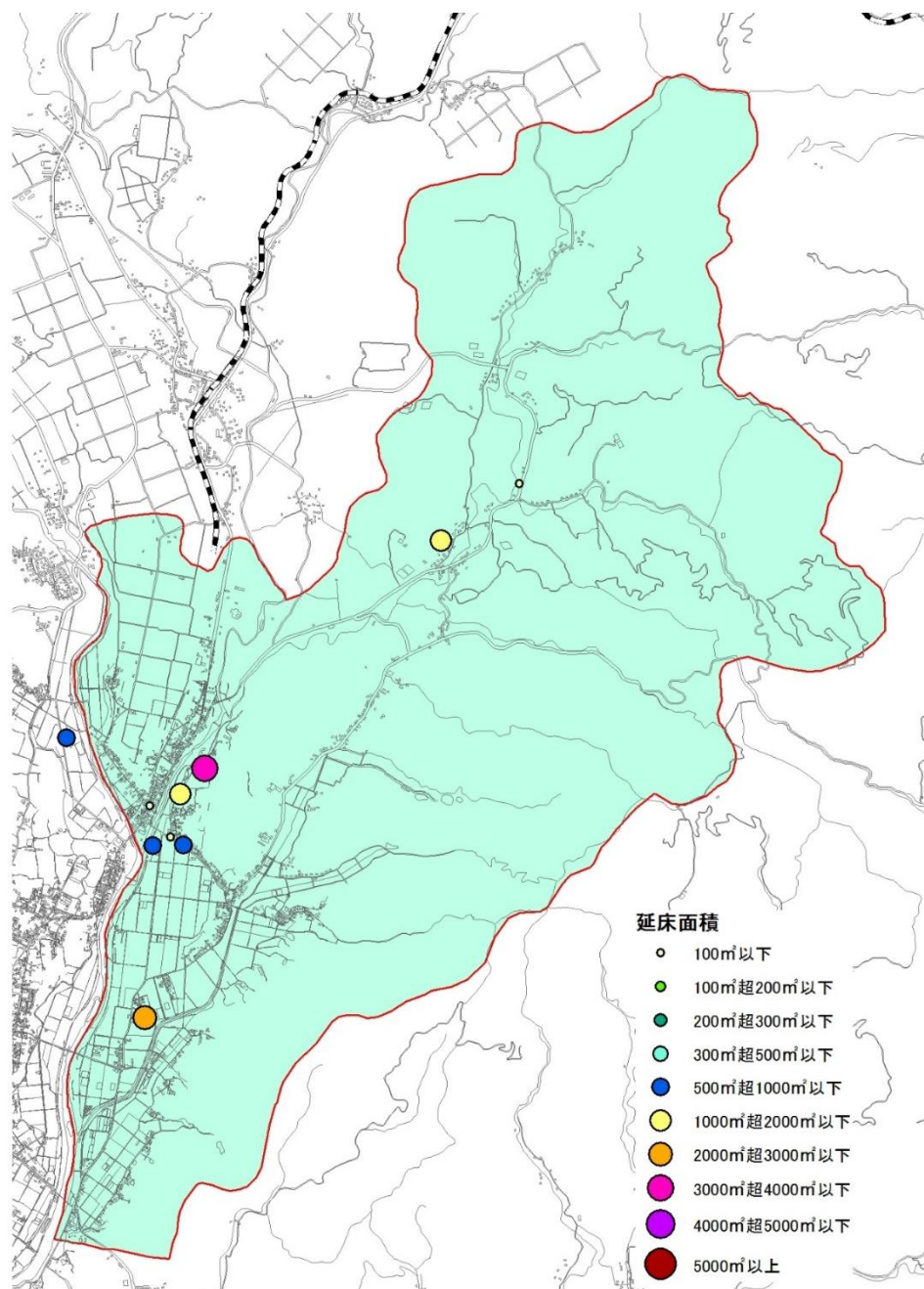


図 北方地区 規模別公共施設分布図

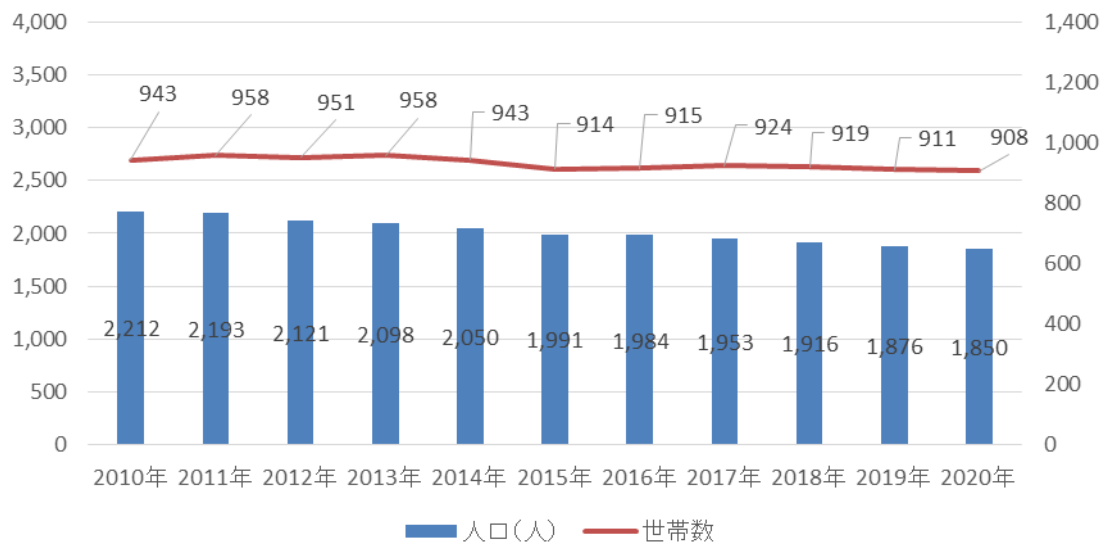


図 北方地区人口・世帯数推移(住民基本台帳・各年3月人口による)

表 大分類別延床面積等

大分類	施設数	延床面積 (㎡)	一人当たり 延床面積 (㎡/人)
産業系施設	1	985.0	0.53
学校教育系施設	4	7,936.7	4.29
行政系施設	3	95.7	0.05
公営住宅	1	587.1	0.32
上水道施設	4	1,026.3	0.55
合 計	13	10,630.8	5.75

※一人当たり延床面積算出人口は上図2020年(令和2年)3月住民基本台帳人口による

【大東地区】

大東地区は本市の北部に位置する地区で、最近 10 年間の人口推移は 2 割強の減少となっている。人口は 6 地区の中で 2 番目に多く、規模の大きな施設は無いものの、公共施設の延床面積も 2 番目に多くなっている。区域範囲は 6 地区の中で最も広いが山間部が大部分を占め、水源地が多数有ることにより上水道施設が多く配置されている。一人当たり延床面積は 5.09 m^2 /人で、本市の平均である 8.11 m^2 /人を大きく下回る。

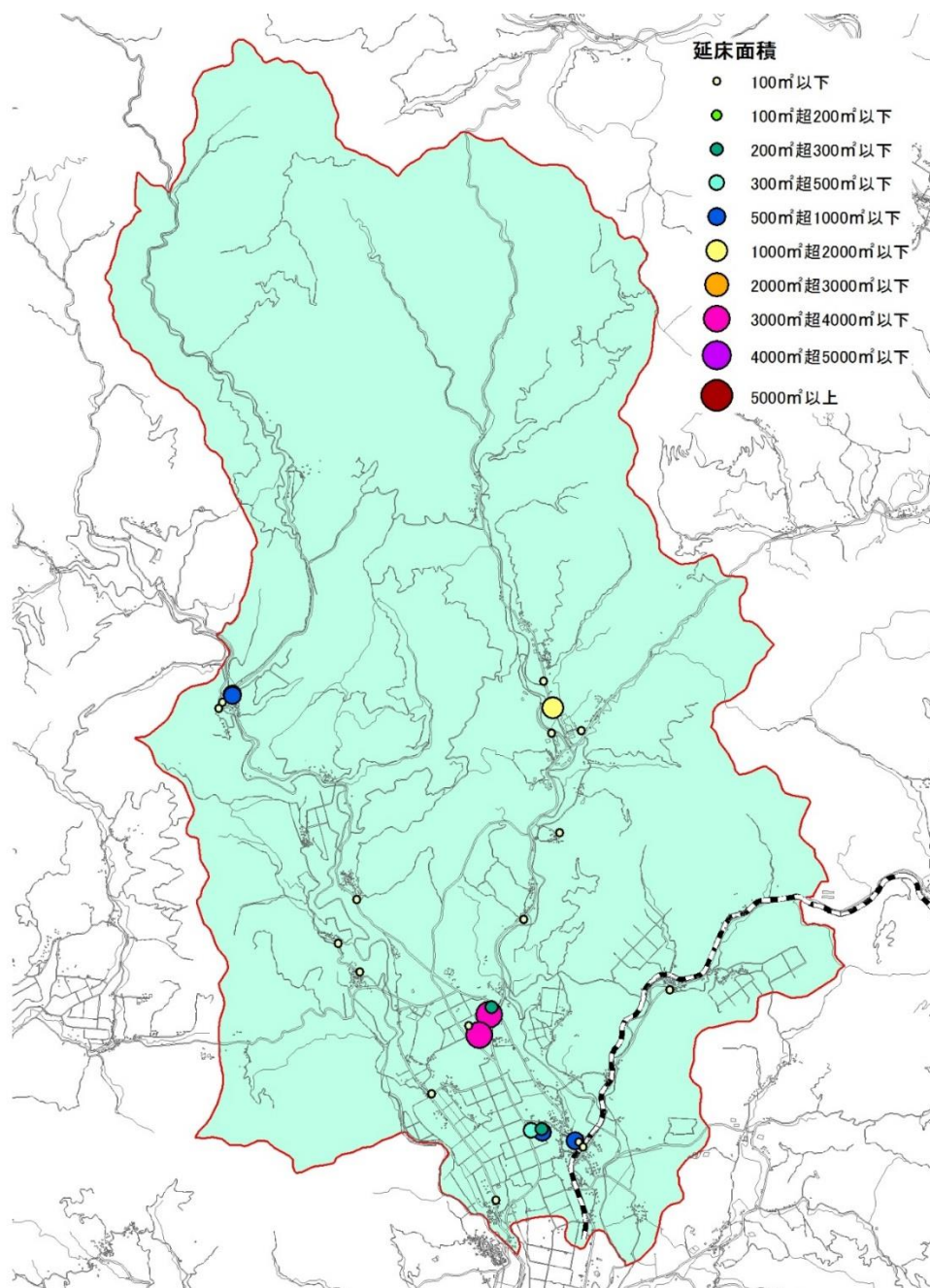


図 大東地区 規模別公共施設分布図

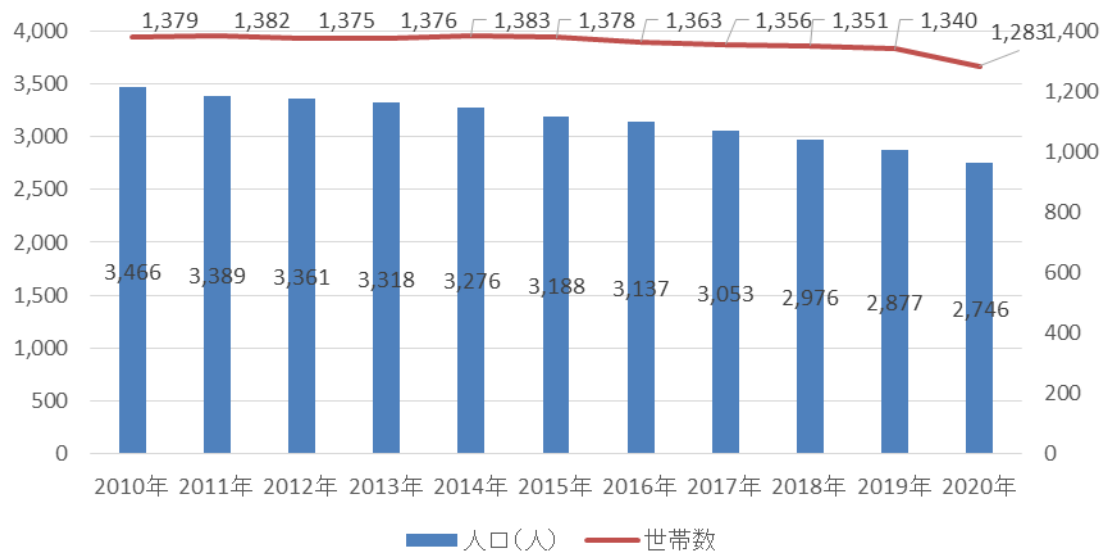


図 大東地区人口・世帯数推移(住民基本台帳・各年3月人口による)

表 大分類別延床面積等

大分類	施設数	延床面積 (㎡)	一人当たり 延床面積 (㎡/人)
市民文化系施設	1	866.0	0.32
スポーツ・レクリエーション系施設	2	56.1	0.02
産業系施設	1	545.0	0.20
学校教育系施設	4	9,608.8	3.50
保健・福祉施設	1	296.2	0.11
行政系施設	12	275.8	0.10
公営住宅	2	492.8	0.18
公園	3	58.3	0.02
その他	1	664.0	0.24
上水道施設	14	1,112.5	0.41
合 計	41	13,975.5	5.09

※一人当たり延床面積算出人口は上図2020年(令和2年)3月住民基本台帳人口による

【本城地区】

本城地区は本市の南東部に位置する地区で、最近 10 年間の人口推移は 3 割弱の減少となっている。規模の大きな施設は無いが、スポーツ・レクリエーション系施設が 5 施設ある。一人当たり延床面積は 7.96 ㎡/人で、本市の平均である 8.11 ㎡/人を下回る。

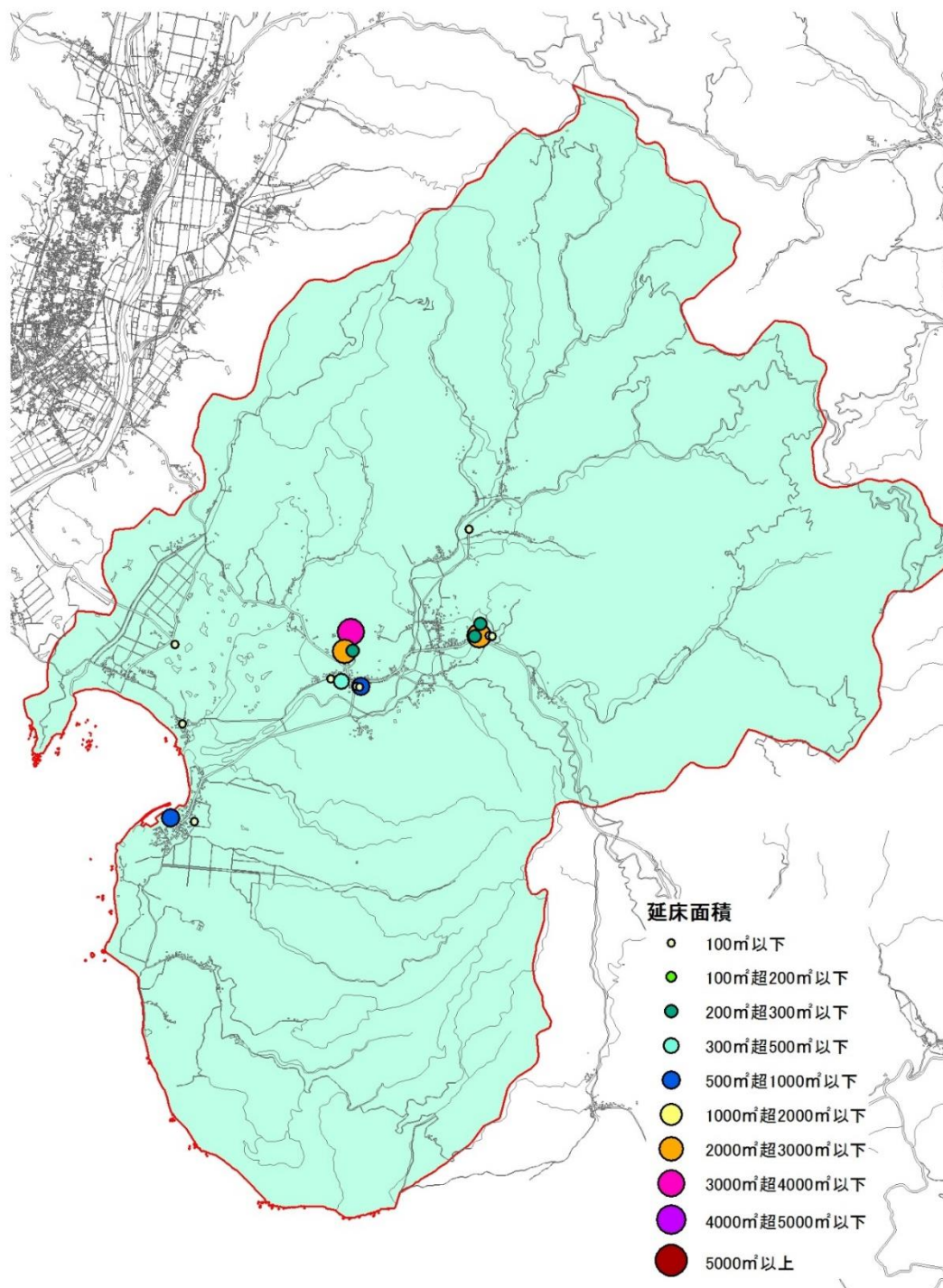


図 本城地区 規模別公共施設分布図

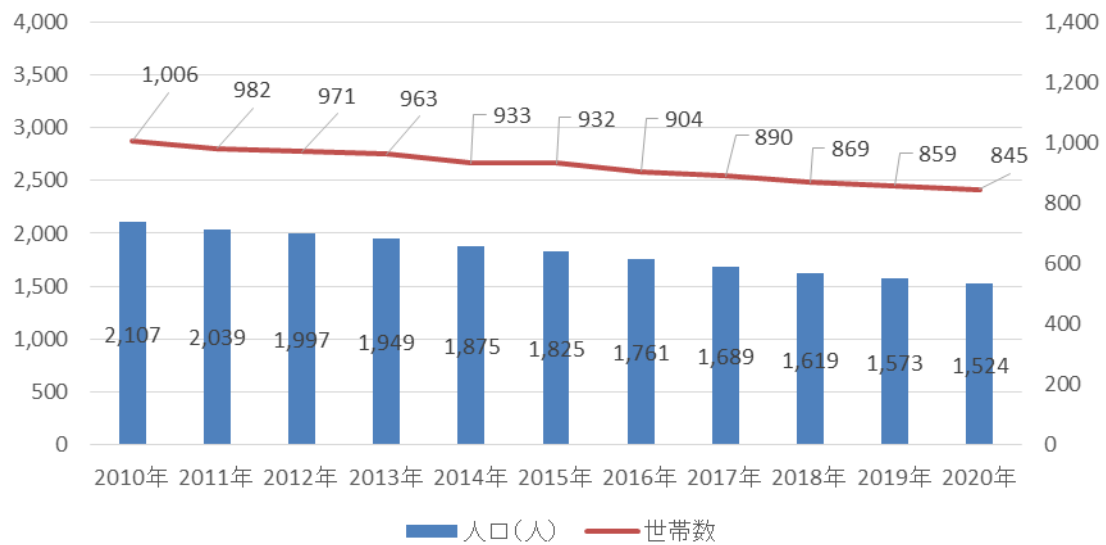


図 本城地区人口・世帯数推移(住民基本台帳・各年3月人口による)

表 大分類別延床面積等

大分類	施設数	延床面積 (㎡)	一人当たり 延床面積 (㎡/人)
市民文化系施設	1	740.0	0.49
スポーツ・レクリエーション系施設	5	3,298.6	2.16
学校教育系施設	2	5,842.4	3.83
保健・福祉施設	1	360.0	0.24
行政系施設	8	154.3	0.10
公営住宅	1	241.8	0.16
公園	1	32.0	0.02
その他	1	952.0	0.62
上水道施設	4	119.1	0.08
下水道施設	1	385.6	0.25
合 計	25	12,125.8	7.96

※一人当たり延床面積算出人口は上図2020年(令和2年)3月住民基本台帳人口による

【都井地区】

都井地区は本市の南部に位置する地区で、最近 10 年間の人口推移は 3 割弱の減少となっている。人口は 6 地区の中で 2 番目に少ない。観光地であり、市が運営する観光施設（スポーツ・レクレーション施設系）が 6 施設ある。一人当たり延床面積は 11.37 m²/人で、本市の平均である 8.11 m²/人を大きく上回る。

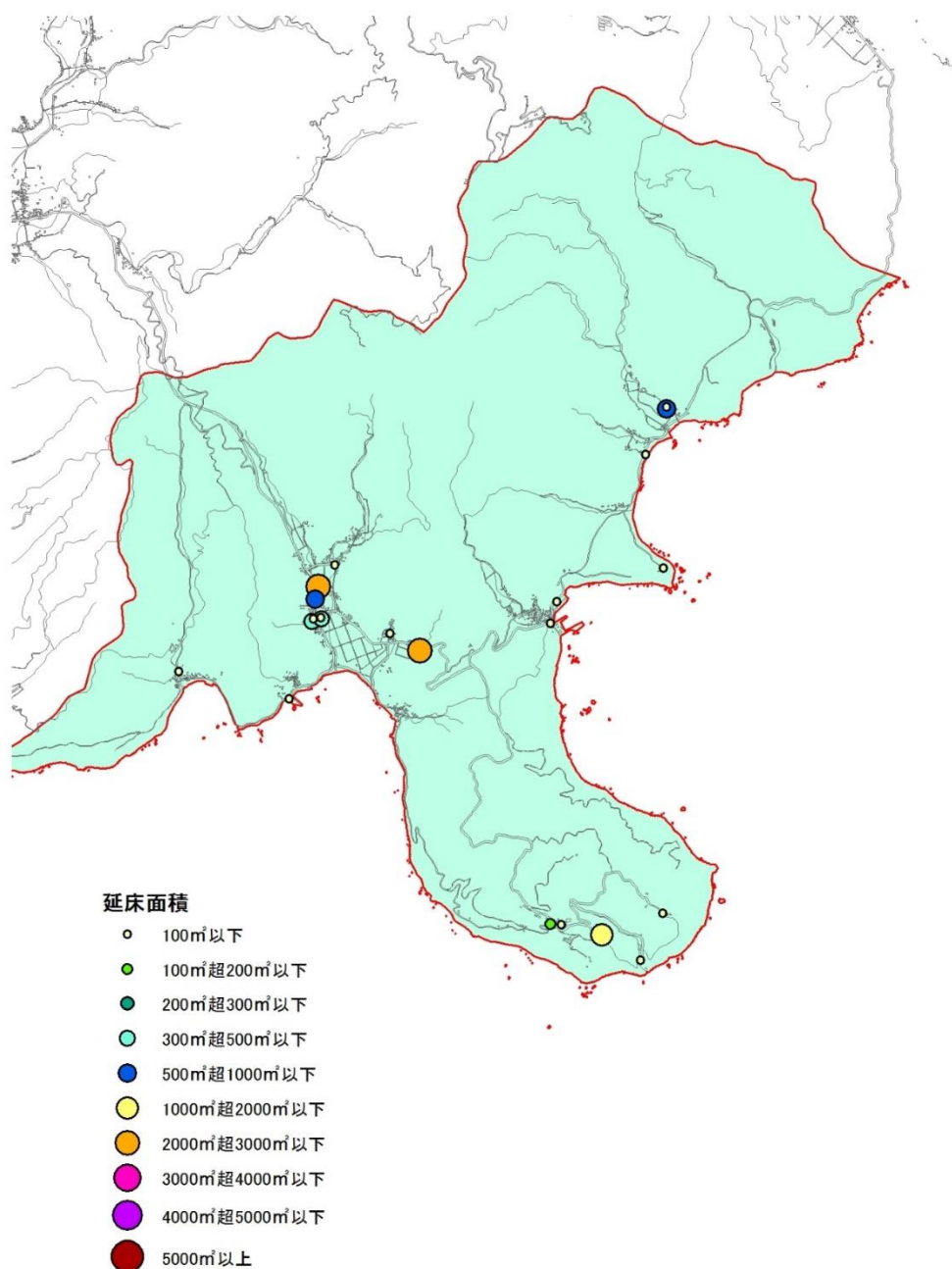


図 都井地区 規模別公共施設分布図

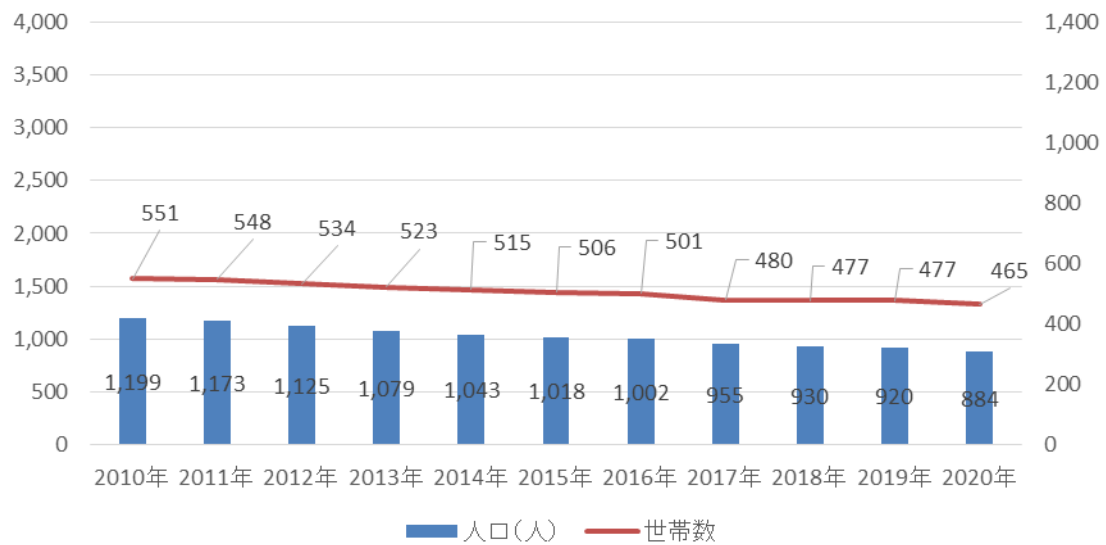


図 都井地区人口・世帯数推移(住民基本台帳・各年3月人口による)

表 大分類別延床面積等

大分類	施設数	延床面積 (㎡)	一人当たり 延床面積 (㎡/人)
市民文化系施設	1	799.6	0.90
スポーツ・レクリエーション系施設	6	2,254.0	2.55
産業系施設	1	144.0	0.16
学校教育系施設	4	5,814.7	6.58
保健・福祉施設	1	363.0	0.41
行政系施設	8	160.8	0.18
公営住宅	2	341.7	0.39
公園	1	30.8	0.03
上水道施設	5	140.4	0.16
合 計	29	10,049.0	11.37

※一人当たり延床面積算出人口は上図2020年(令和2年)3月住民基本台帳人口による

【市木地区】

市木地区は本市の東部に位置する地区で、人口、公共施設延床面積も最も少ない。最近10年間の人口推移は2割弱の減少となっている。一人当たり延床面積は7.96 m²/人で、本市の平均である8.11 m²/人をわずかに下回る。

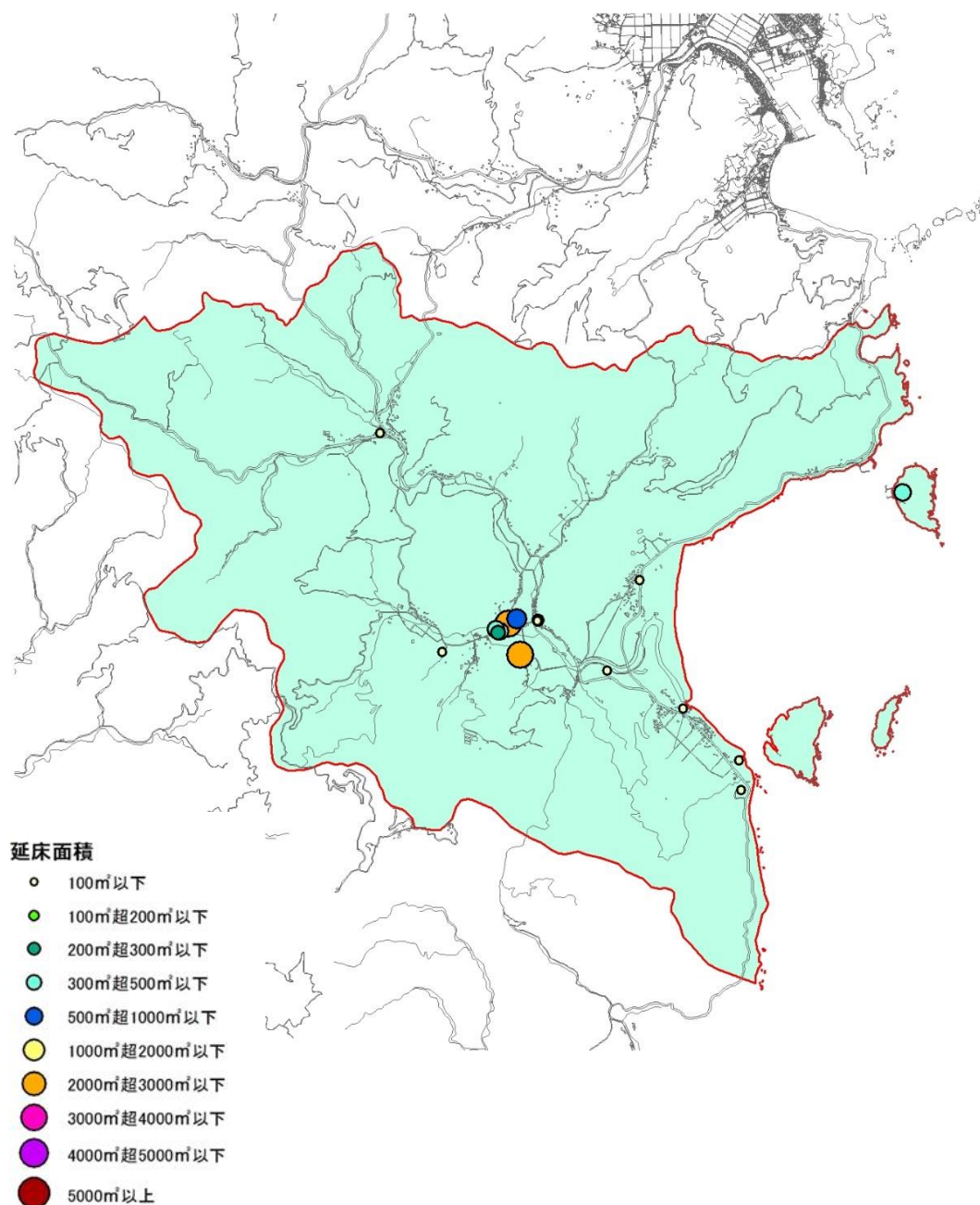


図 市木地区 規模別公共施設分布図

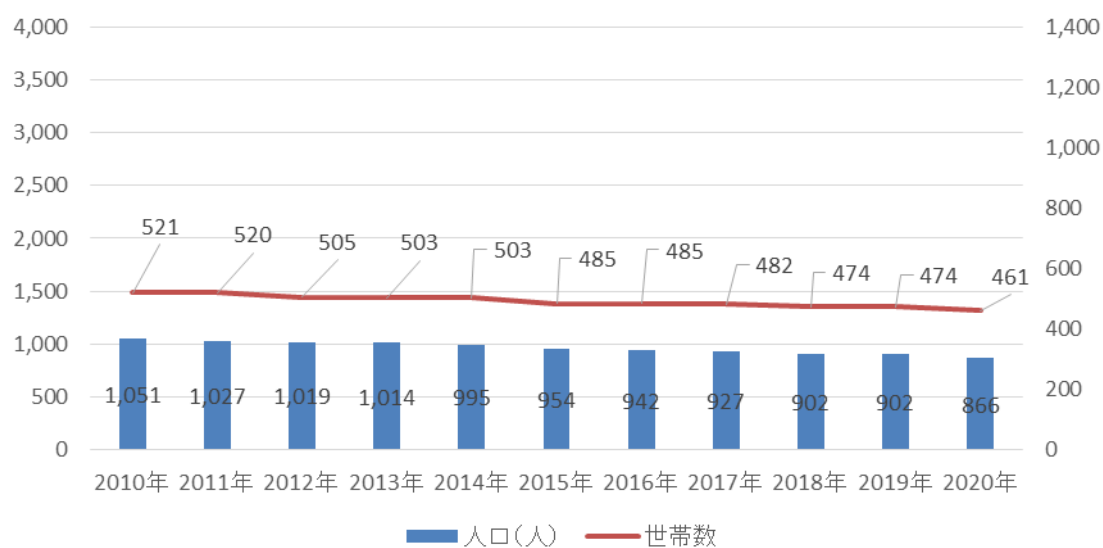


図 市木地区人口・世帯数推移(住民基本台帳・各年3月人口による)

表 大分類別延床面積等

大分類	施設数	延床面積 (㎡)	一人当たり 延床面積 (㎡/人)
市民文化系施設	1	740.0	0.85
スポーツ・レクリエーション系施設	2	58.4	0.07
学校教育系施設	4	4,637.6	5.36
子育て支援施設	1	315.0	0.36
保健・福祉施設	1	228.8	0.26
医療施設	1	327.4	0.38
行政系施設	9	403.2	0.47
公園	1	17.5	0.02
上水道施設	4	150.2	0.17
下水道施設	1	15.0	0.02
合 計	25	6,893.1	7.96

※一人当たり延床面積算出人口は上図2020年(令和2年)3月住民基本台帳人口による

(4) 地域別の公共施設配置状況災害区域内にある公共施設

本市の公共施設のうち、災害想定区域内にある公共施設は以下の通りである。

地区	施設名	浸水 区域内	土砂災害 区域近傍	津波浸水 区域内
福島	串間市じん芥処理場		●	
	高松漁村広場トイレ			●
	串間駅の駅	●		
	金谷団地			●
	今町住宅			●
	本町かなな住宅	●		
	親水公園トイレ			●
	第9街区公園トイレ			●
	福島川河川歴史公園トイレ			●
	東町街区公園(公衆便所)			●
	笠祇小学校		●	
	金谷小学校			●
	福島中学校		●	
	串間中央浄化センター			●
	中央北分団第5部消防格納庫		●	
	中央北分団第8部消防格納庫(笠祇)		●	
	中央北分団第8部消防格納庫(古竹)		●	
	中央北分団第8部消防格納庫(奴久見)		●	
	中央分団第1部消防格納庫			●
	中央分団第2部消防格納庫(鹿谷)		●	
	中央分団第4部消防格納庫			●
	中央分団第5部消防格納庫			●
	中央分団第6部消防格納庫			●
北方	秋山小学校		●	
	西区浄水場	●		
大東	大東分団第6部消防格納庫(三ヶ平)		●	
本城	旧崎田小学校			●
	串間市簡易温泉(湯ったり館)		●	
	串間市本城公民館			●
	水防倉庫(本城)			●
	本城分団第1部消防格納庫			●
	本城分団第4部消防格納庫			●

地区	施設名	浸水 区域内	土砂災害 区域近傍	津波浸水 区域内
都井	都井ふれあいセンター		●	
	都井基幹集落センター(都井支所)		●	
	宮之浦漁村広場トイレ		●	●
	恋ヶ浦トイレ			●
	宮之前第1住宅		●	●
	宮之前第2住宅		●	●
	小崎鼻トイレ		●	
	都井小学校		●	
	大納小学校			●
	都井中学校		●	
	都井分団第1部消防格納庫		●	
	都井分団第2部消防格納庫		●	●
	都井分団第3部消防格納庫			●
	都井分団第4部消防格納庫(大納)			●
	都井分団第5部消防格納庫		●	
	都井分団第7部消防格納庫			●
市木	市木支所		●	●
	市木デイサービスセンター	●		
	串間市市木診療所	●		
	市木幸島トイレ			●
	市木多目的運動広場休憩所	●		●
	串間市市木公民館	●		●
	市木小学校 築島分校		●	
	市木水防倉庫			●
	市木分団第2部消防格納庫		●	
	市木分団第3部消防格納庫			●
	市木分団第4部消防格納庫			●
	市木分団第5部消防格納庫			●

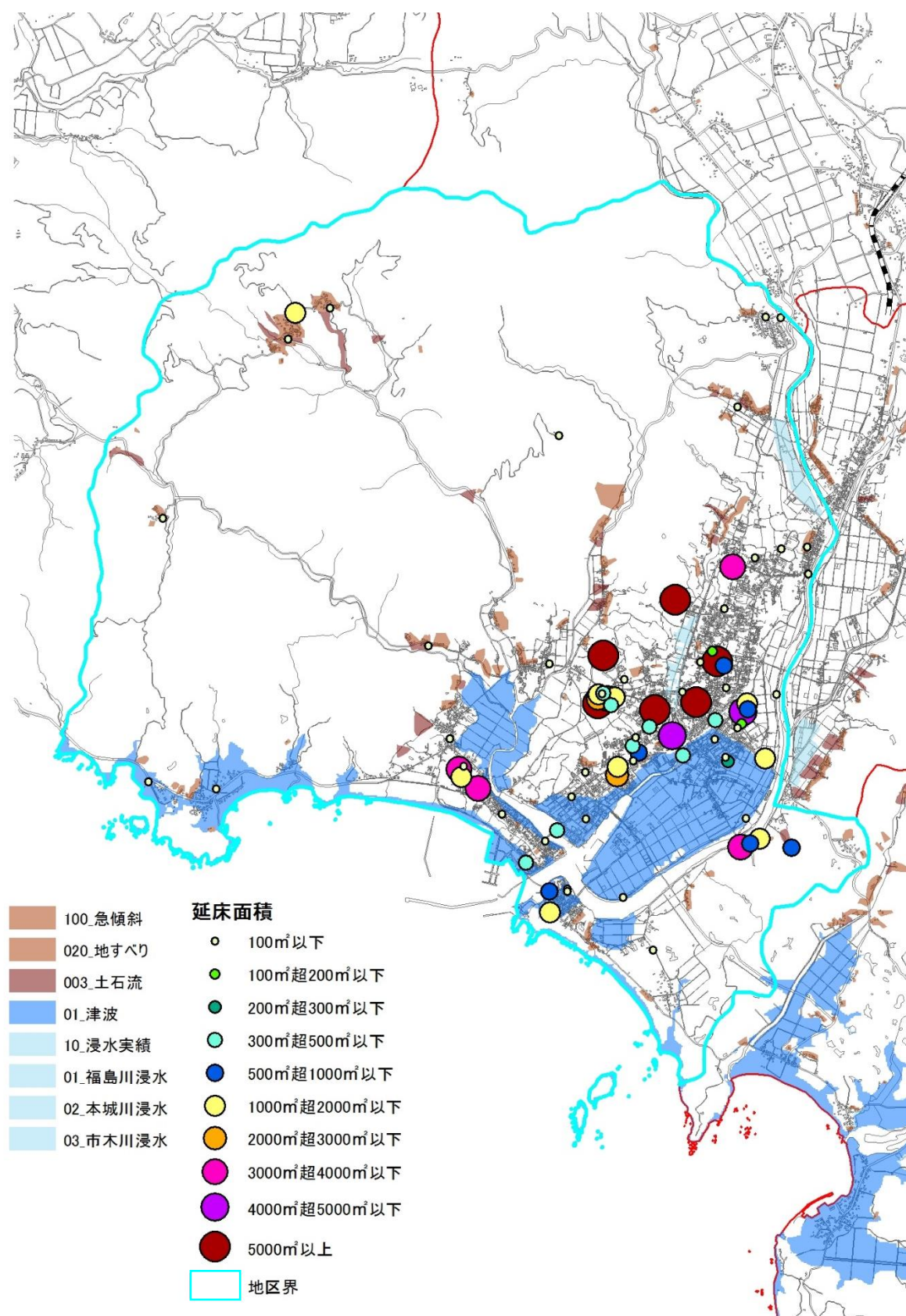


図 福島地区 災害想定区域と公共施設の関係

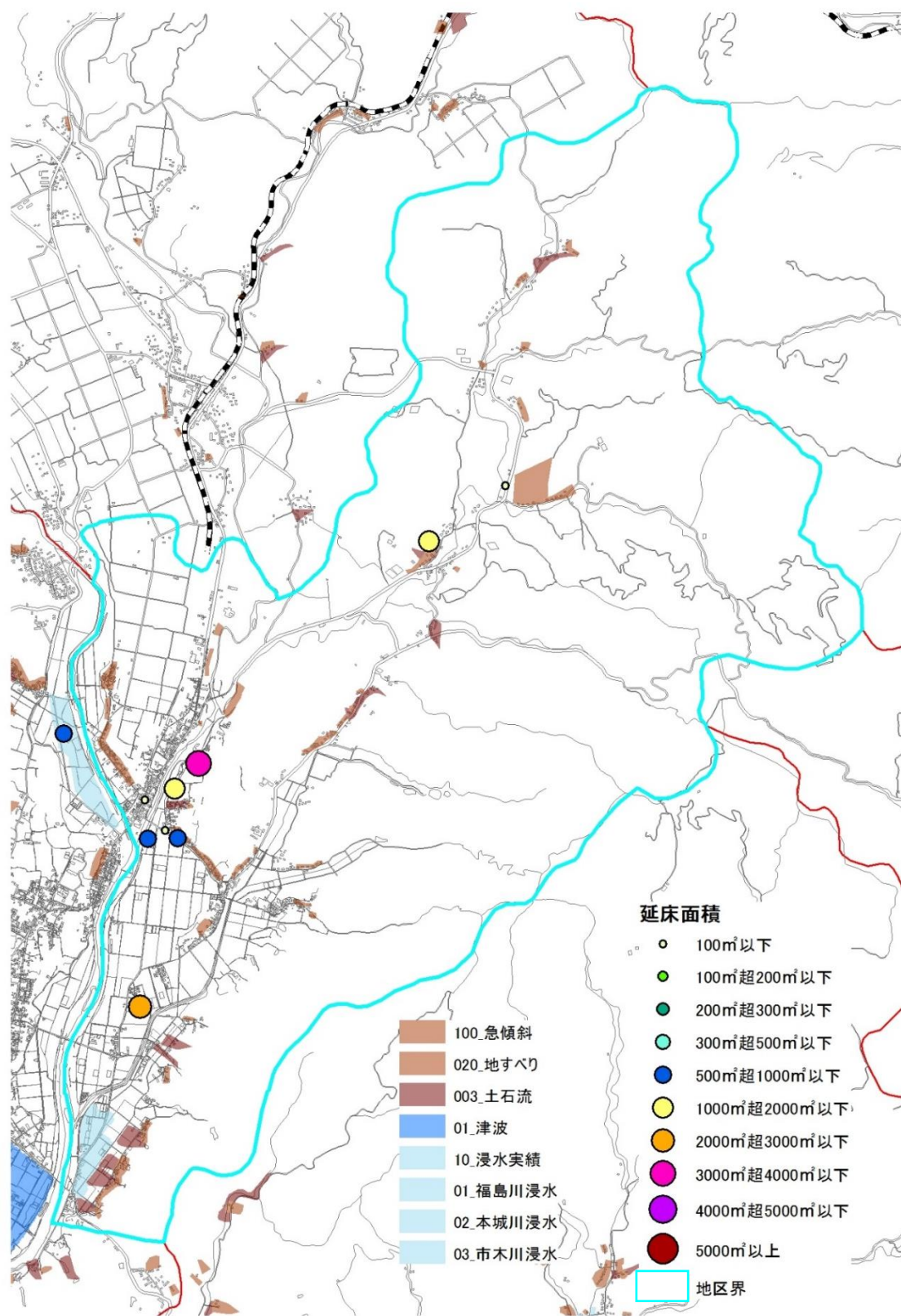


図 北方地区 災害想定区域と公共施設の関係

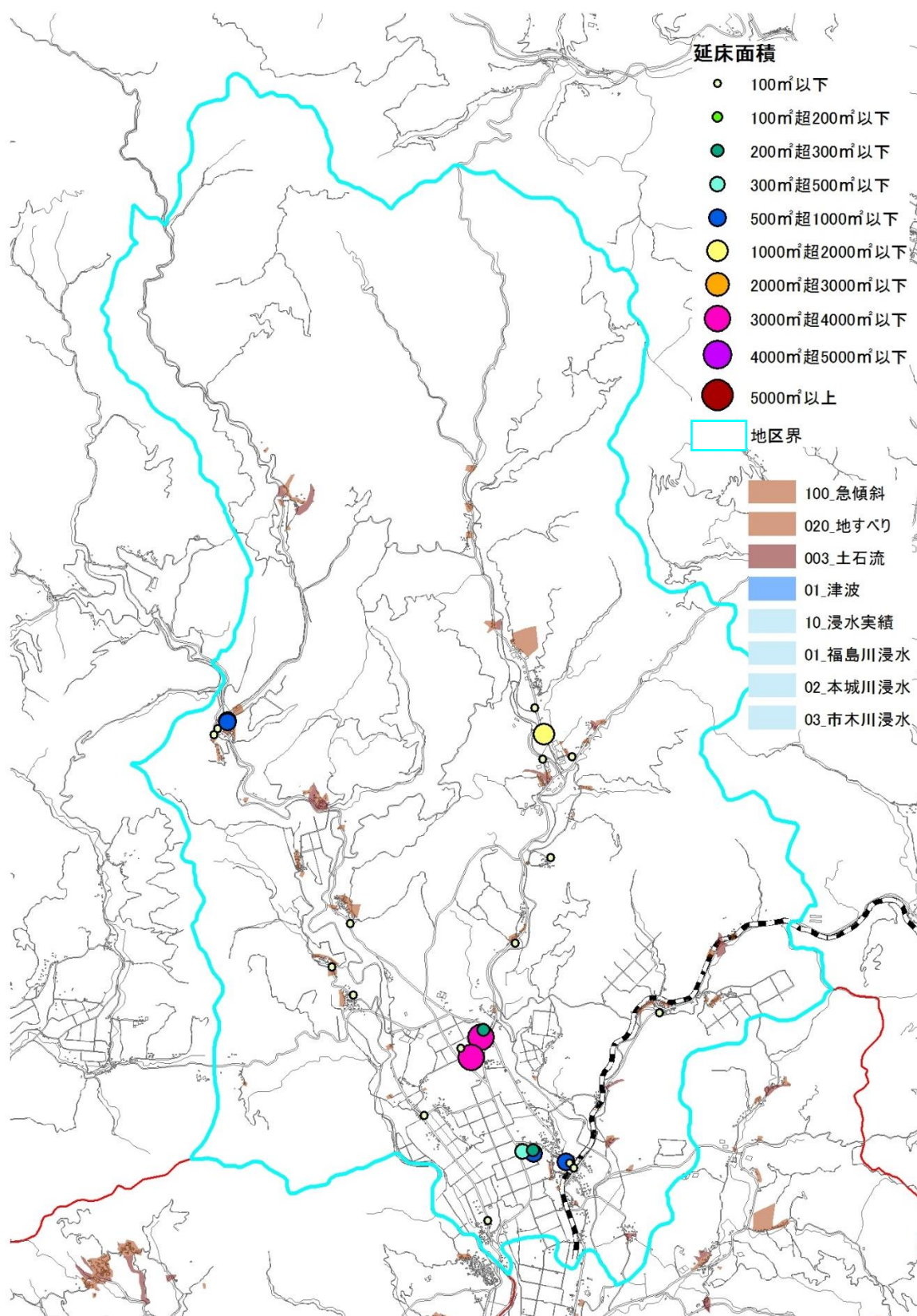


図 大東地区 災害想定区域と公共施設の関係

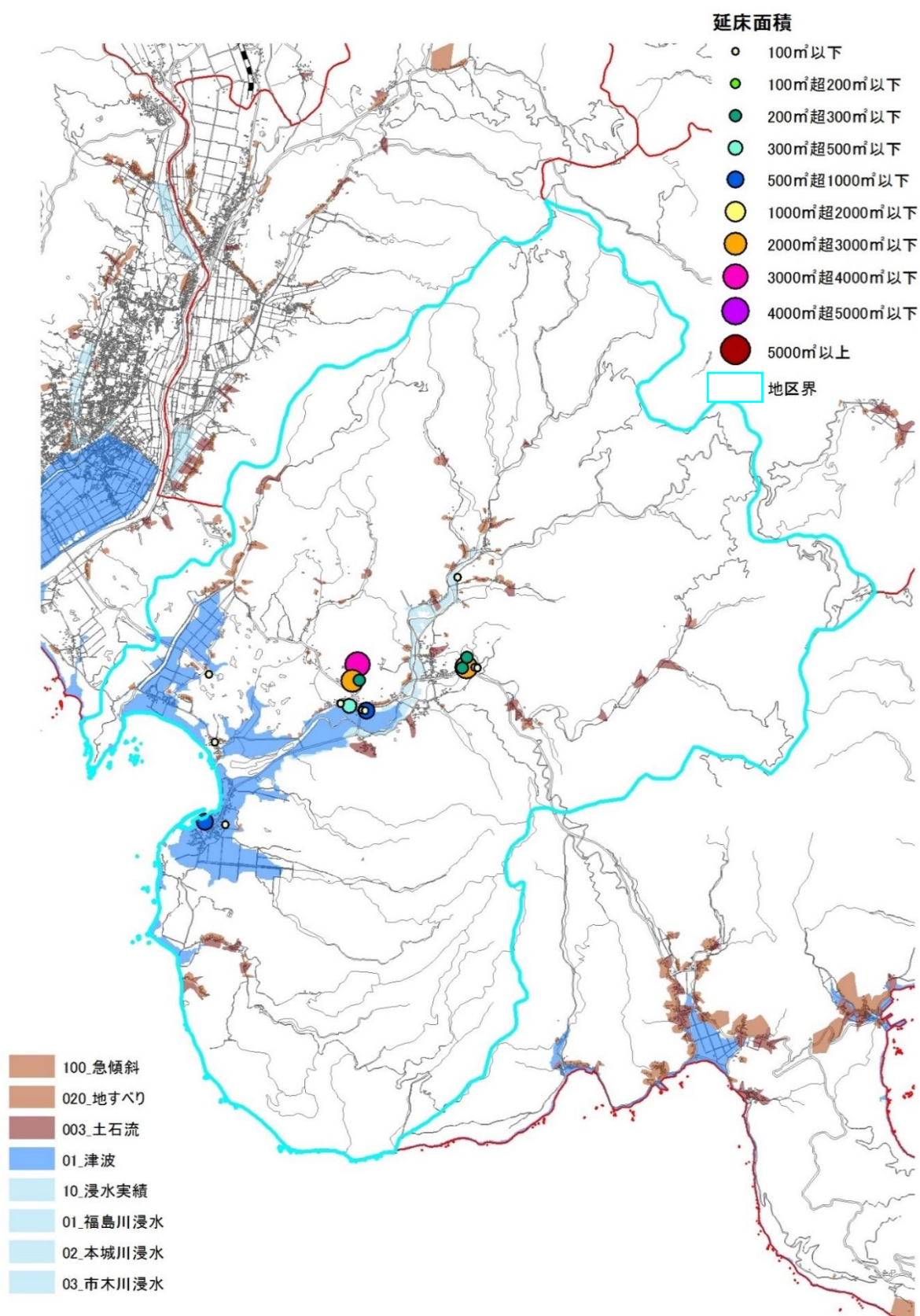


図 本城地区 災害想定区域と公共施設の関係

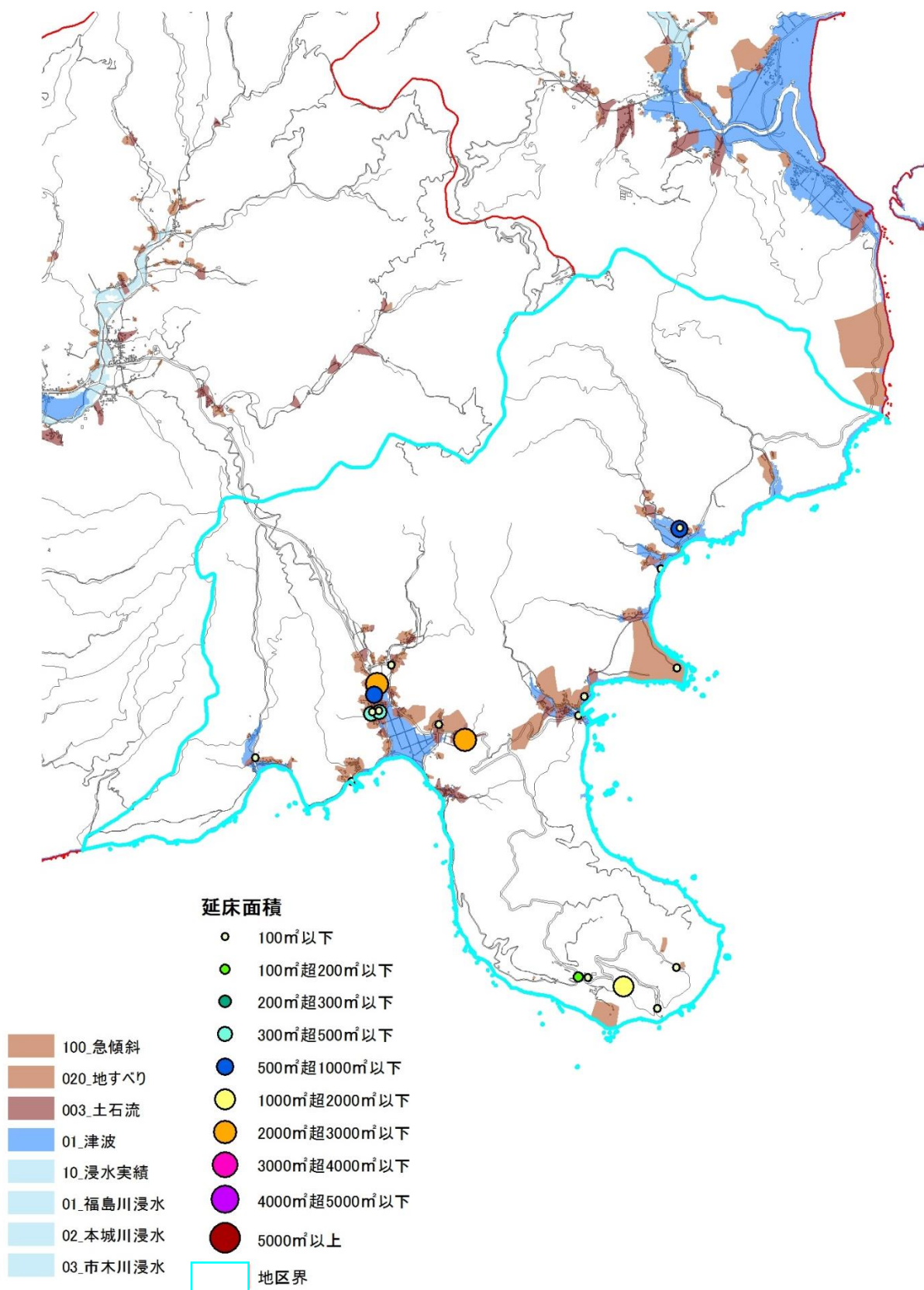


図 都井地区 災害想定区域と公共施設の関係

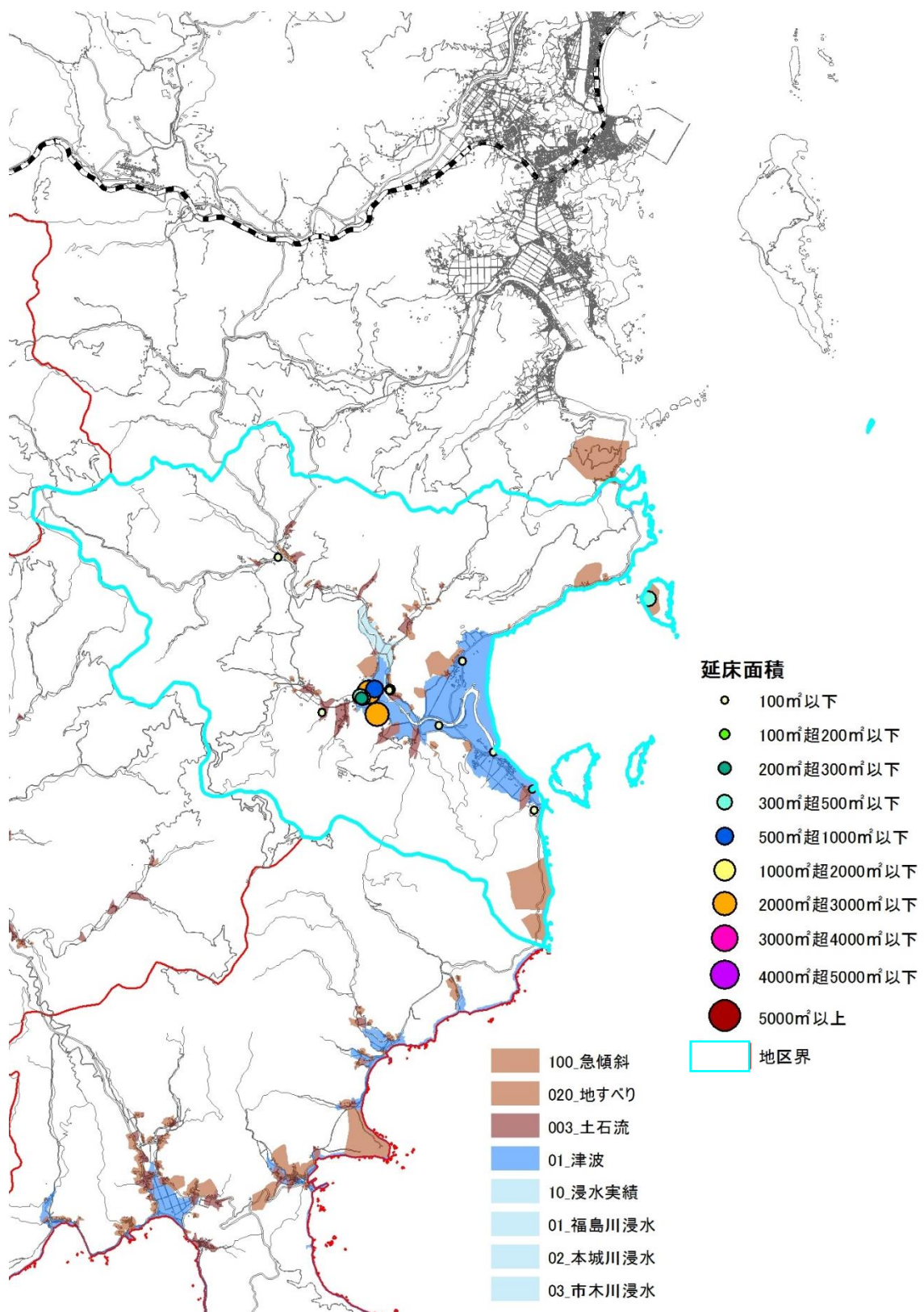


図 市木地区 災害想定区域と公共施設の関係

2. 公共施設の将来更新費用の推計

集計した公共施設（建築物：特別会計分含む）の「建築年」、「施設項目」及び「延床面積」に対して下記のとおり将来更新費用の推計を行った。ただし、構造に関係なく、同様の周期を使用している。

表 改修費及び建替え費用の目安

施設項目	大規模改修費用	建替え費用	単位
市民文化系施設	25	40	万円/㎡
社会教育系施設	25	40	万円/㎡
スポーツ・レクレーション系施設	20	36	万円/㎡
産業系施設	25	40	万円/㎡
学校教育系施設	17	33	万円/㎡
子育て支援施設	17	33	万円/㎡
保健・福祉施設	20	36	万円/㎡
医療施設	25	40	万円/㎡
行政系施設	25	40	万円/㎡
公営住宅	17	28	万円/㎡
公園	17	33	万円/㎡
供給処理施設	20	36	万円/㎡
上記以外	20	36	万円/㎡

※上記金額は更新費用試算ソフトによるもので、設備更新の費用は含まない。

- ・ 建替え等の周期：大規模改修 30年、建替え 60年
- ※ 先送り対応期間を10年とする。
（既に対応周期を過ぎているため実施するための目安）
- ・ 現在の施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みとして計算。

推計の結果、平成28年度から令和37年度までの40年間（平成28年度から令和2年度までは実績値）の更新費用の推計総額は686.2億円となり、年更新費用の平均は17.2億円となった。

次に、施設ごとの個別計画及び長寿命化計画に基づき、長寿命化対策を反映した場合、平成28年度から令和37年度までの40年間（平成28年度から令和2年度までは実績値）の更新費用の推計総額は398.9億円となり、年更新費用の平均は10.0億円となった。

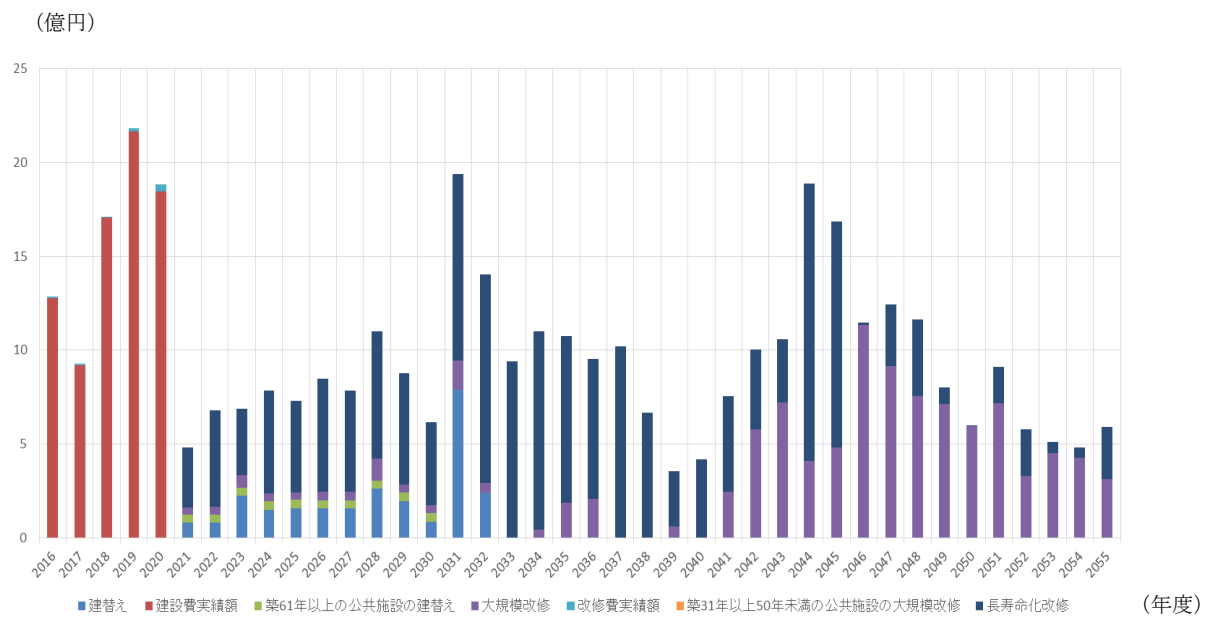


図 公共施設の将来更新費用推計（建築物）：長寿命型

3. 土木インフラの現状と課題及び将来更新費用の推計

(1) 道路及び橋梁(一般会計)の現状

一般会計によるインフラ資産のうち、道路(市道)は、総延長が約460,895m(面積:2,280,316 m²)であり、橋梁(管理対象橋梁)は、実延長3,983m(面積26,004 m²)である。

表 道路及び橋梁のインフラ状況

インフラ	総延長	総面積	備考
道 路	460,895m	2,280,316 m ²	
橋 梁	3,983m	26,004 m ²	管理対象 245 橋

上記の数量に対して将来更新費用の推計を行った。

表 道路及び橋梁の更新費用の目安

道路更新		更新単価 (円/m ²)	更新年数
一般道路		4,700	15
自転車歩行者		2,700	15
橋梁更新	更新単価 (千円/m ²)	更新年数	先送り期間(年)
橋梁	425	60	5

※上記金額は更新費用試算ソフトによるものである。

なお、インフラについても老朽化が進んでおり、建設後50年以上経過する施設の割合は、例えば、橋梁では令和元年度末には33.9%、10年後には62.9%、20年後には75.5%となる。

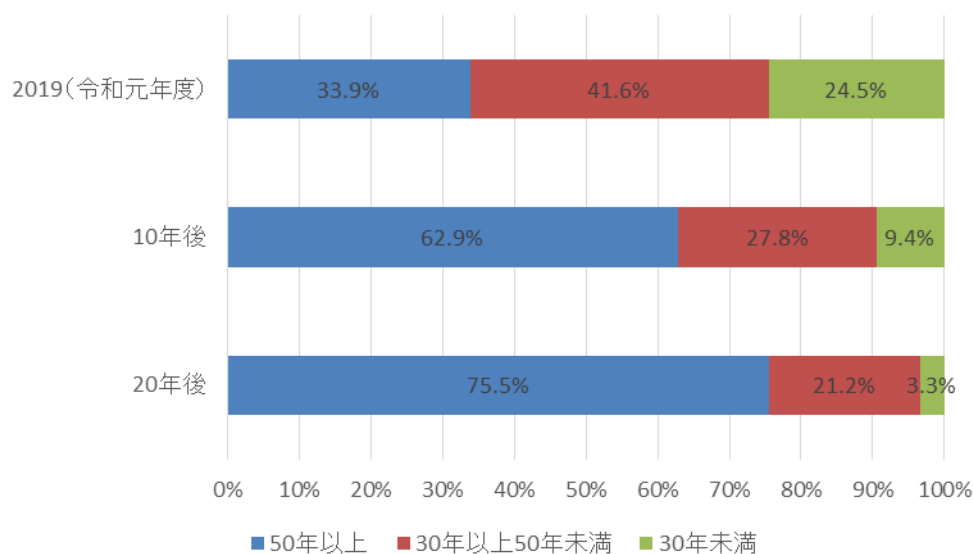


図 橋梁数の経過年数別割合の将来見込

(2) 道路

道路の全面積に対し、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間（平成 28 年度から令和 2 年度までは実績値）の整備総額は 260.4 億円となり、年当たりの平均整備額は 6.5 億円となる。

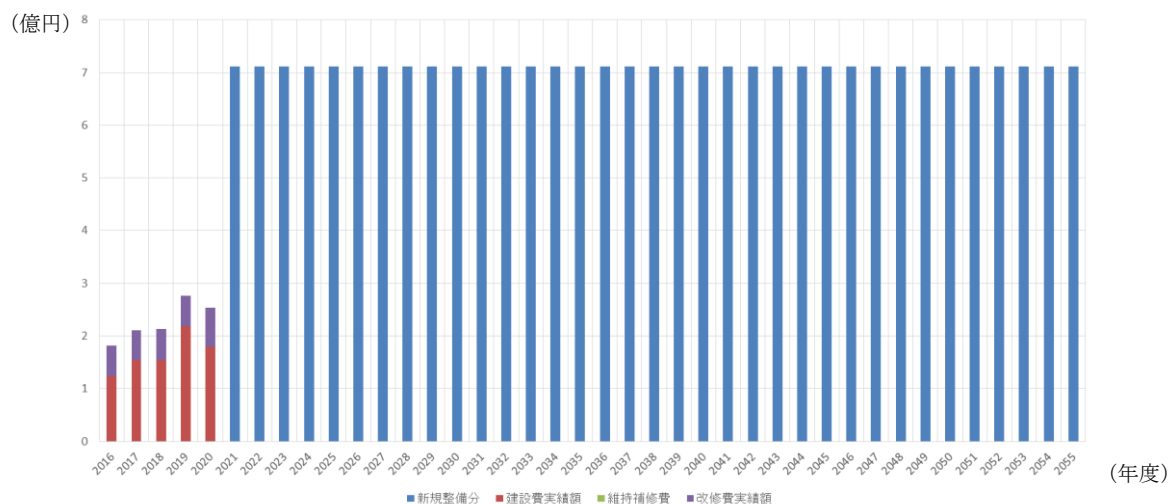


図 道路総面積による将来の更新費用の推計

(3) 橋梁

橋梁の年度別整備橋数を図に示す。築 30 年を超える橋梁が 8 割近くを占める。

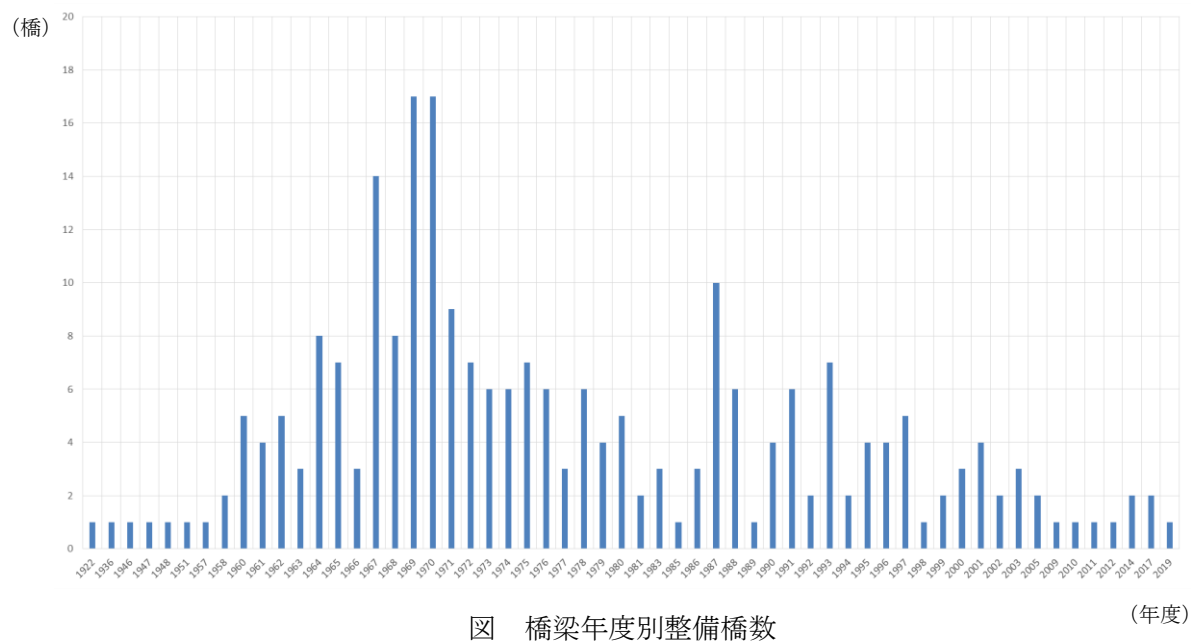


図 橋梁年度別整備橋数

耐用年数経過時に単純更新した場合の総面積による整備費用（同一単価で算定した場合）の総額は、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間（平成 28 年度から令和 2 年度までは実績値）で 70.8 億円、年当たりの平均整備額は 1.8 億円となる。

次に、橋梁長寿命化修繕計画に基づく長寿命化対策を反映した場合、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間（平成 28 年度から令和 2 年度までは実績値）の整備費用の推計総額は 58.0 億円となり、年更新費用の平均は 1.5 億円となる。

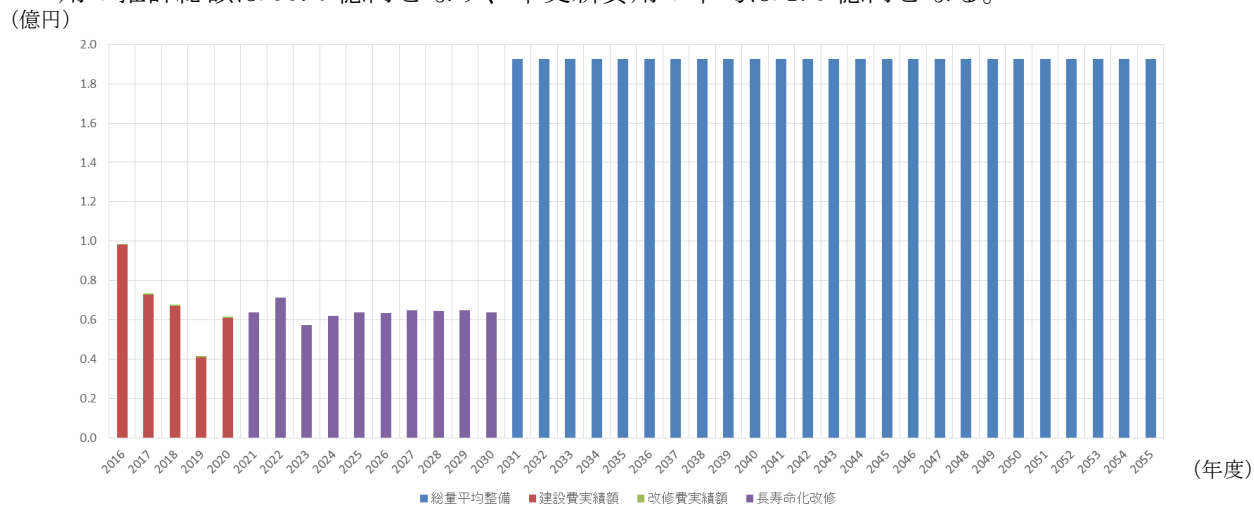


図 橋梁総面積による将来の更新費用の推計

道路及び橋梁を併せた、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間（平成 28 年度から令和 2 年度までは実績値）の整備総額は 318.3 億円となる。この結果、年当たりの平均整備額は 8.0 億円となる。（※橋梁改修時の構造は問わない）

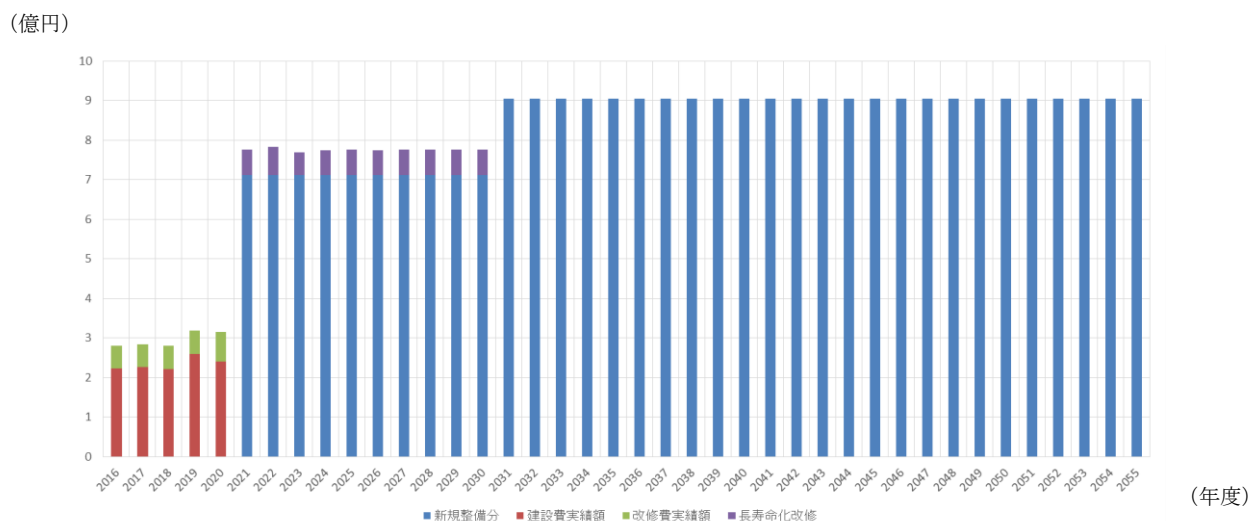


図 道路及び橋梁の将来の更新費用の推計

(4) 上・下水道の現状

上水道は、導水管 7,287m、送水管 31,031m及び配水管 280,881mで総延長約 319,199mが敷設され、上水道普及率は 96.2%となっている。

下水道は、総延長 27,200mとなっている。

表 上・下水道の状況

インフラ	総延長	備考
上水道	319,199m	普及率 96.2% 耐震管 20.4%
内導水管	7,287m	
内送水管	31,031m	
内配水管	280,881m	
下水道	27,200m	普及率 20.9% 接続率 71.0%

表 上水道更新費用の目安

水道管更新	更新費用(千円/m)
導水管・300mm未満	100
〃・300～500mm未満	114
送水管・300mm未満	100
配水管・50mm以下	97
〃・100mm以下	97
〃・200mm以下	100
〃・300mm以下	106
〃・400mm以下	116
〃・500mm以下	128

表 下水道更新費用の目安

下水管更新	更新単価(千円/m)
管径～250mm	61
管径 251～500mm	116
管径 501mm～1000mm	295
管径 1001～2000mm	749
管径 2001mm～3000mm	1,680

(5) 上水道

上水道の年度別整備状況は下図のとおりである。

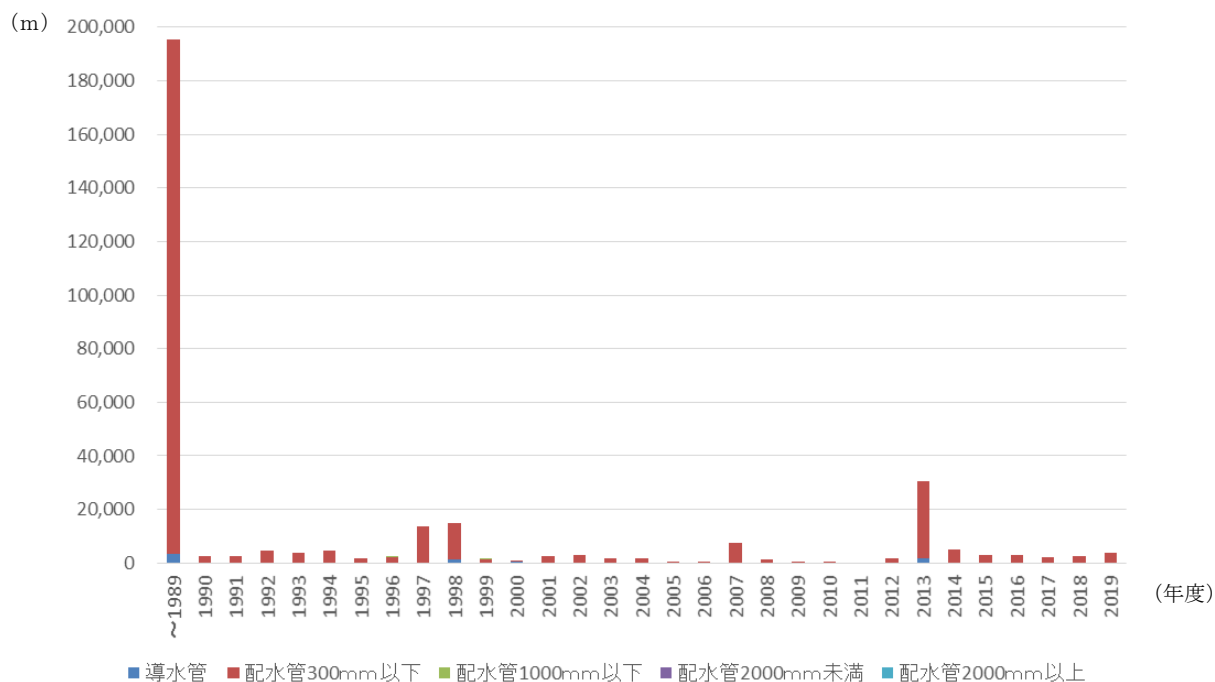


図 上水道年度別整備延長

上水道の総延長に対し、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間（平成 28 年度から令和 2 年度までは実績値）の整備総額は 289.5 億円となる。この結果、年当たりの平均整備額は 7.2 億円となる。

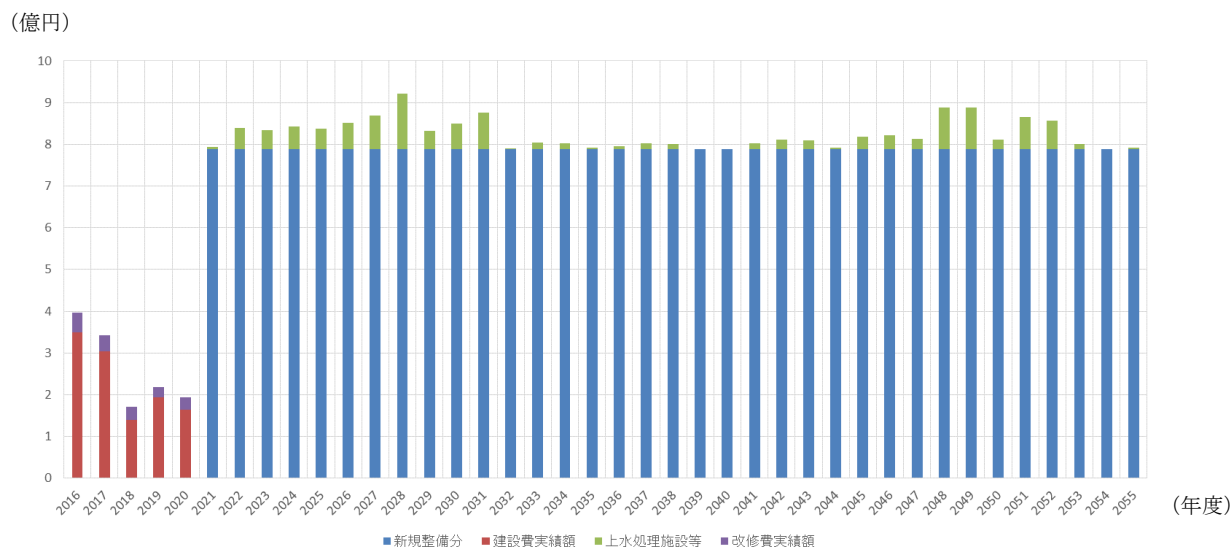


図 上水道総延長による将来の更新費用の推計

(6) 下水道

下水道の年度別整備状況は図のとおりである。

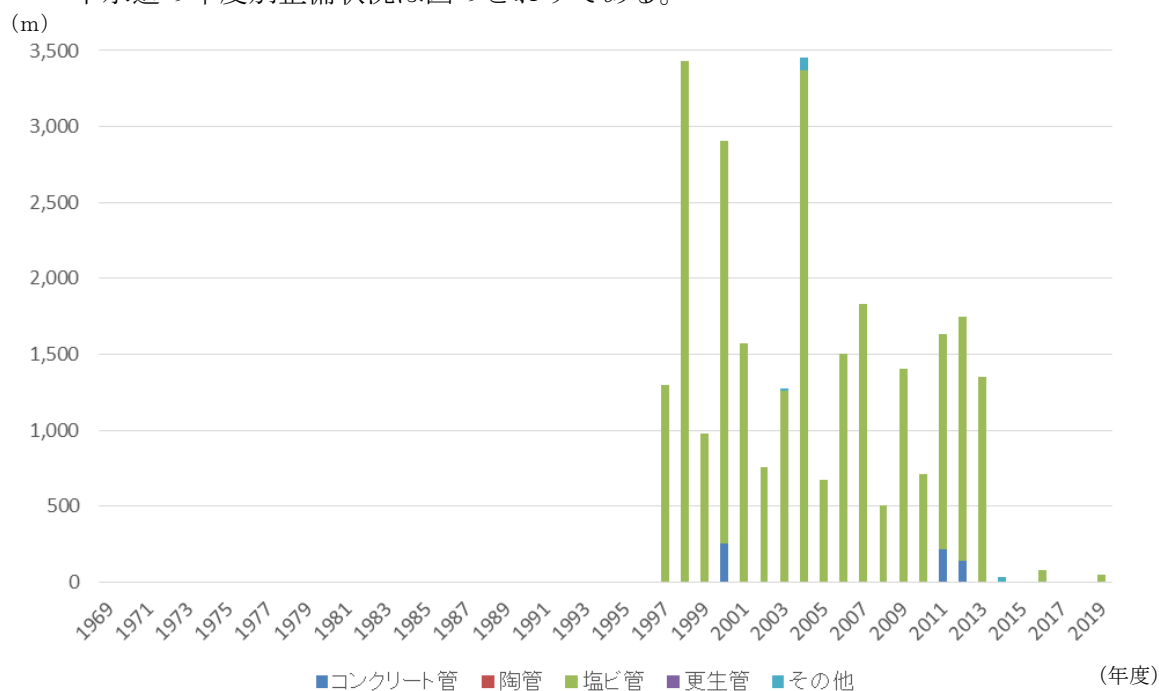


図 下水道年度別整備延長

下水道は比較的新しいため、令和元年度末では建築後 30 年以上経過するものは無いが、10 年後には 21.0%、20 年後には 79.4%となる。

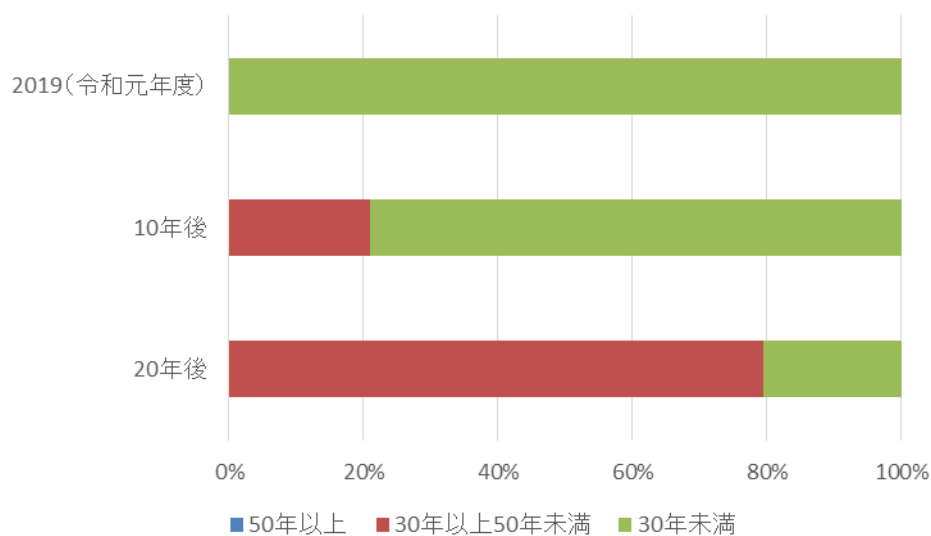


図 下水道の経過年数別割合の将来見込み

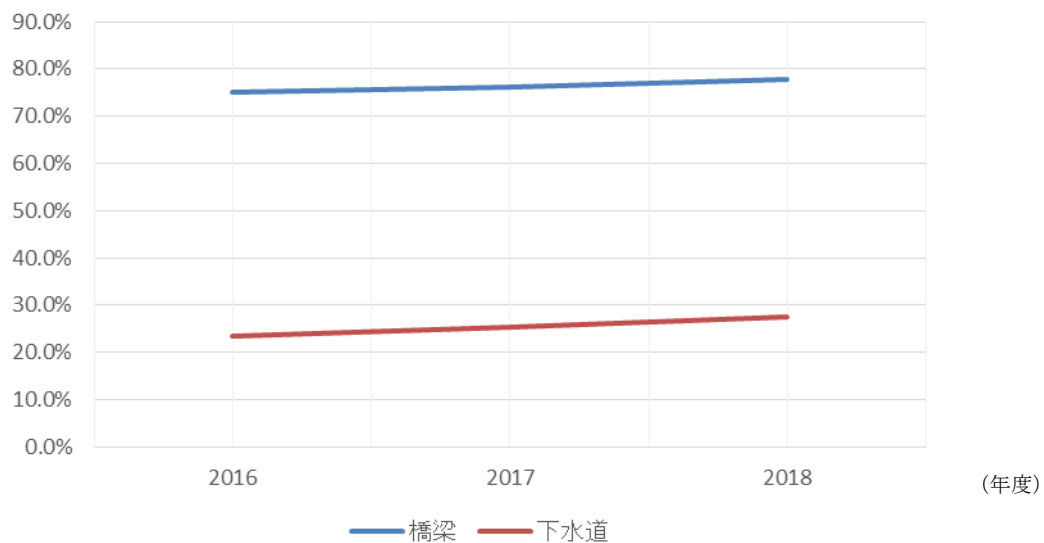


図 インフラ施設の有形固定資産減価償却率

下水道の総延長に対し、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間（平成 28 年度から令和 2 年度までは実績値）の整備総額は 14.6 億円となる。この結果、年当たりの平均整備額は 0.4 億円となる。

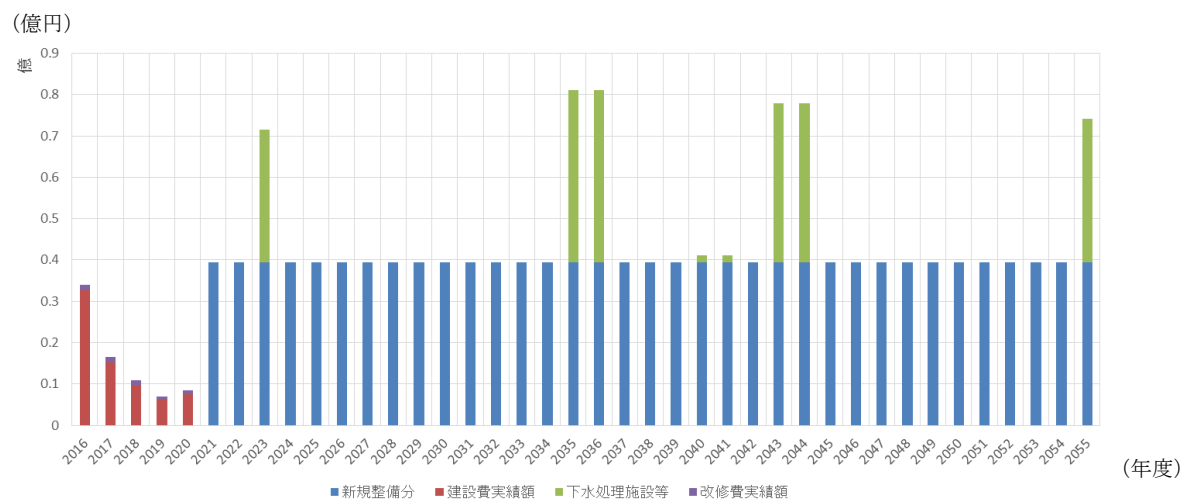


図 下水道管径別延長による将来の更新費用の推計

4. 公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の推計

(1) 今後の経費の見込み

公共施設及びインフラ資産（上水道・下水道は除く）に対する、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間（平成 28 年度から令和 2 年度までは実績値）の整備総額は 1,017.4 億円となる。この結果、年あたりの平均整備額は 25.4 億円となる。

次に、施設ごとの個別計画及び長寿命化計画に基づき、長寿命化対策を反映した場合、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間（平成 28 年度から令和 2 年度までは実績値）の整備総額は 717.2 億円となる。この結果、年あたりの平均整備額は 17.9 億円となる。

(億円)

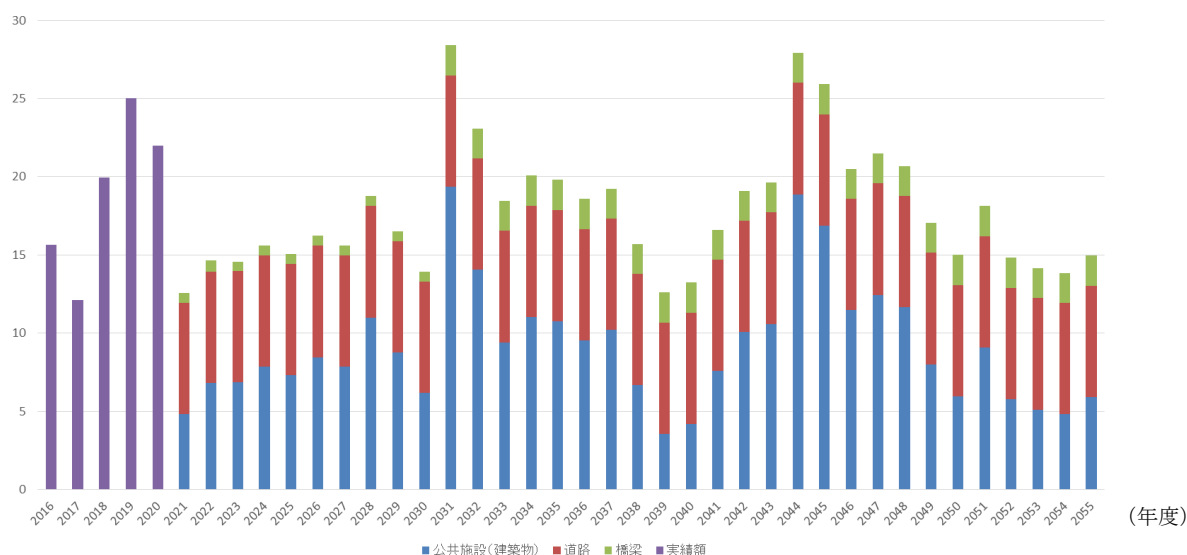


図 公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の推計

(2) 長寿命化対策等の効果額

これまでに示した建物系施設及びインフラ系施設の 40 年間において必要となる経費見込みと、既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の経費見込みを比較することで得られる長寿命化対策等の効果額は以下のとおりとなる。

(百万円)

	維持管理 等(①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合(⑤)	長寿命化対 策等の効果 額(④-⑤)	現在要している 年間経費 (過去5年平均)
建物系	10,103	18,845	10,941	39,889	68,621	-28,732	1,598
インフラ系	2,472	640	28,722	31,834	33,120	-1,286	296
合計	12,575	19,485	39,663	71,723	101,741	-30,018	1,894

表 今後 40 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費見込み

(3) 財源の見込み等

平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間に必要となる経費（平成 28 年度から令和元年度までは実績値）について、充当可能な財源の見込みは以下のとおりとなる。

（百万円）

	維持管理 等 (①)	改修 (②)	更新 等 (③)	合計(④) (①+②+③)	財源 見込み	耐用年数経 過時に単純 更新した 場合(⑤)	長寿命化 対策等の 効果額 (④-⑤)	現在要している 年間経費 (過去5年平均)
建物系	302	2,226	8,831	11,359	一般財源、 市債、 国庫支出金 等	19,924	-8,565	1,598
インフラ系	618	318	4,418	5,354		5,999	-645	296
合計	920	2,544	13,249	16,713		25,923	-9,210	1,894

表 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費見込み

第3章 計画における基本方針

1. 公共施設マネジメントのあり方

(1) 串間市の現状や課題に関する基本認識

本市が保有する主な公共施設（令和元年度末、216 施設 544 棟、総延床面積約 146,936㎡）のうち、建築後 30 年以上が経過している施設が 5 割程度を占めている。また、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間（平成 28 年度から令和 2 年度までは実績値）で公共施設と道路、橋梁の更新費用として 717.2 億円（年平均約 17.9 億円）が必要と算定される（長寿命化対策を反映した場合の試算）。しかし施設整備に充てることができる投資的費用の過去 10 年間の平均額は 17.1 億円であり、現状の予算規模では年間 0.8 億円（平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間では約 32 億円）不足している状況にある。

今後、全ての公共施設を更新（大規模改修・建替え）することは難しい状況にあり、類似団体と比較して保有割合の高い施設については、効率的な運用を目指した統廃合等が必要となる。

これまでに、各施設ごとに個別計画等を策定し、今後適正な長寿命化対策を実施することとしているため、予算の不足額は大幅に縮減されたが、将来的に人口減少や財政負担の増加等が予測されるため、施設の量や質をそのまま維持することは困難であるといえる。

これらの事象を整理し、以下の 5 つの課題に対して引き続き取り組んでいく必要がある。

【課題 1：将来人口の減少に対する課題】

本市が策定した「串間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における人口予測によると、本市の総人口は 2020 年（令和 2 年）には 16,959 人、20 年後の 2040 年（令和 22 年）には 12,297 人と、約 28% 減少すると予測されている。全国的に将来的な人口減少が叫ばれる中、串間市においても確実に将来人口が減少することが見込まれるため、将来の人口規模に応じた公共施設のあり方（総量）を検討していく必要がある。

【課題 2：少子・高齢化の進展に対する課題】

15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 2020 年（令和 2 年）の 7,678 人から 20 年後の 2040 年（令和 22 年）の 5,481 人と、総人口と同程度の約 29% の減少が予測されている。将来的な人口構造の変化に応じた公共サービスの内容（機能）を早急に見直していく必要がある。

【課題 3：財源の減少に対する課題】

本市の人口減少と同時に起こる人口構成の変化に伴って、市税の徴収額が影響を受けると同時に高齢者のための医療・福祉関連経費の増大が避けられず、投資的経費に充てる事ができる財源に大きな制約が生じることが容易に予測される。

また、公共施設の老朽化の進行による改修や更新が順次発生し、減少する財源に反比例して、公共施設の維持管理費用の増大が見込まれている。

限りある財源の中で必要な公共サービスを維持していくためには、その公共サービスのレベルを保つために最低限必要となる施設総量の目標値を定め、総量削減の目標達成のための施設統合や用途廃止などの対応を図る必要がある。

【課題 4：施設量縮減、除却に関する課題】

図書館などは市内に 1 施設しかなく、除却がそのまま市民サービスの低下をまねくことも考えられる。また市街部と山間部での人口、利便性の差も大きい。施設量縮減に際しては、施設量が縮減されても、市民サービスの水準が下がらないように、施設の複合化等、機能的な施設の整備を図る必要がある。

【課題 5：各施設が抱える個別の課題】

庁舎などの行政施設を除くすべての財産所管課等に対して、2016 年度(平成 28 年度)公有財産の利活用及びランニングコストの状況について、アンケート、ヒアリングを実施したところ、半数以上の施設で何らかの問題を抱えていることが明らかになった。課題を類型化した結果は以下のとおりであった。

表 各施設が抱える個別の課題

課題の類型	内 容
利用に関する課題	未利用（施設が利用されていない。） 低利用（施設の利用が少ない。）
コストに関する課題	維持管理費等が施設利用や規模に対し大きい。
施設の躯体等に関する課題	耐震性能が満たされていない。 老朽化等が進み、安全性や利用に際しての問題がある。 解体が望ましい状態であるにも関わらず放置されている。
その他施設の特殊課題	高齢者利用施設でバリアフリー対策が図られていない。 地域事情等で、活用の見通しが判断しづらい。

上記課題を踏まえ、特に未利用財産などの有効活用に関する統一的基準を設定し、財産の一元化を図るなど政策的な仕組みを構築する必要がある。

(2) 現状の課題を解決する基本的な考え方

公共・民間に関わらず、施設マネジメントでは「品質」「供給」「財政」の3視点から施設運用を再検討していくことが望ましいとされている。

少ない「財政」の中で「品質」と「供給」のバランスをとるため、個々の施設でコントロールするのではなく、地域全体の「品質」と「供給」を見極めながら施設整備を進める決断が求められる。また基本的に「品質」の低下は認められないので、地域全体で適正な「供給」になるようなコントロールと、不必要な財源支出を削減しながら行政サービスの質を向上させる新たな取り組みが重要な鍵となる。

(3) 公共施設マネジメントの方針

人口減少や財源悪化などの社会経済情勢の変化の中で持続可能な自治体経営のためには、場当たりの修繕・改修や利用者の不満や不具合が多い公共施設から整備を進めるだけでは不十分である。また日々老朽化していく施設に対して日常点検や定期検査などの維持管理の実施、また事故や災害などへの対応や社会・経済情勢などの変化に伴う要求にも耐える公共施設の計画的な整備が求められている。公共施設マネジメントでは、これを「品質」の課題として捉える。

一方で様々な行政サービスを提供する拠点が不足している場合、行政サービスの品質を向上させるために過不足なく施設量を増やすことが求められる。逆に有効活用されていない部屋や利用されていない公共施設は、統廃合や用途廃止などを検討することが必要となる。公共施設マネジメントでは、これを「供給」の課題として捉える。

また本市を含め、財政的に厳しい自治体では、公共施設の整備に投入できる財源は限られている。そのため、財政状況を見放して「品質」と「供給」のどちらも充実させることは現実的には不可能であり、適切な施設整備は実現しない。公共施設マネジメントでは、これを「財政」の課題として捉える。

公共施設マネジメントの効果を最大に引き出すためには、全ての公共施設を対象に「品質」「供給」「財政」の課題を総合的な視点からバランス良く調整する必要がある。

マネジメントにかかる方針として以下の方針を掲げる必要があり、これらを基本とした、串間市公共施設の維持管理のあり方を次のように定める。

「品質」に関する方針

- I. 公共施設の「品質」が今後どうあるべきかを検討し、そのグランドデザインを市民へ情報提供する。
- II. 「供給」との調整を図りつつ、現時点で「品質」が十分でない施設は優先的に対応する。
- III. 次世代に引き継ぐ施設については、社会経済情勢などの変化に的確に対応できるよう、適宜整備計画を見直す。

「供給」に関する方針

- I. これまで整備してきた公共施設を大切に使うとともに、次世代に「引き継ぐ」べき施設を選定する。
- II. 将来のまちづくりの観点から、「第六次串間市長期総合計画」及び「串間市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」等の市が策定した総合的な計画及び戦略との整合性を図り、施設の再整備を行う。

「財政」に関する方針

- I. 長期的な視点から必要な「品質」については財源を確保し、「財政」からの支援を積極的に行う。
- II. 効率的な「供給」目標の実現により、投資の選択と集中を行い「財政」負担の削減を行う。
- III. 持続可能な自治体経営のため、公共施設マネジメントに対する「財政」管理を行う。

2. 串間市公共施設等総合管理計画の基本方針

本市は前述のマネジメント方針のもと、公共施設の維持管理のあり方として以下の方針を掲げる。

【串間市公共施設等総合管理計画の基本方針】

方針 1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

- ① 公共施設(建築物)の新規整備の抑制
- ② 既存施設の見直し(複合化、縮減)

方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

- ① 予防保全型の維持補修への転換

方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

- ① 維持管理コストの最適化
- ② 民間活力の積極的な活用

(1) 方針 1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減

① 公共施設(建築物)の新規整備の抑制

- ・現在計画中の事業に伴う新規の公共施設や、市民の新たなニーズ、または行政サービス体制の変化に対応するために施設整備が必要となった場合は、既存施設の更新に合わせ、複合化や転用等により有効活用を図り、新たな単独施設の取得・建設はしない。

② 既存施設の見直し(複合化、縮減)

- ・利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを把握した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方等、施設の現状を評価・検証し、短期もしくは中長期的な視点により施設の統廃合、複合化の可能性を常に検討する。
- ・老朽化に伴い更新する場合は、施設機能を維持しつつ、周辺施設との複合化や集約化、又は他施設からの転用等について検討する。
- ・不要な公有財産は処分し、処分不可能なものは貸付を検討する。
- ・耐用年数を経過した建物・工作物は解体撤去する。継続保有が必要なものは本計画で具体的更新時期を定め、終期の決まっていない施設の安易な長寿命化は行わない。
- ・借地上に設置されている施設については、優先的に他施設への統廃合や複合化を進める。

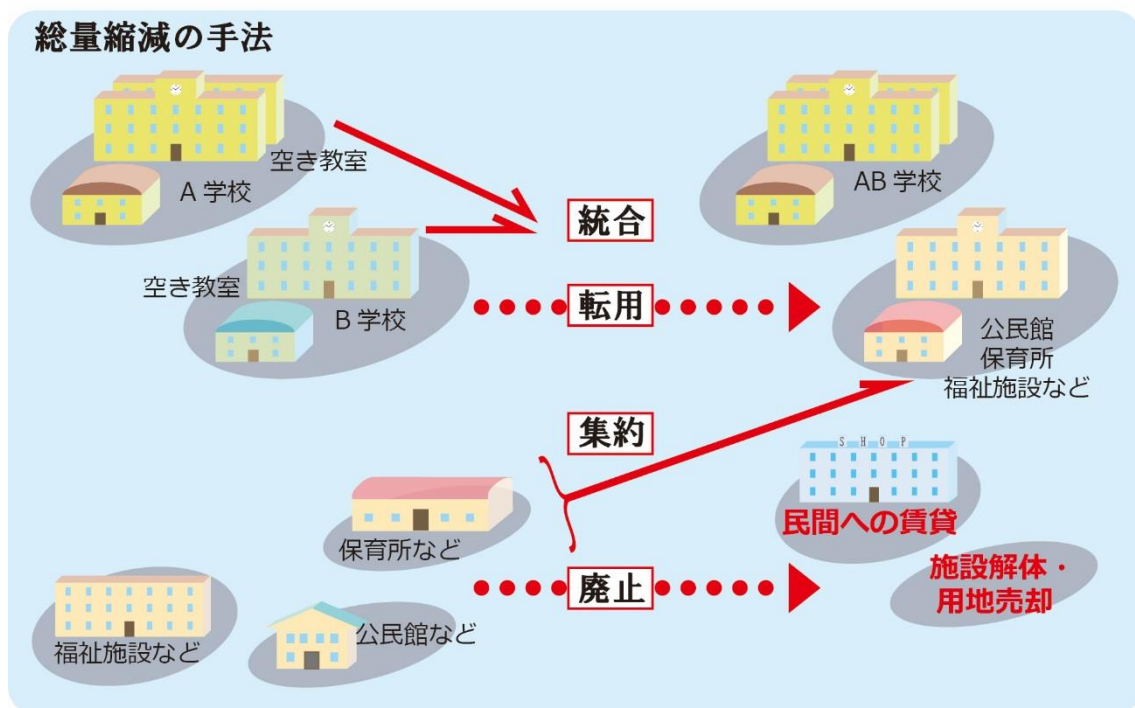


図 既存施設の見直しイメージ

(2) 方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施による長寿命化

① 予防保全型の維持補修への転換

- ・改修・更新経費の平準化を行う際には、劣化や損傷などが生じた後に改修などを行う従来の「事後保全」から異常の兆候を事前に把握・予測して、計画的に改修などする「予防保全」への転換が有効とされている。
- ・従来以上に予防保全の考え方を取り入れることにより、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図る。その際、ライフサイクルコストの考え方により、改修・更新時の企画、設計段階において、その後の維持管理コストの最適化を検討する。
- ・工事の実施にあたっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位を付して行うよう検討する。

(3) 方針 3 公共施設の効率的な管理運営

① 維持管理コストの最適化

- ・施設の維持管理費用については、ライフサイクルコストの検討の際に、光熱水費、委託費（清掃、警備、保守点検等）等の維持管理費の縮減など、適正化を図る。
- ・日常の管理や費用縮減についての指針を示した維持管理マニュアルを作成するなど、効率的な施設管理を推進し、運営コストの最適化に取り組む。

② 民間活力の積極的な活用

- ・資産経営の推進に当たり、保有資産が抱える課題を公共部門がすべて対応するには限界がある。このため、官民連携（P P P Public Private Partnership）の考え方を取り入れ、民間活力を導入していくことは本市の公共施設の運営維持において有効となる場合がある。今後は、この取組みを強化し、官と民の適切な役割分担と密接な協力のもと、地方創生への寄与を視野に、地域経済や雇用を意識しつつ「民でできることは民で」を基本に民間活力の導入を拡大していくことも検討する。そのため、民間活力導入の可能性について民間との意見交換や情報交換を行うサウンディング調査、P F I 法に基づく民間提案制度など、民間事業者からの発案を受け入れる工夫も講じながら、民間活力の導入を検討する。
- ・施設単体ではなく地域全体で行政サービスの質の向上を目指しつつ、可能な施設については近隣自治体との共同利用を検討する。

3. 公共施設縮減目標の設定とその効果

現状の予算規模から既に年間 0.8 億円の不足が生じると推定されている。基本方針における取り組みを実施することより、延床面積を平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間で 3.0 ㎡/人程度となるよう約 60% 圧縮を目標とする。

これにより以下の効果を見込むものとする。

＜期待される効果＞

- 将来の財産管理総コストの縮減と、年度毎財政支出の平準化。
- 売却及び貸付収入をもとにした重要施策への重点配分。
- 財産管理業務の重点化、適正化及び資産経営の明確化。

4. 計画期間

現時点で本市が保有する建築系公共施設の 4 割は、1981 年（昭和 56 年）以前の旧耐震基準に基づいて整備され、建築後 30 年以上が経過している。それらを今後も継続して利用していくためには耐震性能の向上を含めた大規模改修が必要であり、安全性の確保と、財政負担などが重要な課題となっている。本計画の期間は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、「40 年間（2017 年度（平成 29 年度）から 2056 年度（令和 38 年度）まで）」とする。当初の 2017 年度（平成 29 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 10 年間を第 1 期として、以後 10 年間ごとに第 2 期～第 4 期に分け、串間市の公共施設の計画について検討するものとする。

特に早急に対応すべき施設に対しては、第1期における事業計画案を策定する。

また第1期においては、個別計画の策定も随時行っている。

なお、計画のローリングについては、期ごとに見直しを行うことを基本とするとともに、上位関連計画や社会情勢の大きな変化、また歳入歳出の状況や制度の変更など、試算の前提条件における変更が生じた場合においては適宜見直しを行うものとする。

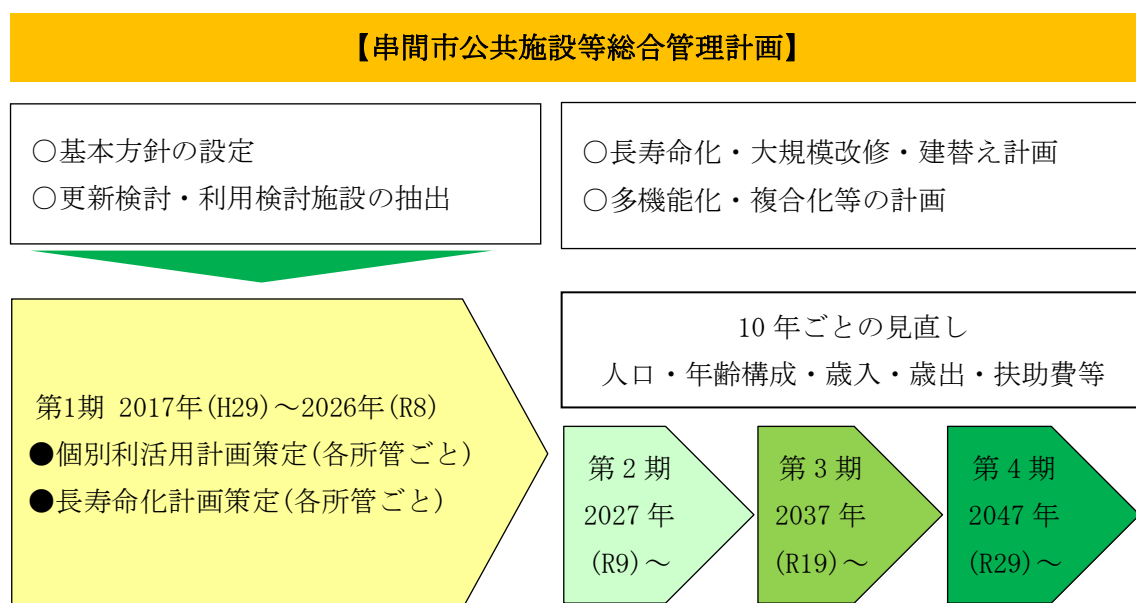


図 計画期間設定のイメージ

5. 公共施設等の維持管理方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の安全確保、効率的かつ効果的な維持管理・更新等の方向性や整備の優先度を検討する上で、公共施設等の点検・診断を的確に行うことが重要となる。

施設管理者による日常点検、法令等に基づく定期点検、災害や事故発生時に行う緊急点検の3種類の点検結果の管理を行い、点検履歴、修繕履歴の蓄積を行うことを目的とするデータベースを構築する。

そのデータベースに蓄積した情報を今後の総合管理計画の見直しの際に反映して計画の充実を図ると同時に、各施設管理者における維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策に関する情報共有を図る。

法定点検で対象外になる施設や点検箇所については、各施設の担当者が技術者の指導のもと実施可能な簡易点検・診断を行う体制を検討する。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来からの公共施設等における維持管理・修繕については、施設に不具合が生じてから、修繕や更新を行う「事後保全型管理」が大部分であり、定期的に取り換えや交換・更新を行う「予防保全型管理」や、点検によりその劣化度や状態を見ながら修繕更新を行う「状態監視保全型管理」は、ほとんど実施されていない状況にあった。また、所管課毎に公共施設の管理を行っているため、同じ状況であってもその対応は異なっていた。

従って、維持管理体制の整備だけでなく、施設の点検等における各施設の状態を把握した上で、これまでの「事後保全型管理」のみの維持管理から、点検・診断実施結果から各施設分類など個々の施設の状況に応じて「予防保全型管理」と「状態監視保全型管理」と「事後保全型管理」の3つに分類し、財政的、物理的な条件を加味した計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指す。

点検・診断実施の検討段階においては、その施設の必要性、対策の内容や時期を検討し、社会情勢や市民の要望等から、その施設に必要性があると判断される場合は、更新などの機会を捉えながら質的な向上や現在求められる機能への変更、用途変更等を図る。また必要性が無い、もしくは低いとされたものについては、用途廃止や除却、他施設への複合化や集約を検討していくものとする。

公共施設等に関する保全のための情報を一元管理し、データ化した情報、継続性、統一性、効果性を高めていき、年度により大きく変動する公共施設等の改修や更新に要する対象施設の選択と優先順位を定め、各年度の予算の平準化に努め、将来の施設の維持・更新に活用するほか、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、適宣計画を見直し、PDCAサイクルを循環していくものとする。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努める。さらに災害時に防災拠点や避難所となる建物系施設もあるため、点検の結果をデータベース化し、危険が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえた上で計画的な改修、解体、除却の検討を行った上で速やかに対応する。

また、老朽化等により用途廃止された施設や、今後とも利用する見込みが無い施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除却するなどの対策を講じ、安全性の確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

学校の校舎については耐震化が完了しているが、利用度の高い施設の中にも、旧耐震基準によって建設され、かつ耐震補強が終わっていない施設が存在するため、施設の安全性の確保を最優先にして耐震化もしくは施設更新による安全性の確保を図る。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設の長寿命化と維持管理コストの縮減及び計画的な支出による財政の平準化を目指し、公共施設の保全にあたっては、概ね「事後保全型」となっている維持管理から「予防保全型」の維持管理に順次移行する。

新耐震基準の施設を安心・安全に70年以上（旧耐震基準の施設は60年以上）使用するため、10年毎に計画を見直し、施設の長寿命化を目指す。ただし、後年への単なる先送りにならないよう終期を明確化する。

(6) ユニバーサル・デザイン化の推進方針

公共施設の改修、更新等を行う際には、社会情勢や住民ニーズを踏まえたうえで、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサル・デザイン化に努める。

(7) 統合や廃止の推進方針

施設評価に基づいて、維持継続、更新検討、利用検討、用途廃止などの取組みを進め、保有総量の縮減を図る。

公共施設の更新を行う場合には単一機能での施設の建替えではなく、機能の集約・複合化を行う内容で更新することを基本とする。その際には、今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行うものとする。

また、それぞれの施設が持つ機能の必要性について、行政サービスとしての役割を終えていないか、民間等の施設によって代替可能な機能ではないかなどの検討を行い、その機能が不要と判断したものについては、他の機能による活用や除却を行う。施設

の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討する。

また除却を行う場合の跡地については、売却を含めた有効活用を推進する。

(8) 管理体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共建築物及びインフラ施設について、担当職員への技術研修、適正管理に必要な体制を検討する。

施設情報を一元管理した「施設データベース」に、施設点検、修繕、工事の実施、維持管理費等のデータを順次記録・更新していき、蓄積された情報について、関係各課の共有のあり方について検討を行う。

(9) フォローアップの実施方針

今後、本計画は、個別の施設類型ごとに策定された長寿命化計画などに基づくフォローアップを実施し、適宜の見直しと内容の充実を図っていくものとする。公共施設等総合管理計画について、見直しを実施した場合はホームページなどで公表し、市民への説明が必要な場合は必要に応じて説明を行う。また、今後の財政状況や社会環境の変化があった場合にも同様に計画の見直しを行うものとする。

6. インフラ系施設に関する類型ごとの基本方針

インフラ系施設については、複合化や用途変更等の取組みが適さず、施設それぞれの基本的な方針が必要である。各施設の課題と基本的な方針を以下に示す。基本的な方針には品質とコストについて記述するものとする。

(1) 道路

現状及び課題等	基本的な方針
損傷が発生してから対応する「事後保全型管理（対症療法的な管理）」の状況である。	・「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。 ・舗装修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行う。 【品質方針】 ・主要な道路及び道路付属施設等については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づいて、5年毎に定期的な点検を実施する。 ・主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検を実施する。 【コスト方針】 ・舗装修繕計画において、維持管理の優先順位を定め、財政状況を見極めながら予防保全型管理を行うことで、維持管理コストの平準化や低減を目指す。

(2) 橋梁

現状及び課題等	基本的な方針
「橋梁長寿命化修繕計画」が策定されている。	・「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。 ・「橋梁長寿命化修繕計画」に沿って計画的な管理を行う。「橋梁長寿命化修繕計画」については、適宜見直しを行い、PDCA サイクルを循環していくものとする。 【品質方針】 ・「橋梁長寿命化修繕計画」対象の橋梁については、日常的なパトロール点検に加え、通行者からの異常の報告、並びに5年に一度の定期点検（概略点検）により、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握する。 ・「橋梁長寿命化修繕計画」の対象外である橋梁については、日常点検及び5年サイクルによる定期点検（概略点検）を実施する。 ・日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して応急的な対策を行う。 【コスト方針】 ・計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋梁の寿命を100年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減する。

(3) 上水道

現状及び課題等	基本的な方針
1993 年(平成 5 年)までに整備したものが、布設後 30 年以上経過している状況である。	生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。 【品質方針】 ・段階的に耐震管への更新を行い、地震被災時の上水道の機能を確保する。 ・老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行う。 【コスト方針】 ・効率的な維持管理を推進することにより、維持管理費用の縮減・平準化を図る。

(4) 下水道

現状及び課題等	基本的な方針
整備開始が、1997 年(平成 9 年)からで、布設後 25 年程度経過している状況である。	生活に必須なインフラ施設として、汚水処理機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。 【品質方針】 ・管路、マンホールの耐震化を段階的に行い、地震被災時に下水道の機能を確保する。 【コスト方針】 ・老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行う。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

保有施設の簡易的評価、公共施設で提供される行政サービスの項目や施設管理者である「所管（行政サービスを管理する部署）」と、公共施設の形態から見た「利用（行政サービスの利用方法）」とに分類し、以下に示す評価手順により、老朽化を含む「建物性能の状況（施設管理）」と「施設の利用度（施設利用）」の2つのファクターによる評価を行い、各施設の管理の方向性を判断するための参考的な資料として整理を行う。

1. 保有施設の再分類

(1) 施設の再分類とその必要性

評価にあたり公共施設全体を次の2指標に分類する。

- ・[所管]：その施設で提供される行政サービスや人材などを管理する部局
- ・[利用]：その施設の利用形態・行政サービスから見た施設用途

上記に示す[所管]と[利用]は、階層的ではなく独立した分類とし、行政構造としての[所管]に縛られた分類だけでなく、提供される行政サービスに応じた[利用]の視点からも施設を分類した施設マネジメントを検証する。

なお[所管]は、「公用」「教育文化（文科省）」「福利厚生（厚労省）」「建設交通（国交省）」「警察消防（総務省・法務省）」「その他」「公営企業」の7つに分類する。一方[利用]については、「窓口サービス」「活動」「特定」「居住宿泊」「設備衛生」「倉庫通路」「未利用」の7つに分類する。この2つの分類を縦横（[所管]×[利用]）の表組みにすると49（7×7）分類が可能になるため、階層的な分類を行わなくても詳細な分析が可能となる。なお[所管]と[利用]の分類基準と該当施設を次表に示す。

表 [所管] の分類項目

No	分類	内容	施設例
1	公用	庁舎等公用財産にあたる建物	庁舎等
2	教育文化	文部科学省が管理する建物	学校建物・幼稚園・図書館等
3	福利厚生	厚生労働省が管理する建物	保育所・保育園・福祉施設等
4	建設交通	国土交通省が管理する建物	公営住宅・駐輪場・防災倉庫等
5	警察消防	総務省・法務省が管理する建物	消防署・消防団施設等
6	その他	上記以外の省庁が管理する建物	公園・体育館・集会所等
7	公営企業	公営企業の利用、プラントなどの供給処理施設等の建物	浄水場、処理場、リサイクルセンター等

表 [利用] の分類項目

No	分類	内容	施設例
1	窓口サービス	主に個人で利用・サービスを受ける建物	庁舎・出張所・図書館・美術館・観光施設等
2	活動	主に運動・集会等の活動に用いる建物	集会所・青年館・公園・運動公園・体育館等
3	特定	利用者が特定されている建物	校舎・教室・保育園・学童保育所・管理棟等
4	居住宿泊	住宅・宿泊に用いる建物	公営住宅・キャンプ施設・宿泊施設等
5	設備衛生	設備や衛生機器等が占めている建物	機械室・トイレ・ポンプ・給食室・検査室等
6	倉庫通路	主に倉庫・通路など上記以外の建物	倉庫・機材倉庫・駐車場・防災倉庫等
7	未利用	基本的に利用されていない建物	未利用施設

(2) 再分類の活用方法

公共施設全体を〔所管〕×〔利用〕で分類し、その状況を把握することで、マネジメントの対象にすべき施設を客観的に選定する。この手法により、同種の〔利用〕施設とも比較し、管理する部局が異なる公共施設の集約化や相互利用などについての検討を行う。また個々の公共施設を〔利用〕面から見直すことで、民間施設の利用や民間企業への移行を含めた施設量（延床面積）の縮減を検討する効果など、「供給」量を削減しつつ「品質」を確保する具体的な手段を明確にする。行政サービスと公共施設の関係性を再確認し、現状の公共施設の使い方でも効果的なのか、〔所管〕×〔利用〕による分類を用いた客観的な「見える化」を行うことで、個々の公共施設を再評価する。

なお公共施設の集約化・複合化の検討を行う場合、同じ〔所管〕に属する施設間で検討を行うことは、機能面において補完関係にある場合も多く、また別所管施設間で検討する場合に比べ、計画策定時の予算配分など効率的に実施できると考えられる。

また〔所管〕に関わらず機能が同じ施設間で集約化・複合化が実現すれば、より効率的な施設マネジメントになる可能性がある。特に利用者の立場から見ると、公共施設の〔所管〕の違いは重要ではない場合が多いことから、〔利用〕の面から施設を集約化・複合化を検討することが求められている。

さらに地理的に近い施設同士の集約化・複合化であれば、これまでの利用者に対する影響は少ないと考えられる。よって、施設間で集約化・複合化の検討を進める。

(3) 再分類から見た配置状況

本市の保有する施設（令和元年度末）の延床面積を〔所管〕と〔利用〕による分類を用いた結果を図に示す。

〔所管〕別に見ると「教育文化」「その他」「建設交通」の順に、〔利用〕別に見ると「特定」「窓口サービス」「居住宿泊」の順に延床面積が多く占めている。なお一人当たりの延床面積が最も大きい〔所管〕×〔利用〕は、多くの自治体の傾向と同様に「教育文化」×「特定」で、延床面積が 37,699 m²（一人当たり 2.01 m²）と全施設の約 26% を占めている。

表 延床面積から見た配置状況（単位：m²）

利用 所管	窓口 サービス	活動	特定	居住 宿泊	設備 衛生	倉庫 通路	未利用	合計
公用	9,325					63		9,388
	0.50					0.00		0.50
教育文化	1,151		37,699				17,327	56,177
	0.06		2.01				0.92	2.99
福利厚生	9,189		1,241					10,430
	0.49		0.07					0.56
建設交通				26,704				26,704
				1.42				1.42
警察消防	1,217					1,335		2,552
	0.06					0.07		0.14
その他	7,685	19,738	1,060	1,447	373		949	31,252
	0.41	1.05	0.06	0.08	0.02		0.05	1.66
公営企業					9,520		914	10,434
					0.51		0.05	0.56
合計	28,567	19,738	40,000	28,151	9,893	1,398	19,190	146,937
	1.52	1.05	2.13	1.50	0.53	0.07	1.02	7.82

※上段：延床面積/下段：人口 18,779 人（H27 国勢調査）の一人当たりの延床面積

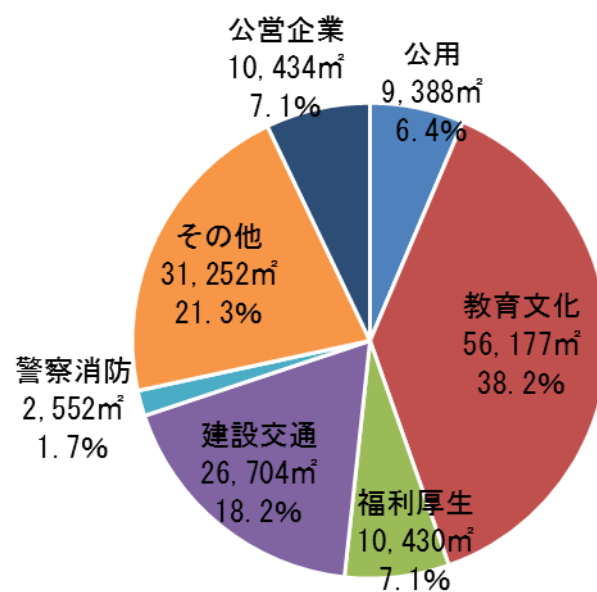


図 〔所管〕別延床面積割合

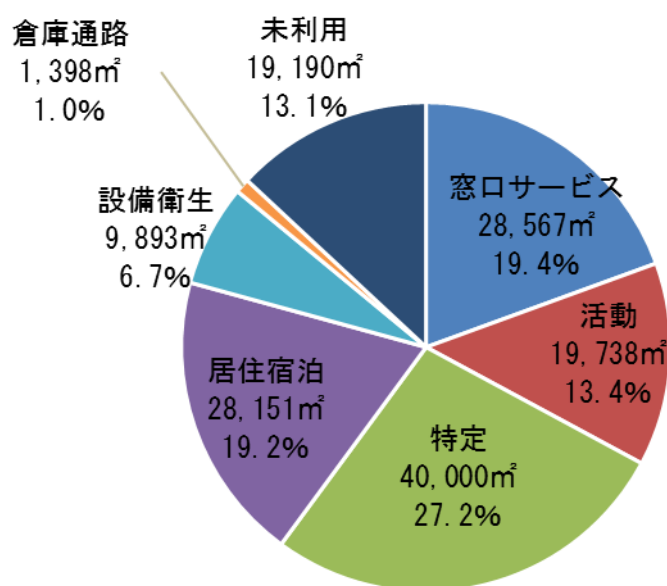


図 〔利用〕別延床面積割合

2. 保有施設の簡易評価

適切な公共施設マネジメントに必要な整備方針や工事予算の検証などを行うためには、対象とする公共施設の状態を的確に評価し、その結果をもって具体的なマネジメントを計画することが求められる。しかし全ての施設評価を詳細かつ迅速に実施することは困難であるため、まずは簡易な施設情報をもとに何らかの不具合や問題がある可能性が高い施設を抽出し、優先的に対応を検討する。

本計画では、収集した情報を用いて公共施設の簡易評価を行い、優先的にマネジメントすべき施設や建物を抽出し、具体的にどのようなマネジメントを行うのか方向性を定める一連の手順を採用する。また施設・建物全体の評価とは別に、早急に対応が必要な施設についても抽出する。

(1) 簡易評価手法

公共施設には利用者である市民が適切かつ快適に利用できる機能や環境が求められるが、行政サービスの円滑かつ効率的な提供を実現するためには、公共施設の管理者である行政の立場から見ても、また公共施設で働く行政職員にとっても適切かつ快適に利用できる施設が求められる。

そのため本計画では、行政サービスの質の向上を行政の立場と市民の立場の両面から実現するため、大きく「管理者視点」と「利用者視点」という2つの視点から評価を行う。また各視点は3つの評価軸で検証を行い、各評価は基本的に2つの数値情報を用いて行う。これら2視点10項目による簡易評価により総合的な公共施設の評価を実施する。

なお各項目は程度が良い方から「A」「B」「C」「D」の4段階と、情報不足や評価対象外を「X」「－」とする全6段階の判定を行う。また各項目の評価は明確な基準が無いため、[利用]別の平均を基準に評価を行う。

(2)「管理者視点」からみた簡易評価

「管理者視点」は、管理者の立場から重要なマネジメントと考えられる「建物劣化度」「建物管理度」「運用費用度」の3評価5項目から構成している。

◆「建物劣化度（安全性）」

躯体の劣化状態から簡易的に安全性を評価するため、主に建物の工事履歴を基に「建物劣化度」の評価を行う。

「建物劣化度」は、基本的に築後年数と耐震性能の2項目を用いて式1のように算出を行う。この値が100%に近いほど、経年によって劣化が進んでいると推察され、大規模な耐震改修や更新（建替え）の必要性が高い施設だと簡易的に判断できる。

$$\text{建物劣化度(\%)} = \left\{ 1 - \left(\frac{T_n - T + T_x}{2T_n} + \frac{E_n}{2} \right) \right\} \times 100$$

T_n : 耐用年数(50年)

T : 経年

T_x : もっとも最近、大規模改修を行った時点での築年数

$E_{n=2} = \frac{n}{2} = \frac{2}{2} = 1$: 新耐震基準(1981年以降に竣工)、または耐震補強済み

$E_{n=1} = \frac{1}{2} = 0.5$: 旧耐震基準(1981年以前に竣工)、かつ耐震性能有

$E_{n=0} = \frac{0}{2} = 0$: 旧耐震基準(1981年以降に竣工)、かつ耐震性能なし、
または耐震未診断

* 大規模改修には、内装および外装に対するものを必ず含む

式1 建物劣化度の概算式

出典：前橋工科大学：堤洋樹

◆「建物管理度（健全性）」

躯体を除く施設の管理状態から簡易的に健全性を評価するため、施設に対して行われている点検や報告をもとに「建物管理度」の評価を行う。

◆「運用費用度（経済性）」

施設の運用状態のうち、特に経費の面から簡易的に経済性を評価するため、主に建物のランニングコストをもとに「運用費用度」の評価を行う。

「運用費用度」は、基本的に総コストと維持管理費の2項目によって評価を行う。

(3) 利用者視点からみた簡易評価

「利用者視点」は、利用者が施設を利用する際の条件や利用状況を評価する「設備管理度」「立地環境度」「施設活用度」の3評価5項目から構成している。

◆「設備管理度（快適性）」

施設の設備を中心とした管理状態から簡易的に快適性を評価するためバリアフリー法の項目を用いて評価する。

◆「立地環境度（有用性）」

施設の立地や環境の状況から簡易的に利便性を評価するため、施設の立地環境が利用しやすい場所にあるかどうかの評価と災害に対する危険性による評価の2項目によって評価を行う。

◆「施設活用度（利便性）」

施設の使い方や活動状況から簡易的に利便性を評価するため、主に利用度や施設の稼働率の2項目から「施設活用度」の評価を行う。

3. 簡易評価を用いた整備方針

以上の手順により算定された10項目・6段階（一部4段階）の判別結果をもとに、公共施設マネジメントの方向性を示す4つの整備方針を示す。

10項目の評価項目のうち、「A」や「B」は大きな課題を抱えていないと考えられるため、必要に応じて適宜対応できれば全体の方向性に対する影響は少ないと考えられる。

一方で「C」や「D」は比較的大きな課題を抱えている施設の可能性があるため、再整備の必要性や緊急性が高いと考えられる。そこで「管理者視点」「利用者視点」別に「C」の数を数え、ポートフォリオ（重要な2つの指標の組み合わせから戦略のための分析をする手法）に落とし込み、今後のマネジメントの方向性を「維持保全」「更新検討」「利用検討」「要早急対応（用途廃止）」の4つに分類した。

なお、「D」は「C」に比べてより大きな課題を抱えているため「C」の2つ分としてとらえる。

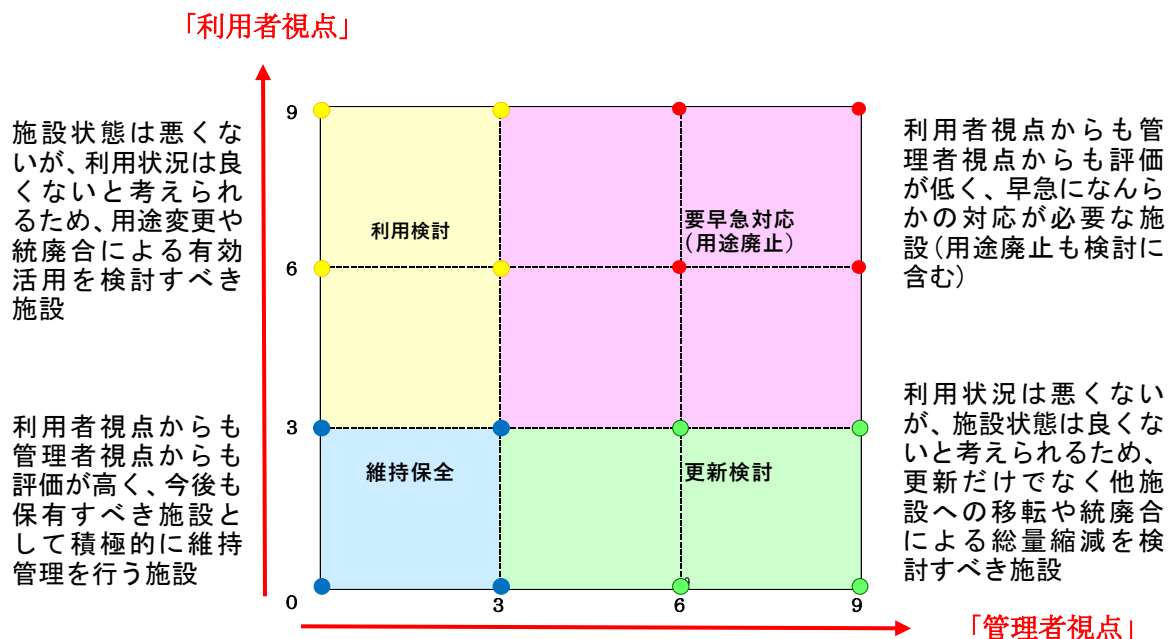


図 施設の整備方向性を示すポートフォリオ

◆整備方針について

「維持保全」

今後 10 年程度は、施設の機能を保持し修繕補修で管理していく施設。

「更新検討」

「更新検討」とは施設の老朽化、経済性等の評価が低いが利用上必要な施設のため、「大規模改修」「建替」「他施設への移転」及び「他の施設への統合等」により施設の機能を維持しながらも総量縮減を検討する施設。(建物の性能を改善する意味合いが大きい)

「利用検討」

施設自体の老朽化等は問題無く、利用目的を変えることで有効利用が図れ、他機能を持ち込むことで他施設の総量縮減を検討する施設。

「要早急対応」

利用者視点からも管理者視点からも評価が低く、用途廃止も検討に含み、早急に何らかの対応が必要な施設。

なお、この整備方針は、実施した時点の公共施設の状況を機械的に判断した結果であり、別に考慮する事象が存在した場合や調査後に改修などが行われた場合は方針が変わる。そのため、整備方針の結果がそのまま各公共施設の具体的な方向性を決定するものではなく、今後の具体的な個別計画を策定する際に方向性を確認するために活用するものとする。

4. 整備方針から見た配置状況

整備方針の結果の分布を取りまとめたものを図示する。

「維持保全」を除く施設については、統廃合や売却なども含め再整備が必要な公共施設である可能性が高いと考えられる。これらについては具体的な整備方針を決定する必要がある。

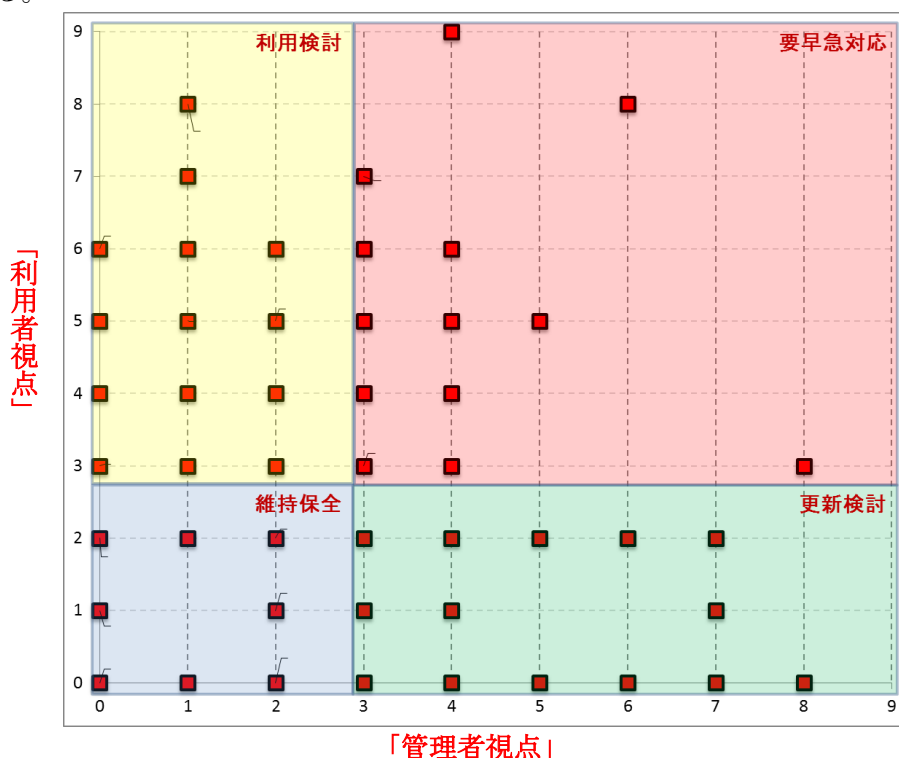


図 整備方針結果

管理者評価と利用者評価の2つの指標に対する点数化を行い、以下の分類に区分した。

分類	管理評価点	利用評価点
用途廃止	点数評価は無視し、除却予定があるもの	
要早急検討	> 2	> 2
更新検討	> 2	≤ 2
利用検討	≤ 2	> 2
維持保全	≤ 2	≤ 2

※評価にあたり、データの上で以下の考慮を加えている。

- 耐震補強工事に関する評価は以下の分類に調整した。
 - ・ 1982 年 (昭和 57 年) 以降の建築物：全て耐震補強は「不要」
 - ・ 1981 年 (昭和 56 年) 以前の建築物で耐震診断の結果、耐震補強が不要のものは「不要」
 - ・ 1981 年 (昭和 56 年) 以前の建築物で耐震診断の結果、耐震補強を行ったものは「実施済み」
 - ・ 1981 年 (昭和 56 年) 以前の建築物で耐震診断を未実施、もしくは耐震診断を行った結果、耐震補強が必要であるものの耐震補強を行っていないものは「未実施」

以上のような方法にもとづき、施設ごとに簡易評価した結果(詳細については別紙資料：簡易判定表)整備方針ごとの割合は次のとおりとなり、「維持保全」となったものが43.4%で全体の約半分を占める。

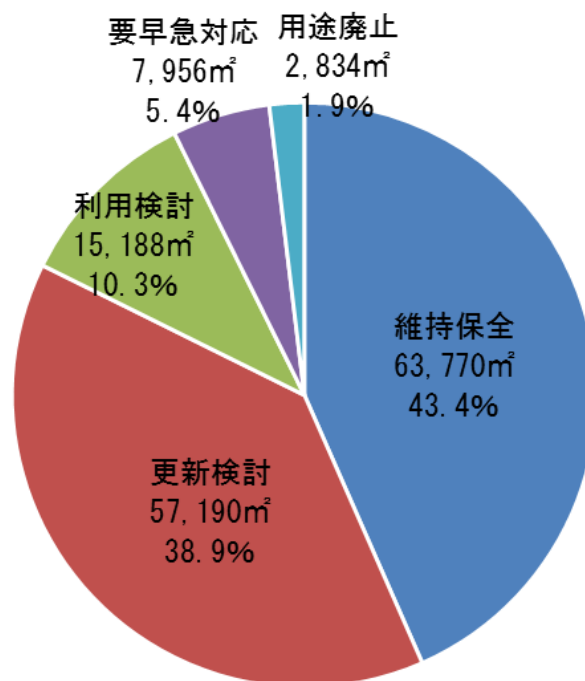


図 簡易評価結果

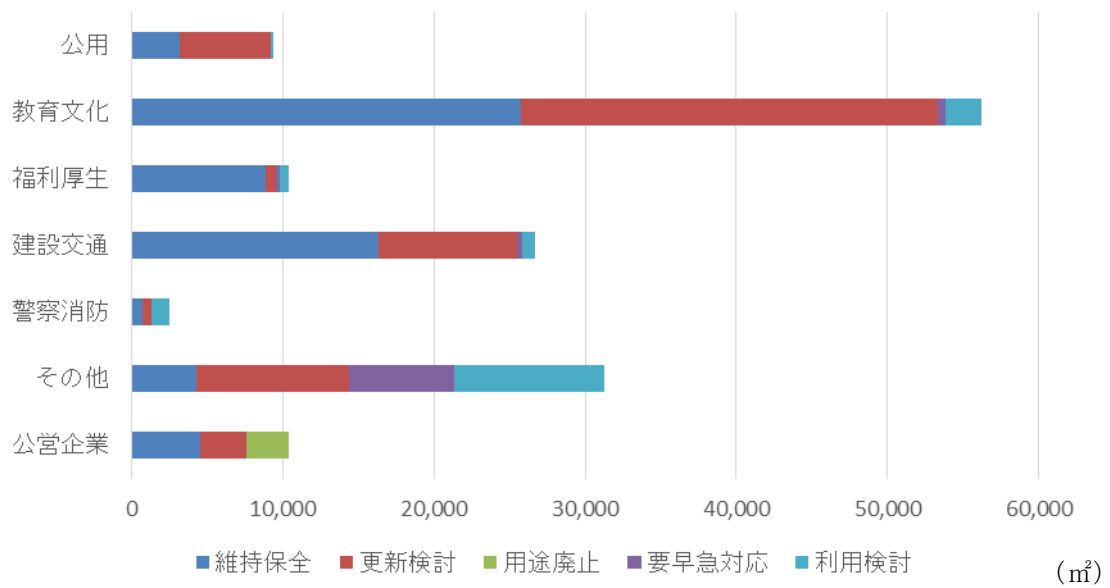


図 〔所管〕別簡易評価結果

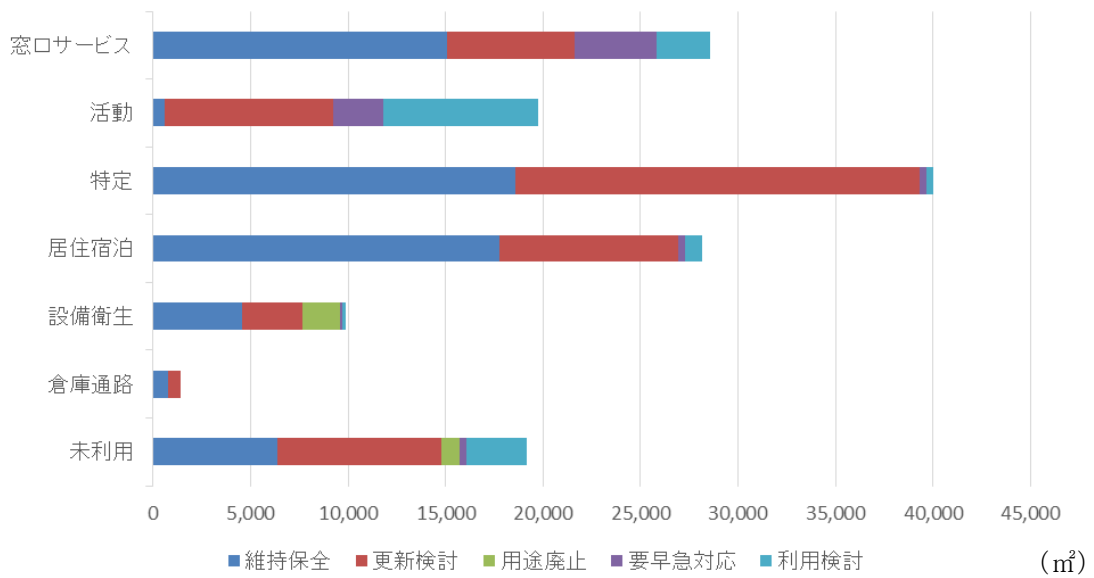


図 〔利用〕別簡易評価結果

5. 類型ごとの整備方針

簡易判定結果を示し、類型ごとの整備方針を示す。

(1) 市民文化系施設

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
串間市中央公民館	3	4	1,011.9	1971	要早急対応
串間市本城公民館	3	7	740.0	1972	要早急対応
都井基幹集落センター(都井支所)	3	4	799.6	1980	要早急対応
串間市市木公民館	3	6	740.0	1975	要早急対応
串間市文化会館	3	1	4,062.0	1991	更新検討
串間市大東公民館(大東支所)	1	4	866.0	1973	利用検討

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

市民文化系施設は、建設後 30 年以上経過し老朽化した施設が多くなっている。

特に「要早急対応」となった 4 施設については、築年数も古く、第 1 期（2017 年～2026 年）の間に対応の検討が必要となる。このうち「串間市中央公民館」については、「串間市アクティブセンター」に、「串間市本城公民館」については、「串間温泉いこの里」に、それぞれ機能移転をしている。

「更新検討」となった「串間市文化会館」については、引き続き他の施設の機能移転や長寿命化等の検討を行うのが望ましい。

厳しい財政状況を踏まえ、「利用検討」判定の出た施設については、施設の在り方を見直す必要がある。また、公民館については各地区と協議の上、地区への移管の検討も進める必要がある。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想される。予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図り、運用や設備における省エネ策を検討することが望ましい。管理に要する委託費については、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や、委託の包括化などの方法を検討し、コストダウンを図ることも検討する。



図 市民文化系施設 配置図

(2) 社会教育系施設

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
埋蔵文化財保管施設	3	2	130.0	1991	更新検討
串間市土地改良資料館	2	3	161.6	1994	利用検討
串間市立図書館	2	1	859.1	1993	維持保全

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

「埋蔵文化財保管施設」は老朽化が進んでおり、早急な対応が必要で、用途廃止を含んだ「更新検討」を実施することが望ましい。

「串間市土地改良資料館」は早急に対応する必要は無いが、資料の保管としてのみ利用されており、他施設との統廃合の検討も考えられる。

「串間市立図書館」は本市唯一の図書館である。「維持保全」の判定となっているが、施設は1993年(平成5年)に建築されており第1期中に築30年となるため、予防保全の検討が必要となる。



図 社会教育系施設 配置図

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
食の健康拠点施設(リフレ館)	4	3	2631.2	1996	要早急対応
都井岬灯台下(トイレ)	6	5	49.9	1990	要早急対応
恋ヶ浦(トイレ)	4	5	6.2	2014	要早急対応
フィールドミュージアム(トイレ)	4	6	30.2	1995	要早急対応
串間市アクティブセンター	4	1	1,153.9	1989	更新検討
串間市民総合体育館	3	1	3,394.0	1977	更新検討
串間駅の駅	5	0	424.6	1962	更新検討
大束駅トイレ	4	2	5.5	2010	更新検討
小崎鼻(トイレ)	6	4	19.9	不明	更新検討
串間市総合運動公園	1	3	5,385.7	1993	利用検討
串間市簡易温泉(湯ったり館)	2	6	279.6	1995	利用検討
都井岬神社前(トイレ)	0	7	38.2	1990	利用検討
串間市営弓道場	0	2	491.1	2015	維持保全
高松海水浴場	0	0	35.9	2020	維持保全
赤池キャンプ場	2	2	50.6	1991	維持保全
宿泊施設(コテージ)	1	2	256.1	1999	維持保全
串間温泉農畜産物処理加工施設	1	2	99.0	1999	維持保全
串間温泉いこいの里(多目的広場)	0	0	32.7	2003	維持保全
都井岬ビジターセンター	0	0	1589.7	1994	維持保全
串間市都井岬観光交流館	0	0	550.1	2020	維持保全
市木幸島休憩所	0	0	28.2	1992	維持保全

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

「要早急対応」となっている「食の健康拠点施設(リフレ館)」は築25年程度であるが、計画的なライフサイクルコストの検討をする必要がある。

「串間市民総合体育館」は耐震改修が既に実施されていることにより、大規模改修等による長寿命化を検討することが望ましい。

「串間市簡易温泉(湯ったり館)」は施設改修に大きなコストがかかるため現在使用しておらず、用途廃止を含んだ「利用検討」を実施することが望ましい。

「赤池キャンプ場」はコテージの撤去を予定しており、今後は観光地として維持管理していく。



図 スポーツ・レクリエーション系施設 配置図

(4) 産業系施設

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
岬馬保護増殖管理センター	4	4	144.0	1975	要早急対応
農村環境改善センター	2	4	985.0	1994	利用検討
串間市赤池地区活性化センター	0	6	545.0	1997	利用検討

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

「要早急対応」となっている「岬馬保護増殖管理センター」は建築年が古く、今後は解体も視野に入れて検討が必要となる。また、「利用検討」判定の施設については、施設の在り方を見直す必要がある。



図 産業系施設 配置図

(5) 学校教育系施設

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
市木小学校 築島分校(H28:廃校)	4	9	342.1	1972	要早急対応
金谷小学校	3	2	1,859.9	1967	更新検討
福島小学校	3	2	5,709.6	1957	更新検討
北方小学校	3	2	2390.5	1965	更新検討
秋山小学校	3	2	1487.4	1976	更新検討
北方中学校(H29:廃校)	3	2	3050.7	1970	更新検討
学校給食共同調理場	4	2	1008.1	1995	更新検討
大平小学校	3	2	1881.1	1971	更新検討
大平教職員住宅	3	2	58.0	1988	更新検討
本城小学校	3	2	2672.4	1975	更新検討
本城中学校(H29:廃校)	3	2	3170.0	1963	更新検討
市木小学校	3	2	2037.5	1968	更新検討
市木中学校(H29:廃校)	3	2	2197.0	1964	更新検討
笠祇小学校(休校中)	2	5	1,410.4	1983	利用検討
大納小学校(H28:廃校)	1	7	773.0	1984	利用検討
有明小学校	2	2	3,110.3	1975	維持保全
串間中学校	2	2	9,136.9	1957	維持保全
大束小学校	2	2	3924.0	1977	維持保全
大束中学校(H29:廃校)	3	2	3745.7	1980	維持保全
都井小学校	1	2	2337.5	1989	維持保全
都井教職員住宅	2	2	66.4	1992	維持保全
都井中学校(H29:廃校)	2	2	2637.8	1972	維持保全
市木教職員住宅	1	2	61.0	1996	維持保全

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

6校ある中学校のうち5校が廃校となり、市内の中学校は1校に統合された。廃校後に普通財産となる施設については、他施設機能の統合利用、売却や有償・無償譲渡も検討できる。ただし「維持保全」と判定された施設の中にも老朽化が激しいものや、部屋の配置等施設機能上、リノベーションや長寿命化などの行程が必要になる場合もある。利用が難しい場合は、必ずしも転用ありきで計画せずに解体も検討する。

小・中学校については地域と連携が重要であり、今後の整備計画等を含んだ個別計画である「串間市学校施設等長寿命化計画」が策定されている。



図 学校教育系施設 配置図

(6) 子育て支援施設

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
千種保育所	6	2	696.7	1978	更新検討
市木保育所	1	5	315.0	1986	利用検討

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

「千種保育所」は「更新検討」、「市木保育所」は「利用検討」と判定されている。
これらの子育て支援施設は地域との関連が深く、単純に用途廃止とするのは難しい
ため、検討の結果、現在は民営化されている。



図 子育て支援施設 配置図

(7) 保健・福祉施設

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
市木デイサービスセンター	4	3	228.8	1999	要早急対応
大束ふれあいセンター	1	8	296.2	1983	利用検討
本城ふれあいセンター(R 元: 廃止)	1	5	360.0	1988	利用検討
都井ふれあいセンター	1	6	363.0	1981	利用検討
総合保健福祉センター	0	1	2,760.9	2007	維持保全

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

「市木デイサービスセンター」は介護の拠点であるが、コスト面などから「要早急対応」の判定となっている。近隣に代替や統合する施設が無く対応が難しい。民間移譲等の検討が望ましい。

「利用検討」となった3施設のうち、「本城ふれあいセンター」は用途廃止後に貸付を行っており、「都井ふれあいセンター」は除却予定である。

「維持保全」となった「総合保健福祉センター」は2007年(平成19年)建築で、市内では新しい施設である。



図 保健・福祉施設 配置図

(8) 医療施設

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
串間市市木診療所	0	3	327.4	1995	利用検討
串間市民病院	0	0	8,862.0	2004	維持保全
医師住宅	0	0	1,005.1	2004	維持保全

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

「串間市市木診療所」は「利用検討」となっているが、医療機関という特殊性により、用途の変更は考えにくく、維持していく必要がある。代替の機能が他の施設に無いが、「市木デイサービスセンター」「市木保育所」との統合、民間の誘致等の検討が必要である。

「串間市民病院」は比較的新しく重要な医療施設であるため、長寿命化を図る個別計画の策定が望ましい。



図 医療施設 配置図

(9) 行政系施設

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
串間市役所庁舎	5	0	5,947.4	1976	更新検討
市木支所	2	5	171.0	1990	利用検討
消防庁舎	1	3	1,216.8	1983	利用検討
上下水道課庁舎	1	2	445.5	1990	維持保全
単独倉庫・消防格納庫等					
土木資材倉庫・作業員詰所	6	2	56.9	1994	更新検討
中央分団第1部消防格納庫	3	2	22.7	1975	更新検討
中央分団第3部消防格納庫	3	0	21.2	1979	更新検討
中央分団第4部消防格納庫	3	2	45.0	1975	更新検討
中央分団第6部消防格納庫	3	2	12.4	1979	更新検討
中央分団第7部消防格納庫	3	2	21.0	1976	更新検討
中央分団第8部消防格納庫	3	0	27.9	1980	更新検討
中央分団第9部消防格納庫	3	0	21.2	1978	更新検討
中央北分団第2部消防格納庫	3	0	42.8	1958	更新検討
中央北分団第5部消防格納庫	3	0	24.9	1979	更新検討
中央北分団第8部消防格納庫(古竹)	3	0	12.4	1975	更新検討
大東分団第5部消防格納庫(市ノ瀬)	3	0	24.9	1980	更新検討
大東分団第6部消防格納庫(一氏)	4	0	24.9	1985	更新検討
大東分団第6部消防格納庫(三ヶ平)	3	2	11.9	1972	更新検討
大東分団第7部消防格納庫(大重野)	3	0	21.0	1975	更新検討
本城分団第2部消防格納庫	3	0	24.9	1979	更新検討
本城分団第4部消防格納庫	3	2	22.7	1974	更新検討
本城分団第5部消防格納庫	3	0	21.0	1975	更新検討
本城分団第6部消防格納庫	3	0	12.4	1979	更新検討
本城分団第7部消防格納庫	3	2	12.9	1977	更新検討
都井分団第1部消防格納庫	3	0	32.0	1967	更新検討
都井分団第2部消防格納庫	3	2	24.9	1980	更新検討
都井分団第5部消防格納庫	3	2	21.2	1978	更新検討
都井分団第7部消防格納庫	3	1	12.4	1979	更新検討
市木分団第2部消防格納庫	3	2	12.4	1975	更新検討
市木分団第3部消防格納庫	3	2	22.7	1975	更新検討
市木分団第4部消防格納庫	3	2	32.6	1979	更新検討

施設名	管理評価	利用評価	延床面積	建築年	評価
中央北分団第8部消防格納庫(奴久見)	1	2	12.0	1982	維持保全
中央北分団第4部消防格納庫(桂原)	2	0	24.9	1983	維持保全
中央分団第5部消防格納庫	2	2	24.9	1983	維持保全
中央北分団第6部消防格納庫	2	0	27.9	1984	維持保全
中央分団第2部消防格納庫(木代)	2	0	24.9	1984	維持保全
上町水防倉庫	2	1	20.4	1986	維持保全
中央北分団第4部消防格納庫(穂佐ヶ原)	2	0	15.7	1988	維持保全
中央北分団第8部消防格納庫(笠祇)	1	2	47.9	1995	維持保全
地籍調査係倉庫	0	2	6.7	2002	維持保全
中央北分団第7部消防格納庫	0	0	2.2	2008	維持保全
中央分団第2部消防格納庫(鹿谷)	0	0	6.6	2008	維持保全
中央北分団第3部消防格納庫	2	0	24.9	1982	維持保全
中央北分団第1部消防格納庫	0	0	28.0	2006	維持保全
大東分団第2部消防格納庫	0	0	24.9	1982	維持保全
大東分団第7部消防格納庫(赤池)	2	1	12.0	1986	維持保全
大東分団第3部消防格納庫	2	0	24.9	1987	維持保全
大東分団第5部消防格納庫(井牟田)	1	0	12.4	1993	維持保全
大東分団第4部消防格納庫(広野)	0	0	12.4	1994	維持保全
大東分団第4部消防格納庫(田ノ野)	1	0	24.9	1998	維持保全
大東分団第3部消防格納庫(胡桃ヶ野)	2	1	6.5	2009	維持保全
大東分団第1部消防格納庫	0	2	75.1	2014	維持保全
本城分団第3部消防格納庫	2	0	24.9	1984	維持保全
本城分団第1部消防格納庫	1	0	28.3	1990	維持保全
水防倉庫(本城)	1	2	7.2	1993	維持保全
都井分団第8部消防格納庫	1	1	12.4	1991	維持保全
都井分団第3部消防格納庫	1	2	24.9	1992	維持保全
都井分団第4部消防格納庫(名谷)	0	2	6.5	2006	維持保全
都井分団第4部消防格納庫(大納)	0	2	26.5	2007	維持保全
市木分団第5部消防格納庫	2	2	37.4	1989	維持保全
市木分団第1部消防格納庫	0	0	27.7	1996	維持保全
市木分団第5部消防格納庫(築島)	2	2	6.5	2004	維持保全
市木水防倉庫	0	2	6.5	2006	維持保全
津波避難施設(下石波地区)	0	0	86.4	2020	維持保全

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

行政系施設のうち、住民が様々な手続きで集まる市役所本庁舎や支所は、多くの住民に利用されている。本分類には利用状況による統廃合等の検討がすぐわない消防施設もあるため、単純に本分類の施設全体での方針を打ち出すことはできない。今後は行政サービスを提供するための基盤となる施設と、住民生活をより豊かにする施設とを区分して他施設の機能等を統廃合する対策が必要となる。

「串間市役所庁舎」は耐震改修を実施したばかりであるが、建築後 40 年が経過しているため、耐震以外の大規模改修の検討が必要であるといえる。

行政系施設として単独倉庫・消防用格納庫等の倉庫施設が 60 ヶ所ある。それらについては、大規模改修等は実施せずに、修繕等により施設を維持していく。

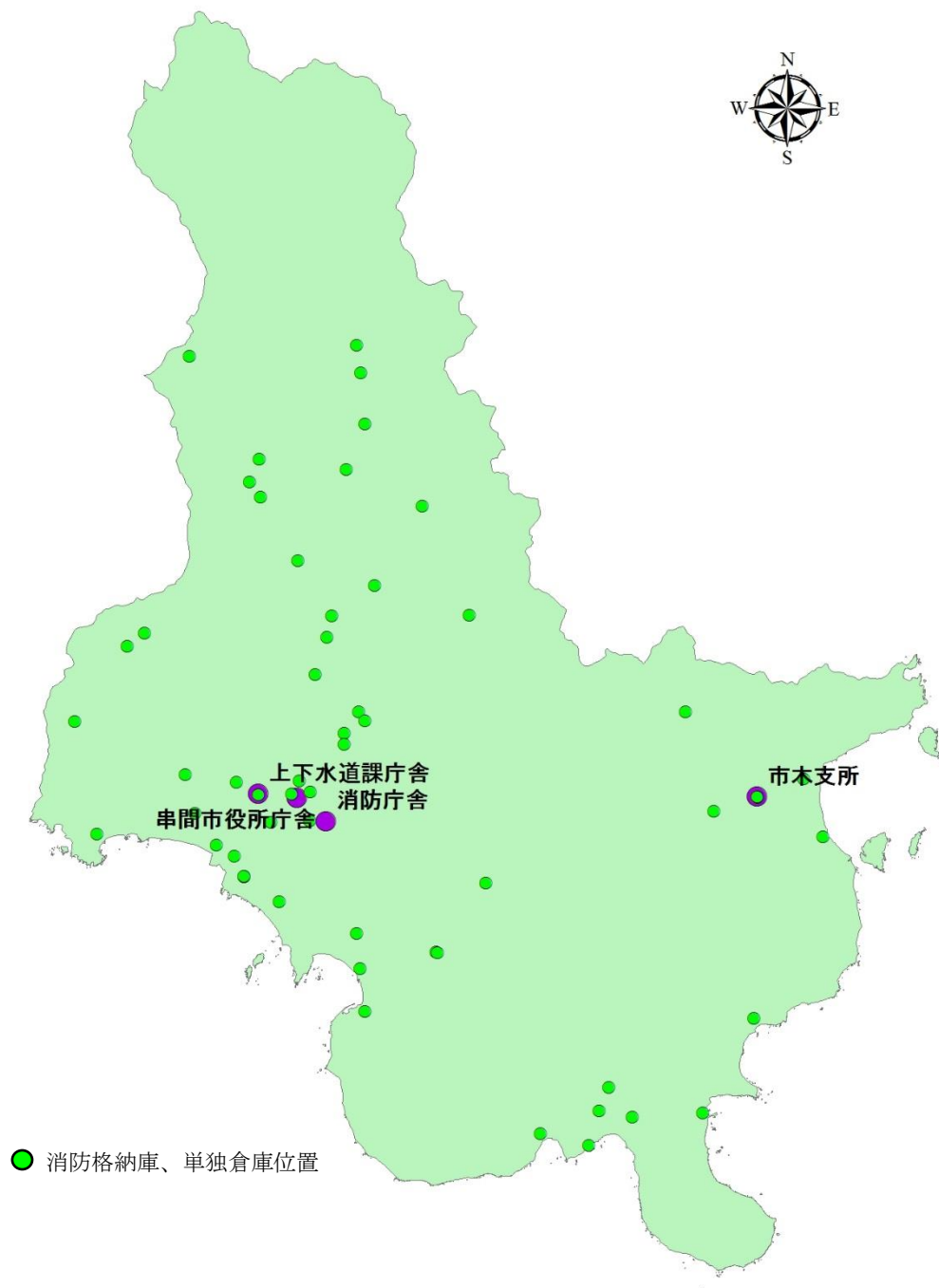


図 行政系施設 配置図

(10) 公営住宅

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
今町住宅	8	3	321.8	1952	要早急対応
みどりが丘住宅	3	2	380.4	1965	更新検討
あさひが丘第1住宅	3	2	500.8	1966	更新検討
あさひが丘第2住宅	5	2	379.2	1967	更新検討
橋之口第4～第10住宅	5	2	3,613.7	1974	更新検討
さくらが丘住宅	3	2	3,194.8	1977	更新検討
大東原第1住宅	6	2	251.0	1980	更新検討
大東原第2住宅	7	2	241.8	1987	更新検討
本城住宅	6	2	241.8	1987	更新検討
宮之前第1住宅	5	2	28.0	1955	更新検討
宮之前第2住宅	3	2	313.7	1983	更新検討
金谷団地	1	3	877.5	1986	利用検討
橋之口第1～第3住宅	0	0	1,604.0	2015	維持保全
寺里住宅	1	2	1,751.5	1985	維持保全
ふれあい坂団地	0	0	5,968.1	1989	維持保全
本町かな住宅	0	1	4,291.9	1997	維持保全
寺里さくら	0	0	2,156.4	2011	維持保全
しいの木住宅	0	1	587.1	1993	維持保全

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

公営住宅は歳入源としての価値があり、住民への住居の提供という福祉的な側面もあるため、更新などの際には、将来発生すると思われる歳入と歳出の両面で考える必要がある。耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却、更新を推進し、特に老朽化した施設のうち「簡平」・「簡二」タイプの住宅は除却を検討する。

居住者がいるため、詳細に計画を立てる必要があることから、「串間市公営住宅等長寿命化計画」が策定されている。



図 公営住宅 配置図

(11) 公園

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
第5児童公園(トイレ)※封鎖中	6	8	5.8	1987	要早急対応
第6児童公園(休憩所)	3	4	20.8	1989	要早急対応
高松漁村広場(トイレ)	2	4	14.4	1992	要早急対応
串間農工団地公園(トイレ)	2	4	8.8	1993	要早急対応
第2高畑山市民いこいの森公園(トイレ)	4	5	6.0	1995	要早急対応
赤池地区農村公園(トイレ)(下)	0	1	8.6	1997	要早急対応
本城多目的広場(休憩所)	3	6	32.0	1992	要早急対応
市木多目的運動広場(休憩所)	2	5	17.5	1990	要早急対応
第7児童公園(休憩所)	3	2	21.0	1988	更新検討
第2児童公園(トイレ)	1	3	5.0	1987	利用検討
桂原地区親水公園(トイレ)	0	3	14.1	1992	利用検討
福島川河川歴史公園(トイレ)	4	5	15.8	1993	利用検討
第9街区公園(トイレ)	5	5	8.8	1993	利用検討
第10街区公園(トイレ)	0	4	9.0	1995	利用検討
第11街区公園(トイレ)	2	4	8.8	1993	利用検討
桜堤和田河原(トイレ)	0	3	13.4	1999	利用検討
親水公園(トイレ)	2	2	11.8	1999	利用検討
東町街区公園(トイレ)	3	3	9.0	2004	利用検討
赤池地区農村公園(トイレ)(上)	0	5	25.7	1997	利用検討
宮之浦漁村広場(トイレ)	0	6	30.8	1994	利用検討
第8児童公園(トイレ)	1	4	9.0	1991	維持保全
大東地区多目的運動公園(トイレ)	3	6	24.0	2007	維持保全

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

公園トイレ、休憩所は維持補修で対応するものとし、建替え、大規模改修は実施しない。管理コストを縮減するために、公園整備を主として行う所管での一元管理が望ましい。

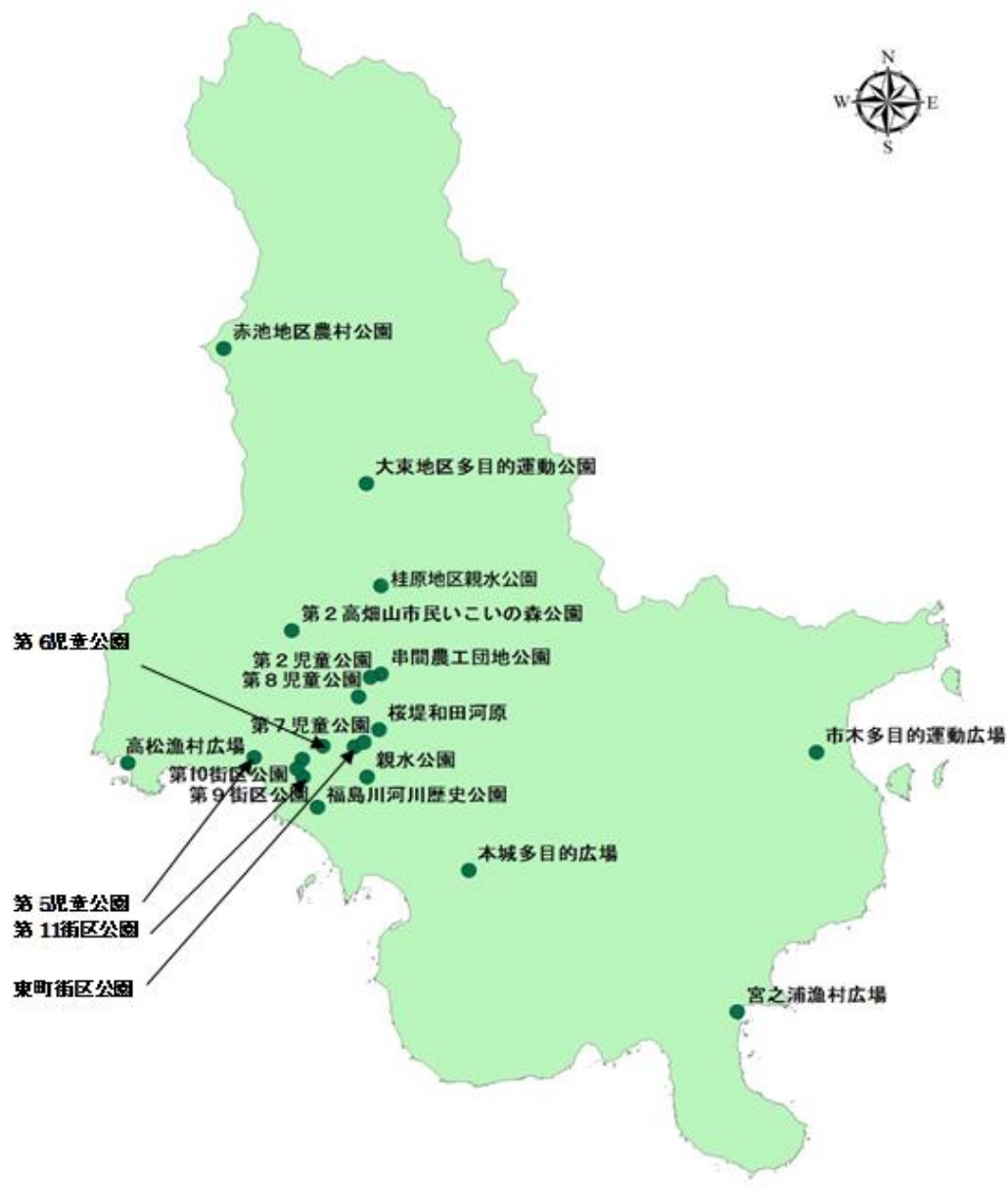


図 公園 配置図

(12) 供給処理施設

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
し尿処理場(旧し尿処理場)	1	0	914.0	1981	用途廃止
串間市じん芥処理場	7	1	1,607.1	1984	用途廃止
串間エコクリーンセンター	0	1	3,376.0	2001	維持保全

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

「し尿処理場（旧し尿処理場）」及び「串間市じん芥処理場」は現在使用しておらず、簡易評価の結果に関わらず「用途廃止」（解体）とする。

「エコクリーンセンター」は定期的な点検を行いながら、更新の前倒しの検討が必要である。



図 供給処理施設 配置図

(13) その他

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
串間市葬斎場	4	3	796.0	1992	要早急対応
串間市宮松尾墓地	4	2	9.0	2002	更新検討
旧崎田小学校	3	2	952.0	1945	更新検討
旧赤池小学校	1	6	664.0	1974	利用検討

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

「串間市葬斎場」は重要な施設であり、改修に関わるコストの平準化に向けて個別計画を策定する必要がある。

「旧崎田小学校」については、売却や有償・無償譲渡も検討できる。所在している地域なども考慮し、譲渡または売却等が厳しい場合は、解体も視野にいれて検討する必要がある。



図 その他 配置図

(14) 上下水道施設

施設名	管理評価	利用評価	延床面積 (㎡)	建築年	評価
旧穂佐ヶ原浄水場	5	5	158.1	1960	用途廃止
旧揚原浄水場	5	5	80.8	1966	用途廃止
旧白坂浄水場	5	5	73.6	1987	用途廃止
穂佐ヶ原配水池	3	0	912.9	1958	更新検討
越ヶ谷加圧ポンプ場	4	0	6.2	1991	更新検討
笠祇第1中継ポンプ場	4	0	26.4	2004	更新検討
笠祇第2中継ポンプ場	4	0	26.0	2004	更新検討
井牟田中継ポンプ場	4	0	151.2	2011	更新検討
串間中央浄化センター	4	1	355.5	2003	更新検討
秋山ポンプ場	4	0	10.6	1990	更新検討
西区浄水場	4	0	807.2	2008	更新検討
高則中継ポンプ場	4	0	32.0	1987	更新検討
赤池水源地	4	0	5.5	1993	更新検討
大平第1水源地	4	0	4.0	2001	更新検討
大平浄水場	4	0	68.4	2002	更新検討
東区浄水場	4	0	457.8	2011	更新検討
上代田中継ポンプ場	4	0	8.9	1987	更新検討
本城中継ポンプ場	4	0	54.0	1993	更新検討
都井配水池	3	0	52.0	1969	更新検討
都井水源地	8	0	7.0	1969	更新検討
宮ノ浦水源地	4	0	8.0	1992	更新検討
子持田水源地	1	0	32.0	1980	更新検討
舩中継ポンプ場	4	0	23.1	1997	更新検討
築島地区漁業集落排水処理施設	4	1	15.0	2000	更新検討
笠祇第1配水池	0	0	64.2	2004	維持保全
笠祇第2配水池	1	0	45.7	2005	維持保全
秋山配水池	0	0	50.4	1990	維持保全
白坂配水池	2	0	179.0	1986	維持保全
高則配水池	0	0	54.4	1987	維持保全
大重野配水池	0	0	33.0	1990	維持保全
赤池配水池	0	0	39.6	1993	維持保全
古大内調整槽	1	0	48.0	1997	維持保全

施設名	管理評価	利用評価	延床面積	建築年	評価
風野配水池	0	0	23.6	2001	維持保全
大平減圧弁室	0	0	12.8	2003	維持保全
上代田配水池	0	0	2.3	1987	維持保全
小田代配水池	0	0	53.9	1993	維持保全
平地区農業集落排水処理施設	0	1	385.6	1995	維持保全
宮ノ浦配水池	0	0	38.4	1991	維持保全
宮ノ浦浄水場	0	0	35.0	2017	維持保全
子持田配水池	0	0	65.1	1981	維持保全
舩配水池	0	0	30.0	1997	維持保全

※管理評価・利用評価は計画策定時の簡易評価結果による。

上下水道施設はインフラ施設に該当する。今後策定される更新計画などにもとづいて、インフラ施設の維持を個別に検討する。

6. 地区別の整備方針評価結果

地区別の整備方針別による延床面積は以下のとおりである。福島地区は地区全体の93,263 m²に対し46,188 m²と5割弱程度が「維持保全」となり、更新等の検討が必要な施設が3割ほどある。北方地区及び本城地区は「維持保全」が1割に満たず、「更新検討」が5割を超えている。複合化等を含めた更新計画が必要と考えられる。大東地区及び都井地区は「維持保全」が6割を越える。市木地区は「更新検討」が6割を超え、統廃合を含めた検討が必要となる。

表 地区別整備方針別延床面積表 (m²)

地区名	維持保全	更新検討	利用検討	要早急対応	用途廃止	合計
福島地区	46,188	33,221	9,148	2,186	2,521	93,263
北方地区	690	8,797	985	0	158	10,631
大東地区	8,328	3,088	2,397	9	154	13,976
本城地区	890	7,193	640	3,403	0	12,126
都井地区	7,325	519	1,205	1,000	0	10,049
市木地区	349	4,372	813	1,359	0	6,893
合計	63,770	57,190	15,188	7,956	2,834	146,937

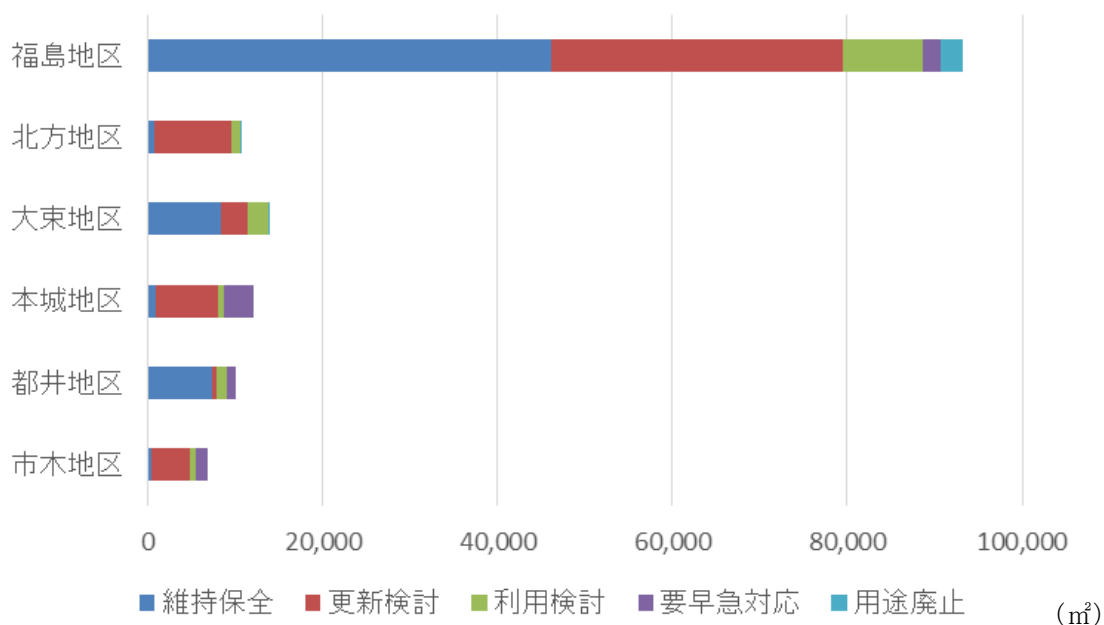


図 地区別整備方針延床面積

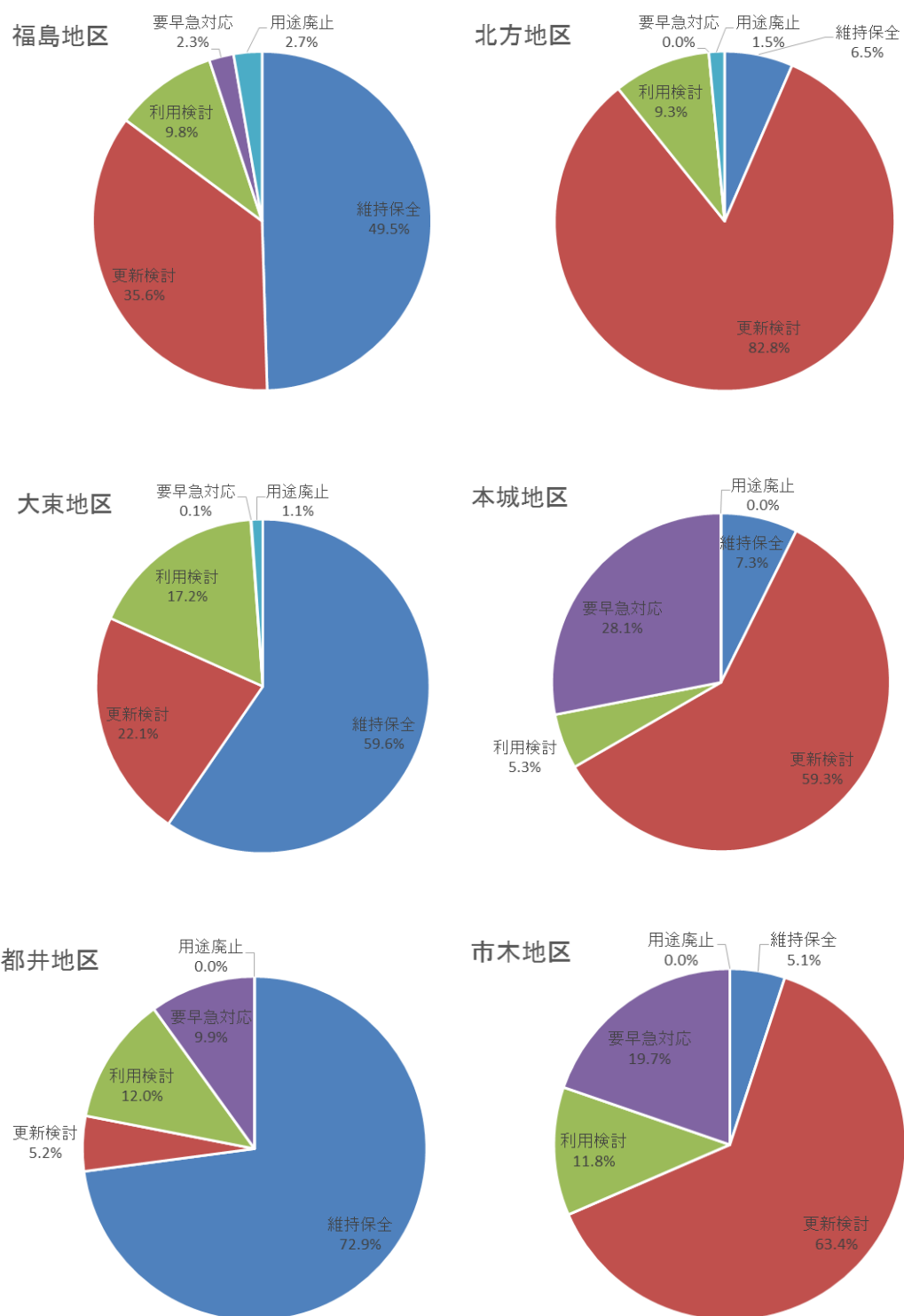


図 地区別整備方針の割合

第5章 施設整備の方向性

これまでの実態把握と評価結果をもとに、今後優先的に公共施設整備の検討を進める。

これらの公共施設については、優先的に統廃合や用途変更など「品質」の向上と「財政」の縮減を前提に「供給」量の縮減を目指して再整備を検討する（消防格納庫、単独倉庫及び用途廃止以外の上下水道施設は除く）。

1. 「用途廃止」及び「要早急対応」と評価された公共施設について

「用途廃止」と評価された公共施設は「串間市じん芥処理場」をはじめとして5施設ある。これら施設はすでに事業を停止しており、事実上用途廃止となっているもので、新たに当該地への施設整備は考慮せず、第1期中に除却を検討する。

「要早急対応」と評価された施設については、利用者視点からも管理者視点からも評価が低く、除却も視野に入れ、その対応を検討する必要がある。また公園施設については、管理体制の一元化についても検討を行う必要がある。

表 「用途廃止」及び「要早急対応」と評価された施設

地区名	施設名称	備考
福島	串間市じん芥処理場	用途廃止
福島	し尿処理場(旧し尿処理場)	用途廃止
北方	旧穂佐ヶ原浄水場	用途廃止
大束	旧揚原浄水場	用途廃止
大束	旧白坂浄水場	用途廃止
福島	串間市中央公民館	要早急対応
福島	今町住宅	要早急対応
福島	第5児童公園(トイレ)※封鎖中	要早急対応
福島	第6児童公園(休憩所)	要早急対応
福島	高松漁村広場(トイレ)	要早急対応
福島	串間農工団地公園(トイレ)	要早急対応
福島	第2高畑山市民いこいの森公園(トイレ)	要早急対応
福島	串間市葬斎場	要早急対応
大束	赤池地区農村公園(トイレ)(下)	要早急対応
本城	串間市本城公民館	要早急対応
本城	食の健康拠点施設(リフレ館)	要早急対応
本城	本城多目的広場(休憩所)	要早急対応

地区名	施設名称	備考
都井	都井基幹集落センター(都井支所)	要早急対応
都井	都井岬灯台下(トイレ)	要早急対応
都井	恋ヶ浦(トイレ)	要早急対応
都井	岬馬保護増殖管理センター	要早急対応
市木	串間市市木公民館	要早急対応
市木	フィールドミュージアム(トイレ)	要早急対応
市木	市木小学校 築島分校(H28:廃校)	要早急対応
市木	市木デイサービスセンター	要早急対応
市木	市木多目的運動広場(休憩所)	要早急対応

2. 「更新検討」及び「利用検討」と評価された公共施設について

「更新検討」及び「利用検討」と評価された公共施設は、庁舎をはじめ、公営住宅や学校施設など用途は多岐にわたっている。これらは基本的には継続利用を原則とするが、経年劣化や利用度を考慮し、出来る限り集約等の再整備を進めることも検討する。公営住宅と学校施設については長寿命化計画が策定されている。

表 「更新検討」及び「利用検討」と評価された施設

地区名	施設名称	備考
福島	串間市文化会館	更新検討
福島	埋蔵文化財保管施設	更新検討
福島	串間市アクティブセンター	更新検討
福島	串間市民総合体育館	更新検討
福島	串間駅の駅	更新検討
福島	金谷小学校	更新検討
福島	福島小学校	更新検討
福島	千種保育所	更新検討
福島	串間市役所庁舎	更新検討
福島	みどりが丘住宅	更新検討
福島	あさひが丘第1住宅	更新検討
福島	あさひが丘第2住宅	更新検討
福島	橋之口第4～第10住宅	更新検討
福島	さくらが丘住宅	更新検討
福島	第7児童公園(休憩所)	更新検討
福島	串間市宮松尾墓地	更新検討
北方	北方小学校	更新検討
北方	秋山小学校	更新検討
北方	北方中学校(H29:廃校)	更新検討
北方	学校給食共同調理場	更新検討
大東	大東駅トイレ	更新検討
大東	大平小学校	更新検討
大東	大平教職員住宅	更新検討
大東	大東原第1住宅	更新検討
大東	大東原第2住宅	更新検討
本城	本城小学校	更新検討
本城	本城中学校(H29:廃校)	更新検討

地区名	施設名称	備考
本城	本城住宅	更新検討
本城	旧崎田小学校	更新検討
都井	小崎鼻(トイレ)	更新検討
都井	宮之前第1住宅	更新検討
都井	宮之前第2住宅	更新検討
市木	市木小学校	更新検討
市木	市木中学校(H29:廃校)	更新検討
福島	串間市土地改良資料館	利用検討
福島	笠祇小学校(休校中)	利用検討
福島	消防庁舎	利用検討
福島	金谷団地	利用検討
福島	串間市総合運動公園	利用検討
福島	第2児童公園(トイレ)	利用検討
福島	桂原地区親水公園(トイレ)	利用検討
福島	福島川河川歴史公園(トイレ)	利用検討
福島	第11街区公園(トイレ)	利用検討
福島	第9街区公園(トイレ)	利用検討
福島	第10街区公園(トイレ)	利用検討
福島	桜堤和田河原(トイレ)	利用検討
福島	親水公園(トイレ)	利用検討
福島	東町街区公園(トイレ)	利用検討
北方	農村環境改善センター	利用検討
大東	串間市大東公民館(大東支所)	利用検討
大東	串間市赤池地区活性化センター	利用検討
大東	大東ふれあいセンター	利用検討
大東	赤池地区農村公園(トイレ)(上)	利用検討
大東	旧赤池小学校	利用検討
本城	串間市簡易温泉(湯ったり館)	利用検討
本城	本城ふれあいセンター(R元:廃止)	利用検討
都井	都井岬神社前(トイレ)	利用検討
都井	大納小学校(H28:廃校)	利用検討
都井	都井ふれあいセンター	利用検討
都井	宮之浦漁村広場(トイレ)	利用検討
市木	市木保育所	利用検討

地区名	施設名称	備考
市木	串間市市木診療所	利用検討
市木	市木支所	利用検討

3. 「維持保全」と評価された公共施設について

「維持保全」と評価された公共施設の多くは、第1期以内での大規模改修等の対応は不要と判断できる。しかし赤池キャンプ場などのように「維持保全」と評価しているが、実質バンガローの撤去など具体的な対応を予定しているものや、施設利用に際しての不具合、劣化等が見られるもの、プラントなどの設備機器を多く有するものなどは、第1期中に個別計画などの検討を行うことが望ましい。

表 「維持保全」と評価された施設

地区名	施設名称	備考
福島	串間市立図書館	維持保全
福島	串間市営弓道場	維持保全
福島	高松海水浴場	維持保全
福島	有明小学校	維持保全
福島	串間中学校	維持保全
福島	総合保健福祉センター	維持保全
福島	串間市民病院	維持保全
福島	医師住宅	維持保全
福島	上下水道課庁舎	維持保全
福島	橋之口第1～第3住宅	維持保全
福島	寺里住宅	維持保全
福島	ふれあい坂団地	維持保全
福島	本町かなな住宅	維持保全
福島	寺里さくら	維持保全
福島	第8児童公園(トイレ)	維持保全
福島	串間エコクリーンセンター	維持保全
北方	しいの木住宅	維持保全
大東	赤池キャンプ場	維持保全
大東	大東小学校	維持保全
大東	大東中学校(H29:廃校)	維持保全
大東	大東地区多目的運動公園(トイレ)	維持保全
本城	宿泊施設(コテージ)	維持保全
本城	串間温泉農畜産物処理加工施設	維持保全
本城	串間温泉いこいの里(多目的広場)	維持保全
都井	都井岬ビジターセンター	維持保全
都井	串間市都井岬観光交流館	維持保全

地区名	施設名称	備考
都井	都井小学校	維持保全
都井	都井教職員住宅	維持保全
都井	都井中学校(H29:廃校)	維持保全
市木	市木幸島休憩所	維持保全
市木	市木教職員住宅	維持保全
市木	津波避難施設(下石波地区)	維持保全

4. 工事費用平準化の目安

評価結果を踏まえ、更新費用平準化の目安について検討する。平準化を検討するにあたり耐用年数を設定する。

(1) 耐用年数の設定について

建築物は、老朽化による物理的な耐用年数だけではなく、経済的、機能的な観点から解体や建替えを行う。それぞれ要因による耐用年数の定義は下表のとおりである。

表 耐用年数決定の要因

耐用年数 決定の要因	内容
①物理的要因	建物躯体や構成材が経年劣化など自然的原因、物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される限界性能を下回り、建築物滅失する年数。一般的には、事前に自然崩壊する前に解体され、建替えることになる。
②経済的要因	建築物の機能が低下していく中で、不具合や故障が発生するため、事前に若しくは事後にその復旧を行う必要が発生する。不具合や故障の程度、頻度により、継続使用するための補修・修繕費その他費用が改築費用を上回り、建替えるよりも復旧の方が高額と見込まれる場合は、解体され、建替えることになる。
③機能的要因	使用目的が当初の計画から変わったり、建築技術の革新や社会的要求が向上して陳腐化していき、新たな要求が求められ、建築物の形態、構造など新しい要求に対応できない場合は、機能的な寿命に達したと判断し、建替えることになる。
④法的要因	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数。

※耐用年数の長さは一般的には③<④<②<①となる。

串間市の公共施設の構造は、鉄筋コンクリートが最も多く、マネジメントにおいて、コンクリート構造の耐用年数の決定は重要となる。目標耐用年数については、さまざまな評価基準があるが、老朽化に伴い、これらを総合的に評価して1棟の建物として設定する耐用年数が「目標耐用年数」となる。

建物の寿命は、構造、立地条件、使用状況の違いなどによっても大きく左右されるが、階高や広さなどに余裕を持った建物や新耐震基準施設(1982年以降建設施設)は、計画的な保全を実施すれば100年以上も長持ちさせることができる可能性がある。

表 RC造・SRC造の目標耐用年数

目標耐用年数	代表値	範囲	下限値
高品質	100 年	80 年～120 年	80 年
普通品質	60 年	50 年～ 80 年	50 年

出典：(社) 日本建築学会編・発行「建築物の耐久計画に関する考え方」

新耐震基準で設計されたコンクリート構造の目標耐用年数は、原則として高品質の下限値及び普通品質の最大値である 80 年として計画を設定する。(旧基準は代表値である 60 年に 10 年を加えた 70 年とする。)

ただし、計画の詳細検討においては、ライフサイクルコストを算出するとともに、構造躯体の健全性調査などを実施した上で確定する。串間市公共施設の望ましい目標耐用年数は、構造別に下記のとおりとする。

表 串間市建築物の目標耐用年数

RC・SRC (新耐震)	RC・SRC (旧耐震)	木造	鉄骨造	その他
80 年	70 年	50 年	50 年	50 年

参考：「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)

築 20 年～30 年以上経過した施設の長寿命化については、現存の施設の状況を把握し設定する必要がある。

(2) 改修サイクル

施設の外壁などの部位、機械設備ごとの物理的耐用年数を概ね 20 年、30 年、40 年に分けることで、建物の骨格部分である躯体に 100 年の耐久性、耐震性を持たせ、用途変更を含めた場合、適切な周期で更新することで、躯体の限界性能が維持される場合建物は長く使い続けることができる。

既に築 20 年～30 年程度経過した施設については、竣工から概ね 35 年経過した時点で構造躯体の長寿命化判定やライフサイクルコストの検討結果により、個別施設ごとに判断された残耐用年数に応じた整備内容を設定することとする。

表 改修の定義

部分的小規模改修	竣工から約15年～20年経過した頃に行う比較的小規模な改修
個別更新	80年以上の使用は望めないが60年以上の使用は可能と判断された場合に、築40年頃に行う部分的に機能向上を考慮した改修
長寿命化改修 (大規模改修)	80年以上の使用が可能と判断された場合に、築40年頃に行う機能向上を考慮した大規模な改修
機能維持改修	80年以上の使用が可能と判断された場合に、築60年頃に行う機能維持を目的とした改修
機能維持補修	60年以上の使用が困難な場合に、更新までの期間、利用者の安全確保を考慮した上で最低限の機能維持を行うもの

(3) 公共施設更新費用の平準化

前項までの条件を基に、平成29年度から令和38年度までの40年間（平成29年度から令和2年度までは実績値）の10年ごとに平準化した更新費用を推計した。なお、令和3年度から令和12年度については、施設ごとの個別計画及び長寿命化計画に基づき、長寿命化対策を反映している。その結果、必要となる更新費用は40年間で393.9億円となった。

表 更新費用の平準化の目安 (単位：百万円)

期間	改修費用	建替費用	合計	年平均費用
第1期	3,170	7,752	10,922	1,092
第2期	8,886	1,911	10,797	1,080
第3期	10,008	0	10,008	1,001
第4期	7,661	0	7,661	766
合計	29,725	9,663	39,388	985

(億円)

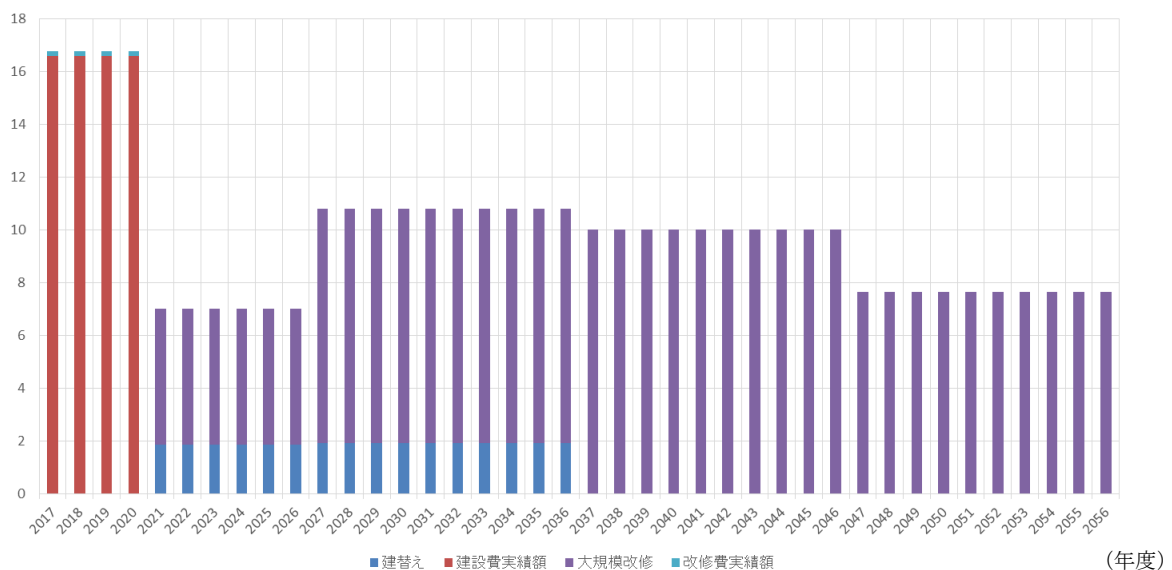
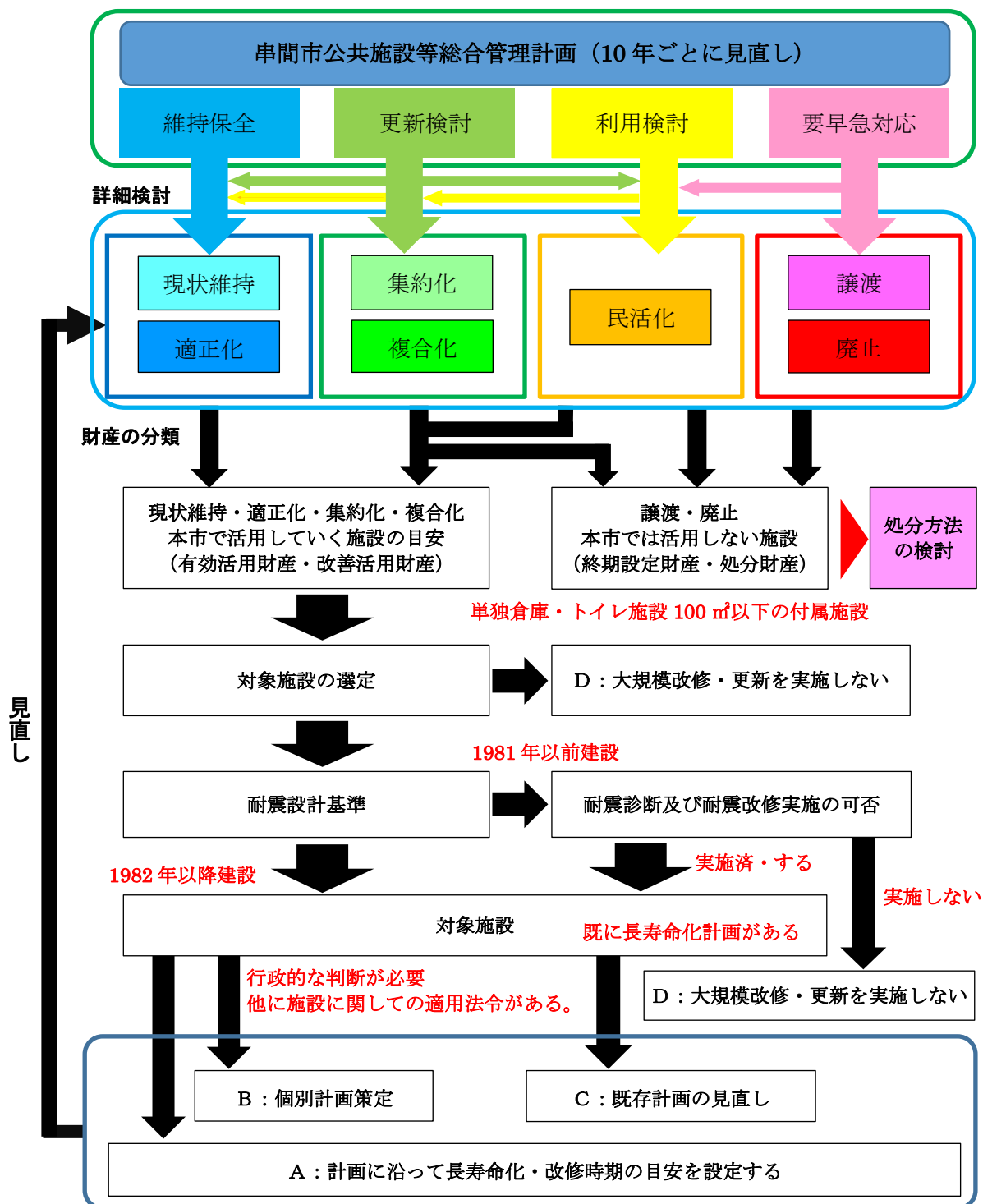


図 更新費用平準化イメージ

5. 個別施設計画に基づく保全業務の推進

令和2年度までに策定した「個別施設計画」に基づき、公共施設等の維持・更新等の最適化を推進するとともに、施設の状態や社会情勢の変化などを反映させるため、定期的に見直しを行う。

また、総合管理計画についても随時見直しを行い、その結果を軸に詳細な検討を行う。



(1) 詳細検討

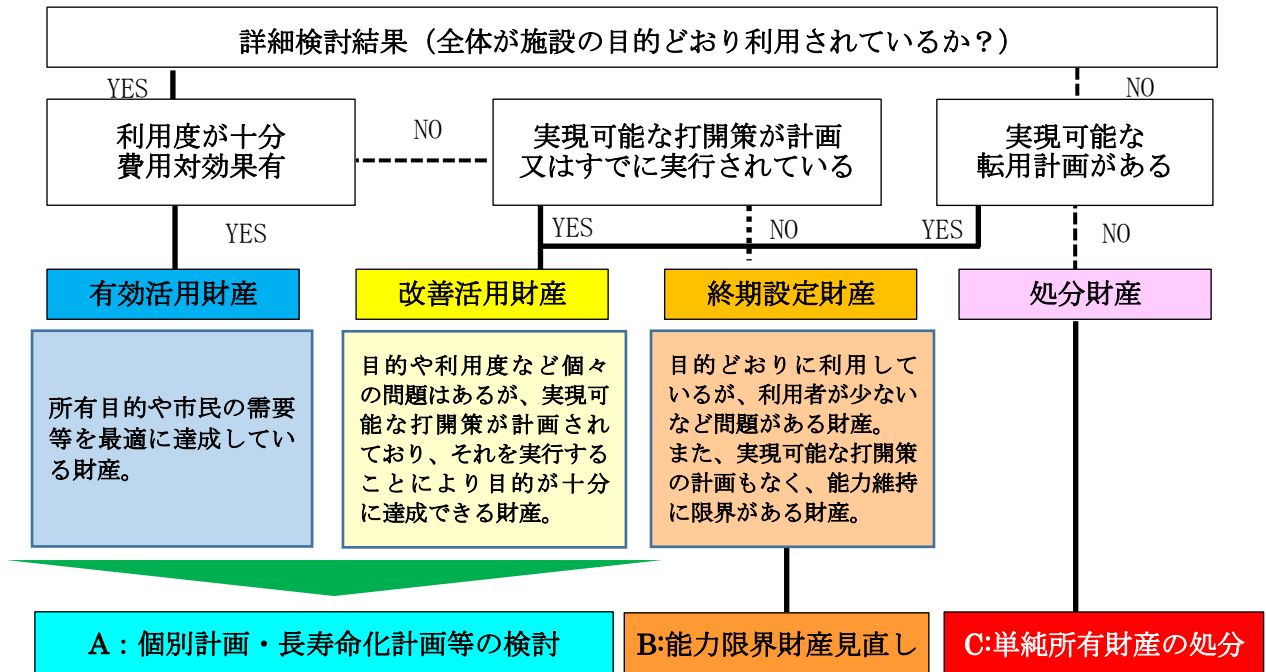
個別計画の見直しにあたっては基本方針を踏まえ、以下の評価区分を設定する。この評価区分にもとづき詳細検討を行い、改めて個別計画等の策定対象施設を抽出する。

表 公共施設方針

簡易評価区分	詳細区分	対象となる施設
維持保全 更新検討 利用検討	維持継続	現有施設を利用し、適切な時期に維持更新を行う施設
	適正化	需要と供給規模が対応する施設の中で将来の需要の増加が見込まれ、更新時に規模拡大を行うことが求められる施設または将来の需要の減少が見込まれ更新時に規模縮小を行うことが可能な施設
更新検討 利用検討 要早急対応	複合化	提供しているサービス・機能を機能が異なる他施設内、もしくは他敷地内に集約しても現状のサービス水準が低下しないか、もしくは向上が見込まれる施設
	集約化	類似した複数施設を 1 箇所に集約しても現状のサービス水準が低下しない、もしくは向上が見込まれる施設
	民活化	更新にあたって PFI 等の民間活力の導入により民間事業者等の資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮及び公共施設サービスの質の向上を図ることが可能な施設 民間施設のストックを活用することにより、公共施設と同等、もしくはそれ以上のサービスが提供される施設
要早急対応	廃止	建設当初の目的を終え、現在機能を停止している、もしくは停止が予定されている施設 他施設との機能の重複に伴う集約化や機能が異なる施設への集積に伴う複合化により必要性が失われる施設 民間施設のストック活用により必要性が失われる施設
	譲渡	現在、地域や民間事業者が独自に運営を行っている施設 民間が運営可能と見込まれる施設

(2) 財産の分類

詳細検討後、次図による区分で財産分類を行い、公共施設の対応における分類を行う。



【A：個別計画・長寿命化計画等の策定】

所有目的や市民の需要等を最適に達成している、もしくは達成可能財産として利活用を進めるため、施設の個別計画等を策定し管理していく。

【B：能力限界財産の見直し】

能力限界財産に区分された財産は、次表のとおり見直し方法を判断する。

表 能力限界財産の見直しの型と内容

型	内容
民間譲渡型	財産の目的を考慮した民間事業者を選定し、条件付一般競争入札による売却を原則とし、予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
統合型	直ちに統合に関する計画を策定し実現する。統合により遊休化した施設は、施設の目的と必要性を再検討する。
縮小型	施設の使用部分を見直し、未使用の部分は、一部処分又は民間等への賃貸を検討し遊休化を防ぐ。
必要性検討型	施設の目的と必要性を再検討する。

【C：単純所有財産の処分】

単純所有財産の処分に区分された施設は、施設の目的と必要性を再検討する。

表 単純財産処分の型と内容

型	内容
通常売却型	複数の購買者が見込まれるので、一般競争入札による売却を原則とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。なお、建物等がある場合は、建物付売却とする。
特定売却型	購買者が限定されるため、随意契約により売却とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
建物付売却型	一般競争入札による売却を原則とする。予定価格は、不動産鑑定評価額とする。
復旧投資型	復旧することに注力する。復旧後はこの表に従って、型の見直しを行う。
追加投資型	費用対効果を十分検討した上で商品化し、「通常売却型」を参考に売却する。
中期保有型	障害解決に注力する。解決後は型の見直しを行う。

(3) 個別計画策定の目安

平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間（平成 29 年度から令和 2 年度までは実績値）の「供給」目標である 60%縮減を達成するため、今後の計画的な建替え、用途廃止を含んだ個別計画の策定に取り掛かるものとする。

整備方針の結果を軸に個別計画策定が必要な施設を想定する。なお、評価した施設のうち、公園施設は除き、政治的な判断が必要な施設は類型で表示する。策定にあたっては、(2) 財産の分類に基づく。

なお、「串間市学校施設等長寿命化計画」や「串間市公営住宅等長寿命化計画」など、既に策定済みのものもある。

表 長寿命化計画及び個別計画検討施設の目安

策定理由	長寿命化計画及び個別計画の検討
「政治的な判断が必要」	学校教育系施設 公営住宅
「要早急対応」	串間市葬斎場
「更新検討」	串間市役所庁舎 串間市アクティブセンター 串間市文化会館 串間市民総合体育館 串間駅の駅 学校給食共同調理場 消防庁舎
「利用検討」	農村環境改善センター 串間市赤池地区活性化センター 串間市大東公民館（大東支所） 大東ふれあいセンター 串間市簡易温泉（湯ったり館） 本城ふれあいセンター 都井ふれあいセンター 串間市市木診療所 市木支所

第6章 計画の推進

計画の推進にあたっては、「第3章 計画における基本方針」により実施する。

1. 庁内推進体制

(1) 公共施設等の管理運営等の現状

公共施設等の維持管理（営繕補修を含む）や公共施設等の運営（施設サービスや活動等）については、各施設等の所管部署が個別に実施している。

また、各施設等にかかる更新、修繕、維持管理の履歴等の保全データや施設利用状況等の運営データについても、各施設等の所管部署が個別に管理をしている状況である。また施設整備にかかる起債により、トイレなど同様の用途であっても所管課が複数に分かれて管理している。

(2) 庁内推進体制の整備

これまで、公共建築物の改修や維持管理、インフラ資産の長寿命化などについては、それぞれの分野で個別に取り組みが進められてきた。計画策定後の庁内推進体制としては、計画の進行管理と公共施設等にかかる更新、修繕等の年度計画の実践、管理等を一つの部署で一体的に実施していく、ハード面の事業評価が可能な専門部署を設置することが望ましい。公共施設の更新や大規模改修等の実施にあたって、庁内横断的な意思決定や調整を図るための推進委員会などの創設を含めた組織づくりが必要である。

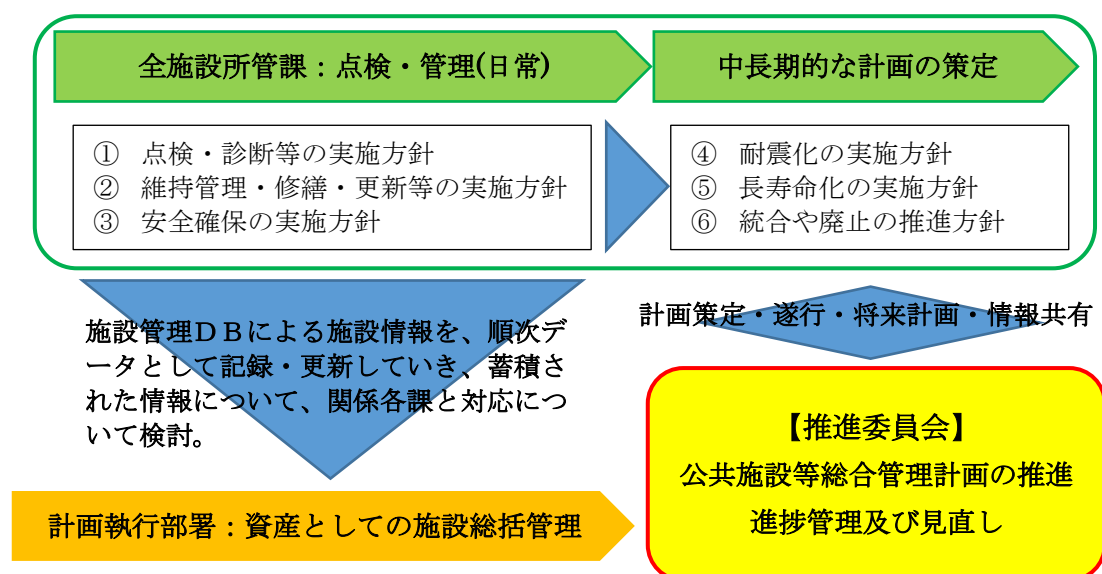


図 庁内推進体制イメージ

2. 計画の進行管理

【PDCA のマネジメントサイクルに基づいた推進計画の見直し】

推進計画の定期的な検証と見直しにあたっては、今後の社会経済情勢の変化（新型コロナウイルス危機を契機とした変化など）や公共施設等に求められる機能の変化に対応するため、推進計画の策定（Plan）、アセットマネジメントの取組みの実施（Do）、実施結果の検証（Check）、推進計画の見直し（Action）といった、PDCA のマネジメントサイクルにもとづいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える公共施設の複合化等についてもあわせて検討を行う。実施結果の検証では、推進計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行う。

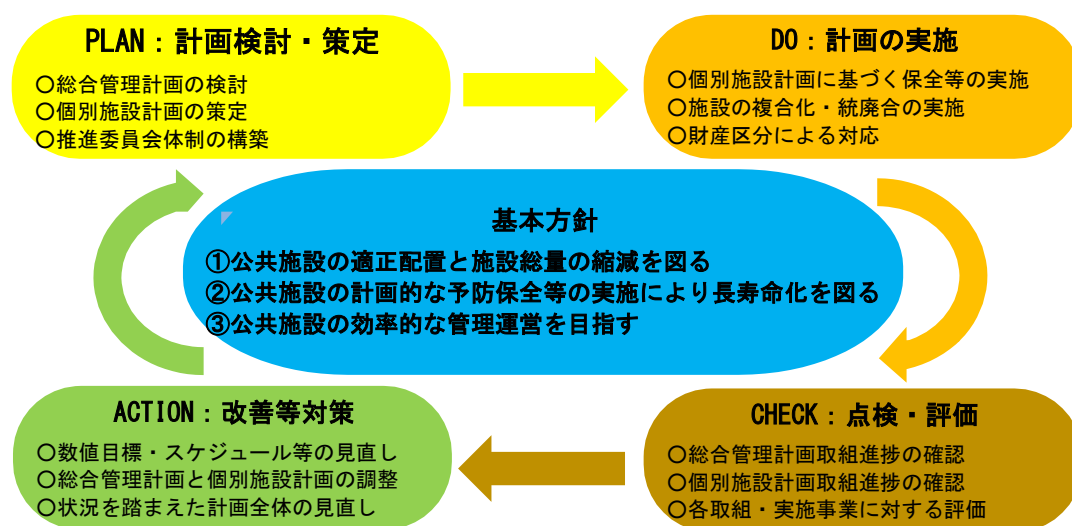


図 総合管理計画の推進に向けた体制およびPDCAサイクルイメージ